



令和5年 第4回定例会

会 議 録

(令和5年9月8日～10月5日)

枕 崎 市 議 会

令和 5 年
枕崎市議会第 4 回定例会会期及び会期日程

1 会 期 28 日間（9 月 8 日～10 月 5 日）

2 会期日程

月 日 (曜)	区 分		時 間	内 容
9 月 8 日 (金)	本会議		前 9:30	1 開 会 2 開 議 3 会議録署名議員の指名 4 会期について 5 諸般の報告 6 行政報告 7 議案上程（日程第5号－第19号） 8 提案理由の説明、質疑 9 予算特別委員会及び決算特別委員会の設置並びに委員の選任 10 議案委員会付託 11 議案上程（日程第20号、第21号） 12 提案理由の説明 13 質疑、討論、表決 14 報告（日程第22号、第23号） 15 散 会
9 月 9 日 (土)	休 会			
9 月 10 日 (日)	休 会			
9 月 11 日 (月)	本会議		前 9:30	1 開 議 2 一般質問（4名） 3 散 会
		委員会	前 8:50	1 議会運営委員会
9 月 12 日 (火)	本会議		前 9:30	1 開 議 2 一般質問（2名） 3 散 会
9 月 13 日 (水)	休 会	委員会	前 9:30	1 総務文教委員会
9 月 14 日 (木)	休 会	委員会	前 9:30	1 産業厚生委員会
9 月 15 日 (金)	休 会	委員会	前 9:30	1 予算特別委員会
9 月 16 日 (土)	休 会			
9 月 17 日 (日)	休 会			

9月18日(月)	休 会			
9月19日(火)	休 会	委員会	前 9:00	1 決算特別委員会
9月20日(水)	休 会	委員会	前 9:30	1 決算特別委員会
9月21日(木)	休 会	委員会	前 9:30	1 決算特別委員会
9月22日(金)	休 会			
9月23日(土)	休 会			
9月24日(日)	休 会			
9月25日(月)	休 会	委員会	前 9:30	1 議会運営委員会
9月26日(火)	休 会			
9月27日(水)	本会議		前 9:30	1 開 議 2 議案上程(日程第1号-第2号) 3 委員長報告(総務文教委員会) 4 質疑、討論、表決 5 議案上程(日程第3号) 6 委員長報告(産業厚生委員会) 7 質疑、討論、表決 8 議案上程(日程第4号-第8号) 9 委員長報告(予算特別委員会) 10 質疑、討論、表決 11 散 会
9月28日(木)	休 会			
9月29日(金)	休 会			
9月30日(土)	休 会			
10月1日(日)	休 会			
10月2日(月)	休 会			
10月3日(火)	休 会	委員会	前 9:30	1 議会運営委員会
10月4日(水)	休 会			

10月5日(木)	本会議		前 9:30	1 開 議 2 議案上程(日程第1号-第8号) 3 委員長報告(決算特別委員会) 4 質疑、討論、表決 5 議案上程(日程第9号) 6 提案理由の説明 7 質疑、討論、表決 8 継続調査申出について 9 議員派遣について 10 閉 会
----------	-----	--	--------	--

本 会 議 第 1 日

(令和5年9月8日)

令和5年枕崎市議会第4回定例会

議事日程（第1号）

令和5年9月8日 午前9時30分開議

日程 番号	議案 番号	件 名	付託 委員会
1		会議録署名議員の指名	
2		会期について	
3		諸般の報告	
4		行政報告	
5	53	令和5年度枕崎市一般会計補正予算（第4号）	予 特
6	54	令和5年度枕崎市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）	〃
7	55	令和5年度枕崎市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）	〃
8	56	令和5年度枕崎市介護保険特別会計補正予算（第1号）	〃
9	57	令和5年度枕崎市立病院事業会計補正予算（第1号）	〃
10	58	枕崎市学校教育施設整備基金条例の制定について	総 文
11	59	南薩地区衛生管理組規約の変更について	産 厚
12	60	鹿児島県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の名称の変更及び同組規約の変更について	総 文
13	認1	令和4年度枕崎市一般会計歳入歳出決算	決 特
14	認2	令和4年度枕崎市国民健康保険特別会計歳入歳出決算	〃
15	認3	令和4年度枕崎市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算	〃
16	認4	令和4年度枕崎市介護保険特別会計歳入歳出決算	〃
17	認5	令和4年度枕崎市立病院事業決算	〃
18	認6	令和4年度枕崎市水道事業決算	〃

19	認7	令和4年度枕崎市公共下水道事業決算	”
20	61	固定資産評価審査委員会委員の選任について	
21	62	人権擁護委員候補者の推薦について	
22	報4	健全化判断比率について	
23	報5	資金不足比率について	

1 本日の出席議員次のとおり

1 番 永 野 慶一郎 議員	2 番 下 竹 芳 郎 議員
3 番 辻 本 貴 志 議員	4 番 上 迫 正 幸 議員
5 番 水 野 正 子 議員	6 番 立 石 幸 徳 議員
7 番 豊 留 榮 子 議員	8 番 眞 茅 弘 美 議員
9 番 禰 占 通 男 議員	10 番 平 田 るり子 議員
11 番 橋 口 洋 一 議員	12 番 吉 嶺 周 作 議員

1 本日の書記次のとおり

新屋敷 増 事務局長	鷲 山 美津代 書記
宮 下 和 也 書記	川 瀬 裕 也 書記
山 口 美津哉 書記	

1 地方自治法第121条第1項の規定による出席者次のとおり

前 田 祝 成 市長	本 田 親 行 副市長
山 口 太 総務課長	日 渡 輝 明 企画調整課長
松 田 勇 一 市民生活課長	籠 原 正 二 財政課長
福 永 賢 一 福祉課長	中 嶋 章 浩 スポーツ・文化振興課長
松 田 誠 建設課長	沖 園 信 也 農政課長
西 村 祐 一 健康課長	鮫 島 眞 一 税務課長
川 野 優 治 地域包括ケア推進課長	上 園 秀 人 水道課長
今給黎 仁 水道課参事	平 塚 孝 三 市立病院事務長
橋 口 和 洋 監査委員事務局長	水 流 敏 幸 監査委員
天 達 純 子 地域包括ケア推進課参事	森 智 賀 健康課参事
中 村 俊 彦 農政課参事	桑 原 英 樹 水産商工課参事
立 石 秀 和 市民生活課参事	板 敷 勝 利 会計管理者兼会計課長
大工園 昭 則 建設課参事	田 代 勝 義 企画調整課参事
平 田 寿 一 総務課参事	木之下 浩 一 教育長
高 山 京 彦 教育総務課長兼給食センター所長	森 健 一 郎 学校教育課長
木 浦 勝 美 生涯学習課長	永 江 靖 博 農委事務局長兼農業振興係長
木口屋 和 彦 選管事務局長	宮 原 司 消防長
中 原 広 次 警防課長兼消防署長	中 山 俊 吾 総務課行政係長
星 崎 綾 乃 総務課行政係主任	

午前9時30分 開会

○永野慶一郎議長 令和5年第4回定例会が本日招集されましたが、出席議員12人で定足数に達し、議会は成立いたしました。

よって、開会いたします。

本日の議事日程は、配付のとおりであります。

これから議事日程に従い会議を開きます。

日程第1号会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員として、4番上迫正幸議員、9番禰占通男議員を指名いたします。

次に、日程第2号会期についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から10月5日までの28日間にしてはと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○永野慶一郎議長 御異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

この際、お諮りいたします。

休会日は、御手元の会期日程に記載のとおり定めてはと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○永野慶一郎議長 御異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

なお、会期中の日程は、御手元の会期日程によりますので、御承知おき願います。

次に、日程第3号諸般の報告を行います。

監査委員から、6月、7月及び8月執行の例月現金出納検査結果報告書を受理し、事務局に保管してありますので、御閲覧願います。

また、令和5年第3回定例会以後の議長会等の報告につきましては、御手元に配付いたしてありますので、御承知おき願います。

以上で報告を終わります。

次に、日程第5号から第19号までの15件を一括議題といたします。

市長に提案理由の説明を求めます。

[前田祝成市長 登壇]

○前田祝成市長 令和5年第4回枕崎市議会定例会の開会に当たりまして、行政報告を申し上げます。

まず、台風第6号について申し上げます。

台風第6号は、8月9日から10日にかけて薩摩・大隅地方を暴風域に巻き込みながら九州の西側を北上しました。

本市では、8月9日早朝に最大瞬間風速41.8メートルを記録するなど非常に風が強く、倒木等により市道等の通行に支障が生じた箇所や、長時間にわたって停電した地域もありましたが、幸いにも人的被害はなかったところです。

その台風第6号の影響により、4年ぶりに2日間のフル開催を予定していましたが、さつま黒潮きばらん海枕崎港まつりは中止となりました。

4年ぶりの開催を楽しみにされていた市民をはじめ、多くの皆様におわび申し上げます。

また、この祭りの準備に携わっていただいた青年会議所や商工会議所青年部をはじめとした各団体、多くの関係者の方々の御尽力に深く感謝申し上げます。

祭り当日に実施できなかった花火大会は、8月27日日曜日に約1万人の御来場をいただき、

無事、三尺玉まで打ち上げることができました。

南溟館では、8月11日に特別企画展「果ての鉄道展」が始まりました。

11日のオープニングでは、南薩地域振興局長、JR九州執行役員鹿児島支社長などの御来賓をお招きし、本展覧会の企画統括をお願いしています株式会社イチバンセンの川西社長によるギャラリートークなどを行いました。

10月31日までの開催期間中には、日本テレビ藤田大介アナウンサーをお招きしてのトークイベントや南溟館パフォーマンス広場でのミニSLの乗車会などの企画展を開催して、集客に努めてまいります。

いよいよ、来月14日から16日までの3日間、特別国体「燃ゆる感動かごしま国体なぎなた競技会」が本市で開催されます。

2020年の大会中止後、佐賀県や滋賀県をはじめとした後催県の御協力により開催する、鹿児島県での51年ぶりの国体となります。

来年から国民スポーツ大会となることから、今年が最後の国民体育大会、いわゆる国体となります。

全国から多くの関係者の御来場が予定されていますので、市民を挙げて歓迎し、選手関係者にとって思い出となる大会にしてまいりたいと思います。

皆様の御支援、御協力をよろしくお願いいたします。

新型コロナ5類移行後の経済活動について申し上げます。

5類移行に伴って、人の動き、経済の動きが少しずつ活発化してきています。

夏休み中の人出は、きばらん海は中止になったものの、8月の下旬にかけて週末を中心に入り込み客は増えているところです。

今月からは、地方創生臨時交付金を活用したキャッシュレスポイント決済30%還元キャンペーンを実施しており、更なる経済効果が期待されます。

当初予算で計画していました枕崎の魅力PR事業は、11月に城山ホテル鹿児島にて実施いたします。こちらもインバウンドを含む本県への観光客に、本市の魅力をお伝えする施策として効果が期待されるところです。

しかしながら、中国の経済状況の悪化、ウクライナ戦争の長期化などの世界情勢や、国内における慢性的な人手不足などの不安材料もあることから、経済全体をしっかりと観察しながら、今後も地域にとって効果的な施策を実施してまいります。

昨年11月に亡くなられた36代立行司木村庄之助こと山崎敏廣氏を偲ぶ会が今月23日に開催されます。

改めまして、山崎氏の御功績に深く敬意を表します。

偲ぶ会では市民の皆様が献花をする場が設けられるとのことですので、市としましても開催の趣意に賛同するとともに、実行委員会に対しまして協賛金を支出する予定であります。

本市の公募展、風の芸術展で長年審査員を務められた洋画家の野見山暁治氏が6月、102歳でお亡くなりになりました。

南溟館では、7月21日から27日まで、生前、寄贈いただいた作品などを展示した追悼展を開催いたしました。

ここに謹んで哀悼の意を表します。

6月議会でも報告しました5月以降に再開しました市長と語る会ですが、5月の茅野公民館の開催の後、牧園公民館の皆さん、さらに水流公民館で水流・山下公民館の皆さん、健康センターで木原、宮前町、日之出町、山手町の4公民館の皆さんと、合計4回、回を重ねました。今月も山口公民館で開催を予定しているところです。

直接、市民の皆様と話をすることで、より暮らしに密着した要望や様々な市政に対する御意見

を伺えることは、とても貴重な機会となっているところです。

今後も市民の皆様との対話を進めてまいります。

以上、行政報告を終わります。

○永野慶一郎議長 ただいまの報告については、御承知おき願います。

次に、日程第5号から第19号までの15件を一括議題といたします。

市長に提案理由の説明を求めます。

[前田祝成市長 登壇]

○前田祝成市長 提案理由の説明を申し上げます。

今議会に提案しようとする案件は、補正予算5件、条例1件、南薩地区衛生管理組合規約の変更について1件、鹿児島県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の名称の変更及び同組合規約の変更について1件、人事案件2件、決算7件及び報告事項2件の計19件であります。

このうち、人事案件及び報告事項を除く15件について、説明を申し上げます。

まず、議案第53号令和5年度枕崎市一般会計補正予算（第4号）について申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ5億3,250万円を追加し、予算総額を165億9,890万円にしようとするものです。

地方債の補正については、補助災害復旧事業の追加及び過疎対策事業ほか1事業の変更によるものです。

補正予算の主なものとしましては、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用した、低所得世帯支援給付金給付事業など4事業、令和4年度決算剰余金の財政調整基金及び減債基金への積立、ふるさと応援基金積立金、生活保護費など令和4年度の事業費確定に伴う国県支出金等精算返納金、降灰防止・降灰除去施設等整備事業補助などをお願いしてあります。

その他、主な内容につきましては、別途説明資料を添付してありますので、省略させていただきます。

次に、議案第54号令和5年度枕崎市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ1,947万6,000円を追加し、予算総額を33億5,662万6,000円にしようとするものです。

補正の内容は、償還金及び還付加算金の増額であります。

以上の財源として、繰入金及び繰越金の増で措置いたしました。

次に、議案第55号令和5年度枕崎市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ329万円を追加し、予算総額を3億9,302万9,000円にしようとするものです。

補正の内容は、後期高齢者医療広域連合納付金及び繰出金の増額であります。

以上の財源として、繰越金及び諸収入の増で措置いたしました。

次に、議案第56号令和5年度枕崎市介護保険特別会計補正予算（第1号）について申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ2億8,202万8,000円を追加し、予算総額を32億7,558万8,000円にしようとするものです。

補正の内容は、介護給付費準備基金積立金、介護給付費負担金等返納金及び一般会計繰出金の増額であります。

以上の財源として、繰越金の増で措置いたしました。

次に、議案第57号令和5年度枕崎市立病院事業会計補正予算（第1号）について申し上げます。

今回の補正は、収益的支出において、給与費の減に伴い、医業費用を606万円減額するほか、過年度損益修正損として特別損失を274万9,000円追加しようとするものです。

また、資本的収入及び支出においては、台風第6号の影響により破損した東病棟の空調設備を更新するため、支出を500万円追加し、収入額が支出額に対し不足する4,359万3,000円については、過年度分損益勘定留保資金並びに当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額で補填しようとするものです。

収益的支出における特別損失につきましては、本年4月14日に市立病院において、鹿児島労働基準監督署による給与の支給状況、労働条件の現状についての立入調査が行われ、また同月27日には、労働基準監督官から終業時刻以降に行われた会議等に参加した職員に対し時間外勤務手当の支払がなされていないものがあるため、確認可能なものは不足額を支給するよう指導がなされたことに伴い、会議等の出席者や出席時間等を調査しておりましたが、今般その作業が終了したこと、支払がなされていなかった時間外勤務手当を過去3年度分、一時金として遡及して支給するための費用を特別損失として計上したものであります。

次に、議案第58号枕崎市学校教育施設整備基金条例の制定について申し上げます。

これは、本市の学校教育施設の整備に必要な資金を積み立てるため、枕崎市学校教育施設整備基金を設置しようとするものです。

次の、議案第59号南薩地区衛生管理組合規約の変更につきましては、南薩地区衛生管理組合が共同処理するごみ処理施設の設置及び管理運営に関する事務に係る市の区域を変更することに伴い、同組合規約を変更することについて関係地方公共団体と協議したいので、地方自治法第286条第1項及び第290条の規定により議会の議決を求めるものです。

次の、議案第60号鹿児島県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の名称の変更及び同組合規約の変更につきましては、鹿児島県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の、伊佐北始良環境管理組合が令和5年4月1日付で、伊佐湧水環境管理組合に名称変更したことに伴い、同組合規約を変更することについて協議したいので、地方自治法第286条第1項及び第290条の規定により議会の議決を求めるものです。

なお、認定事項第1号令和4年度枕崎市一般会計歳入歳出決算、認定事項第2号令和4年度枕崎市国民健康保険特別会計歳入歳出決算、認定事項第3号令和4年度枕崎市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算、認定事項第4号令和4年度枕崎市介護保険特別会計歳入歳出決算、認定事項第5号令和4年度枕崎市立病院事業決算、認定事項第6号令和4年度枕崎市水道事業決算、認定事項第7号令和4年度枕崎市公共下水道事業決算についても、それぞれ認定をお願いしてあります。

これらのうち、認定事項第5号令和4年度枕崎市立病院事業決算、認定事項第6号令和4年度枕崎市水道事業決算及び認定事項第7号令和4年度枕崎市公共下水道事業決算については、剰余金処分計算書案も併せて提出してあります。

以上、主な点のみ申し上げますが、よろしく御審議くださるようお願い申し上げます、提案理由の説明を終わります。

○永野慶一郎議長 ただいま上程中の案件に対し、質疑はありませんか。

○6番立石幸徳議員 私は、議案第58号、議案第59号、そして遡りますけれども市立病院の補正予算議案第57号についてですね、ちょっと順序が食い違いますが、3件について質疑をいたします。

まず、議案第58号枕崎市学校教育施設整備基金条例の制定ですね。この条例制定が必要になってきた事情ですね。教育施設の整備というのは、もうずっと市制が施行されてから当然取り組んでいる事業ですけれども、今なぜこの基金条例が必要になっているのか。その教育施設整備に必要な資金、その資金積立てが要求をされる理由、ここについてまず端的にお尋ねをします。

それから、議案第59号の南薩地区衛生管理組合規約の変更、これは来年のちょうど1年後ぐらいになりますが、令和6年9月からの南薩地区の新クリーンセンター稼働に合わせて、組合が共同処理する事務及びごみ処理施設の設置あるいは管理運営ですね、これの区域として日置市を加えると。これはもう当然のことだと思うんです。

規約変更がなされることはもう当然としまして、ここでお尋ねしたいのは、日置市の人口あるいはごみ処理事業量の実態からしますとですね、現在の衛生管理組合議会の議員構成に影響といましようか、この議員構成も規約改正をしなければならぬんじゃないかと思っているんですが、この点については、現在その衛生管理組合幹事会等の協議はどのようになっているのか。

そして、当然、組合議員に関する組合規約変更がいつ変更される予定なのかですね、その辺を明らかにしてください。

それから、今市長の補正予算説明で私初めて確認したんですが、この市立病院の時間外勤務手当、これは労働基準監督署が立入調査に入って、まず、過年度の時間外勤務手当遡及分が3か年ということですが、これは法律上は3か年になっているんですかね。一般的には行政の遡及事項というのは5か年だと思うんですが、その辺のことを明確にしてください。

それから、この時間外勤務手当が支給されていなかったということの原因並びに今度の立入調査になった経緯ですね、この辺も本会議で明らかにしていただきたいと思います。

取りあえず以上です。

○高山京彦教育総務課長 議案第58号の質疑について説明します。

平成26年3月に閉校した旧金山小学校につきましては、令和5年度から旧校舎等を民間事業者の有償貸与するに当たり、国庫補助を受けて整備した建物等を財産処分する場合、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律の規定により、原則文部科学大臣の承認が必要となることから、本年2月に財産処分の申請を行いまして、6月に承認されたところです。

あわせて、財産処分を行う際の納付金の取扱いにつきましては、公立学校施設整備費補助金等に係る財産処分の承認等についての通知において、国庫補助事業完了後10年以上経過した建物等の有償による財産処分を行う場合、処分する部分の残存価格に対する補助金相当額以上の額を、当該地方公共団体が設置する学校の施設整備に要する経費に充てることを目的とした基金に積み立てたときは、納付金の国庫納付を必要としないとされていること。また、当該財産処分の承認申請時に基金が設置されていない場合には、当該財産処分の日から1年以内に基金を設立することとされていることから、本市においても、学校施設整備に要する経費に充てることを目的とした基金を設置しまして、積み立てを行うための当該条例を制定しようとするものでございます。

○立石秀和市民生活課参事 私のほうからは、南薩地区衛生管理組合規約の変更についてお答えいたします。

日置市が共同処理する事務のごみ処理施設の設置及び管理運営に関することに加入することによります組合議会の議員定数等につきましては、現在、南薩地区衛生管理組合の幹事会において協議を行っているところです。

最終的に協議会において協議が整い、組合議会の議員定数や構成市ごとの議員数に変更となる場合は、今後改めて南薩地区衛生管理組合規約の変更について、各構成市の議会の議決を求めることとなります。

○平塚孝三市立病院事務長 市立病院における労働基準監督官の訪問の経緯について説明させていただきます。

先ほど提案理由でも市長が申し上げたとおり、4月14日に労働基準監督官の訪問を受け、給与の支給状況、労働条件の現状について確認、聴取を受けたところです。

それと、4月27日、監督官による是正勧告及び指導を受けたところです。

是正勧告につきましては、賃金台帳に労働時間数を記入していないという指摘を受けておりま

す。

それと、労働者の労働時間の状況把握方法として、タイムカード等の客観的な記録の方法をしていないということで指摘を受けたところです。

指導につきましては、出勤簿の押印のみで始業・終業時刻が把握されていない状況になっていると。それと、労働時間を適正に把握しているとは認められないという指摘を受けております。それと、参加が強制されている会議等は労働時間に該当する。所定終業時刻後に月2回程度行われる会議については、労働時間に該当し、賃金の支払いを要すると。今後は確実に労働時間として扱い、相応の時間外手当を支給すべきものであること。過去の会議等につきましても、特定可能な範囲において遡及して支払うことということで指導を受けたところです。

先ほどなぜ3年間かということ御質問がありましたけれども、その監督官からは、過去の時間外勤務手当の遡及支給については、事業者が自主的に行うものでありまして、遡及支給の有無、遡及期間については事業者の判断であるとの説明がなされたところです。

法的な強制力はないとはいえ、今回の事態を重く受け止め、労働基準法に定める賃金の請求権の時効の期間が3年間ということで定められておりますので、その3年間を考慮しまして、令和2年度から4年度までの3年間を遡及して一時金として支給することといたしました。

なぜそういった経緯になったのかという御質問ですけれども、院内会議については、運営委員会とか責任者会議、医療安全対策委員会、院内感染対策委員会、褥瘡対策委員会、NST委員会等を設置しておりますけれども、職員、スタッフがいずれか複数の委員会に所属しているところ

です。各会議については、月1回、あるいは2か月に1回程度開催し、勤務時間内に行われる会議もありますけれども、会議によっては、出席者の確保から、勤務終了後30分から40分程度で行われておりまして、運営委員会、責任者会議を除く会議は、各委員会のメンバーが集まりやすい時間をメンバーで設定していたところです。

院内会議については、自主的な研修、学習とはみなされず、労働時間としてカウントするよう指導がなされたところです。これまで、時間外勤務として扱わず、労務管理が不適切であったということでもあります。

現在におきましては、会議等について勤務時間内に終了できるように会議時間を設定して、変更して運営しているところです。

なぜその立入調査が入ったかという経緯でございますけれども、4月27日に是正勧告、指導表を受ける際に、監督官が直接聞いたわけではないけれども、監督署に院内に実施されている終業時刻以後の会議について、時間外勤務手当が支給されていないことについて相談があったということで、4月14日に訪問したものであるということで、監督官からは説明を受けたところです。

○6番立石幸徳議員 最後の市立病院の関係から整理しますけれども、なかなかまだ判然としない、ちょっとまたマイクも聞き取りにくいんですが、予算特別委員会において資料をお願いしながら、また的確な審査を深めたいと考えます。

行政の運営において、時間外勤務手当が支給されないというのは、これはもう全く初歩的、基本的な落ち度だと思いますのでね、再発を防止する上でも、予算委員会ではしっかりした説明ができるようお願いしておきます。

それから管理組合の関係ではですね、現在言うまでもないんですけど、組合議員は枕崎市3名、南九州市3名、南さつま市4名、日置市2名となっているんですね。

しかし、日置市の今度ごみ処理の事業量が大幅に増えることから、当然この今の配分というのは変更をすることになりますよ。これも現在進行中のことなんですけど、枕崎市に不利益をもたらすような組合議員配分にならないようにですね、ここはしっかり頑張ってくださいと思います。

というのは、これまでも衛生管理組合については、市議会としてもいろんな形で負担金の問題かれこれ物申すこともたくさんございましたので、枕崎市が不利益になるようなことは断じて避けるような気持ちで頑張っていたきたいと、これは要望しておきます。

この教育施設の議案58号基金条例ですよ、この点は今、教育総務課長説明で補助金適正化法の関係を言われていますよね。そうしますと、今度の国庫補助の事業名はまずどういう事業名なんですか。そして、後何年間ぐらいの事業期間が残っているのか。

通常はと言いましょ、一般的にはその分の補助金を国庫に返納する、納付するという形で補助金の適正化法というのは規定されているんですが、今度はその国庫に納付しなくてもよろしいと。その代わりと言いましょ、そのためには基金条例を設置して、その基金に積立てをしていただきたいと。そして後年度、教育施設整備にその基金からいろいろ活用していただきたいと、こういう理解でいいんですかね。

この関係で、今後の一般会計補正予算に23万円、学校教育施設整備基金という科目で計上されているんですが、この23万円の根拠はどういうところにあるんですかね、お尋ねをいたします。

○高山京彦教育総務課長 財産制限の期間としましては、鉄筋コンクリート造の校舎の場合、平成12年度以前の予算に係る補助事業等により取得したものは60年でございます。

経過年数としましては、6号棟、これは東側校舎になりますけど、これが54年経過しております。あと17の1号棟、これが西側になります。これが46年経過しております。よりまして、前者が6年、後者が14年残存期間があったということになります。

○6番立石幸徳議員 事業名は何ですか。

○高山京彦教育総務課長 補助金名につきましては、公立学校施設整備費補助金ということになります。

23万円の根拠となりますけれども、残存価額に対する補助金相当額の算出根拠ですけれども、これが補助金相当額は22万9,992円となります。根拠としましては、若干複雑になりますけれども、計算式としまして当時の補助金額に今回の財産処分面積を補助面積で除して求めた財産処分する面積割合を乗じまして、財産処分の対象部分の補助金額を算出します。さらに、求めた財産処分対象の補助金額に貸与期間5年を処分制限期間60年で除して求めた割合を乗じて算出しております。

内訳としましては、昭和43年度補助対象の6号棟、これは先ほど言いましたけれども、東側校舎になりますけれども、処分に係る補助金相当額が17万5,166円、昭和51年度補助対象の17の1号棟、これは西側校舎になりますけれども、処分に係る補助金相当額が5万4,826円となりまして、合計22万9,992円となります。

○6番立石幸徳議員 最後の質疑ですけど、金山小学校跡地に新たにIT関係の企業が進出してきました、活用を本年度からしているということで、非常にその点については評価をしなければならいんですが、この企業進出の関係で、もう既に過年度の議会で論議もやっているんですけども、この金山小学校跡の貸借関係ですね、まず行政財産のままでは当然、貸付けはできないんで、普通財産に変更しなきゃならない。この普通財産の変更というのは、今そのIT関係の企業に貸し付けているその部分のみが財産変更になっているのか、金山小全体的に行政財産から普通財産への変更はなされているんですかね。

それで、今回の23万円の根拠と言いましょ、その分は全体の金山小の校舎、あるいは用地からいくと、大体割合としてはどの程度の割合になっているんですか、その点を最後にお尋ねをします。

○高山京彦教育総務課長 財産処分の割合につきましては、ちょっと把握はしておりませんが、校舎の中央に階段がありますけれども、そこから東側校舎が、先ほど言いました昭和43

年度建築の6号棟となりまして、1階にあった普通教室、多目的室、保健室部分、これが面積で言えば226.26平米です。あと、階段より西側校舎が昭和51年度建築の17の1号棟ということですけれども、これが1階の校長室だけが24.9平米の財産処分の面積ということになります。

残りの面積につきましては、昭和43年度建築の6号棟の部分につきましては約286平米、昭和51年度建築の17の1号棟、これにつきましては約491平米の面積が残っているということになります。

○田代勝義企画調整課参事 まず、行政財産から普通財産への変更につきましては、本年4月1日から普通財産となっております。その面積につきましては、金山小全体を普通財産としているところです。

今この貸付けに当たる部分も教育総務課長からございましたけれども、教育の部分の面積につきましては、校舎に対しておよそ4分の1の貸付面積となっております。あと土地の部分につきましても、土地の全体面積が1,600平米ございまして、そこに貸し付ける部分につきましては793平米ということになっております。

○永野慶一郎議長 ほかにありませんか。——これをもって質疑を終結いたします。

この際、お諮りいたします。

ただいま上程中の予算関係議案については、議長を除く全議員で構成する予算特別委員会を、また、決算関係議案については、議長及び監査委員である2番議員を除く全議員で構成する決算特別委員会をそれぞれ設置し、これに付託して審査したいと思っておりますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○永野慶一郎議長 御異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

ただいま上程中の案件のうち、予算及び決算の関係議案を除く案件については、議事日程に記載のとおり、所管の委員会に付託いたします。

次に、日程第20号及び第21号の2件を一括議題といたします。

市長に提案理由の説明を求めます。

[前田祝成市長 登壇]

○前田祝成市長 ただいま上程されました議案第61号及び議案第62号の2件について、提案理由の説明を申し上げます。

まず、議案第61号固定資産評価審査委員会委員の選任について申し上げます。

固定資産評価審査委員会委員古閑修一氏は、令和5年10月14日をもって任期が満了となりますが、その後任として堂園芳郎氏を固定資産評価審査委員会委員に選任したいので、地方税法第423条第3項の規定に基づき、議会の同意を求めるものです。

次の議案第62号人権擁護委員候補者の推薦につきましては、人権擁護委員松野下富士郎氏は、令和5年12月31日をもって任期が満了となりますが、引き続き同氏を人権擁護委員に推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき、議会の意見を求めるものです。

よろしく御審議くださるようお願い申し上げます、提案理由の説明を終わります。

お諮りいたします。

ただいま上程中の案件については、会議規則第36条第3項の規定を適用し、委員会付託を省略し、本会議において審議してはと思っておりますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○永野慶一郎議長 御異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

これから質疑を行います。質疑については、会議規則第53条のただし書を適用して、回数制限はしないことにいたします。

ただいま上程中の案件に対し、質疑はありませんか。——質疑なしと認めます。
これから討論に入ります。

討論の希望のある方の挙手を求めます。——討論なしと認めます。
これから採決いたします。

ただいま上程中の案件については、無記名投票で行います。

まず、日程第20号固定資産評価審査委員会委員の選任について投票を行います。
議場を閉鎖いたします。

[議場閉鎖]

○永野慶一郎議長 ただいまの表決権を有する議員数は、11人であります。

念のため申し上げます。

本件に同意することに賛成の方は投票用紙に賛成と、反対の方は反対と記載し、点呼に応じ、
順次、投票願います。

投票用紙を配付いたします。

[書記投票用紙配付]

○永野慶一郎議長 投票用紙の配付漏れはありませんか。——配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めます。

[書記投票箱点検]

○永野慶一郎議長 異状なしと認めます。

点呼を行います。

点呼に応じ、順次、投票願います。

[書記点呼、投票]

○永野慶一郎議長 投票漏れはありませんか。——投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

[議場開鎖]

○永野慶一郎議長 これから開票を行います。

会議規則第28条第2項の規定により、立会人に、5番水野正子議員、6番立石幸徳議員、7
番豊留榮子議員を指名いたします。

ただいま指名いたしました立会人の立会いをお願いいたします。

[開票]

○永野慶一郎議長 投票の結果を報告いたします。

投票総数11票。

これは、先ほどの表決権を有する議員数に符合いたしております。

そのうち賛成11票。

以上のとおり、全員賛成であります。

よって、議案第61号は、同意することに決定いたしました。

次に、日程第21号人権擁護委員候補者の推薦について投票を行います。

議場を閉鎖いたします。

[議場閉鎖]

○永野慶一郎議長 ただいまの表決権を有する議員数は、11人であります。

念のため申し上げます。

本件に同意することに賛成の方は投票用紙に賛成と、反対の方は反対と記載し、点呼に応じ、
順次、投票願います。

投票用紙を配付いたします。

[書記投票用紙配付]

○永野慶一郎議長 投票用紙の配付漏れはありませんか。——配付漏れなしと認めます。
投票箱を改めます。

[書記投票箱点検]

○永野慶一郎議長 異状なしと認めます。
点呼を行います。
点呼に応じ、順次、投票願います。

[書記点呼、投票]

○永野慶一郎議長 投票漏れはありませんか。——投票漏れなしと認めます。
投票を終了いたします。
議場の閉鎖を解きます。

[議場開鎖]

○永野慶一郎議長 これから開票を行います。
会議規則第28条第2項の規定により、立会人に、8番眞茅弘美議員、9番禰占通男議員、
10番平田るり子議員を指名いたします。
ただいま指名いたしました立会人の立会いをお願いいたします。

[開票]

○永野慶一郎議長 投票の結果を報告いたします。
投票総数11票。
これは、先ほどの表決権を有する議員数に符合いたしております。
そのうち、賛成10票、反対1票。
以上のとおり、賛成多数であります。
よって、議案第62号は同意することに決定いたしました。
次に、日程第22号及び第23号について、市長に報告を求めます。

[前田祝成市長 登壇]

○前田祝成市長 報告事項2件について、報告いたします。
報告事項第4号健全化判断比率について及び報告事項第5号資金不足比率につきましては、令和4年度における健全化判断比率及び資金不足比率について、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により、それぞれ監査委員の意見を付して報告するものです。
以上、報告を終わります。

○永野慶一郎議長 ただいまの報告については、御承知おき願います。
以上で、本日の日程は終了いたしました。
本日は、これをもって散会いたします。

午前10時32分 散会

本 会 議 第 2 日

(令和5年9月11日)

令和5年枕崎市議会第4回定例会

議事日程（第2号）

令和5年9月11日 午前9時30分開議

日程 番号	件	名
1	一般質問	平田 るり子 議員（19ページ～26ページ）
		眞茅 弘美 議員（26ページ～35ページ）
		立石 幸徳 議員（35ページ～45ページ）
		橋口 洋一 議員（45ページ～53ページ）

1 本日の出席議員次のとおり

1 番 永 野 慶一郎 議員
3 番 辻 本 貴 志 議員
6 番 立 石 幸 徳 議員
8 番 眞 茅 弘 美 議員
10番 平 田 るり子 議員
12番 吉 嶺 周 作 議員

2 番 下 竹 芳 郎 議員
4 番 上 迫 正 幸 議員
7 番 豊 留 榮 子 議員
9 番 禰 占 通 男 議員
11番 橋 口 洋 一 議員

1 本日の欠席議員次のとおり

5 番 水 野 正 子 議員

1 本日の書記次のとおり

新屋敷 増 事務局長
宮 下 和 也 書記
山 口 美津哉 書記

鷲 山 美津代 書記
川 瀬 裕 也 書記

1 地方自治法第121条第1項の規定による出席者次のとおり

前 田 祝 成 市長
山 口 太 総務課長
鮫 島 寿 文 水産商工課長
籠 原 正 二 財政課長
中 嶋 章 浩 スポーツ・文化振興課長
沖 園 信 也 農政課長
鮫 島 眞 一 税務課長
上 園 秀 人 水道課長
平 塚 孝 三 市立病院事務長
水 流 敏 幸 監査委員
森 智 賀 健康課参事
桑 原 英 樹 水産商工課参事
板 敷 勝 利 会計管理者兼会計課長
田 代 勝 義 企画調整課参事
木之下 浩 一 教育長
森 健一郎 学校教育課長
永 江 靖 博 農委事務局長兼農業振興係長
宮 原 司 消防長

本 田 親 行 副市長
日 渡 輝 明 企画調整課長
松 田 勇 一 市民生活課長
福 永 賢 一 福祉課長
松 田 誠 建設課長
西 村 祐 一 健康課長
川 野 優 治 地域包括ケア推進課長
今給黎 仁 水道課参事
橋 口 和 洋 監査委員事務局長
天 達 純 子 地域包括ケア推進課参事
中 村 俊 彦 農政課参事
立 石 秀 和 市民生活課参事
大工園 昭 則 建設課参事
平 田 寿 一 総務課参事
高 山 京 彦 教育総務課長兼給食センター所長
木 浦 勝 美 生涯学習課長
木口屋 和 彦 選管事務局長
中 山 俊 吾 総務課行政係長

午前9時30分 開議

○永野慶一郎議長 定刻になりましたので、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、配付のとおりであります。

これから一般質問を行います。

質問は、1番平田るり子議員、2番眞茅弘美議員、3番立石幸徳議員、4番橋口洋一議員、5番豊留榮子議員、6番禰占通男議員の順に行います。

まず、平田るり子議員。

[平田るり子議員 登壇]

○10番平田るり子議員 地域政党薩摩黒潮会、平田るり子です。

台風13号による豪雨被害に見舞われた方々に、謹んでお見舞い申し上げますとともに、一日も早い復興をお祈り申し上げます。

暦の上では秋とされております。まだまだ暑い日が続いていますが、皆様も体調に気をつけて日々の生活を過ごさせていただきたく思います。

通告に従い質問させていただきます。

少子高齢化による人口減少社会の到来により、これまで経験したことのない厳しい世の中が訪れようとしております。日本の人口ピーク時、2008年には約1億2,800万人いましたが、2056年には1億人を割り込むと言われております。その頃の枕崎はどのようになっているのでしょうか。

私たち政治家は、日本の子供たち、枕崎の子供たちの未来に大きな責任があります。そのために議員になりました。

吉田松陰の言葉に、「かくすれば かくなるものと知りながら やむにやまれぬ大和魂」という言葉があります。反対されることが分かっている、覚悟を持って事をなさなければなりません。

私の公約の国策事業、原子力発電環境整備機構、いわゆるNUMO（ニューモ）の地層処分の誘致で、枕崎のこれからを担っていく世代の方々に、将来の選択肢を残せたらと思っております。

現在進行している枕崎の人口減少や少子化に、どのような政策で市長としての責任を担っていくと思われませんか。

[前田祝成市長 登壇]

○前田祝成市長 厚生労働省が先月公表した人口動態統計によりますと、2023年上半期の出生数は37万1,052人で、前年同期と比べ1万3,890人減少し、データのある2000年以降で過去最少となりました。

2022年は出生数が77万0,747人となり、初めて80万人を割り込み、国の予測を10年超早いペースで少子化が進んでおり、このまま少子化が続きますと、人口の年齢構成において若年層の比率が低くなり、ひいては生産年齢人口の減少につながり、社会の支え手が減少することで、経済社会の活力や地域社会の維持が難しくなることから、国は少子化を国の存続そのものに関わる社会全体の問題と捉え、少子化傾向を反転させるとして、多岐にわたる施策に取り組むとしております。

本市におきましても、子ども・子育て施策を今後の最も重要な課題と位置づけ、少子化対策を全庁的な取組として進めており、人口減少の抑制が図られるよう、引き続き第2期枕崎市地方創生総合戦略に掲げる具体的な施策を講じながら、様々な要因に対する的確な支援を実施していきたいと考えております。

○10番平田るり子議員 ありがとうございます。人口減少や少子化というのは、地域経済の発展や安心安全で暮らしやすい環境、また、社会福祉の充実など人々が生活する上での全てのことに関係しているのは皆様もお分かりのとおりかと思えます。

これから日本の人口は、2056年には外国人を含め1億人を割り込み、2070年には8,700万人と

なり、総人口は7割縮小すると言われており、社会福祉はほぼ現役世代1人が1人を支えることとなり、少子化が進めば進むほど、社会や経済の在り方そのものへの影響が大きくなります。

2040年までには、日本全体の地方自治体の半数が消滅するおそれがあると指摘され、こうした地方では、鉄道やバス、道路、水道などのインフラの維持が厳しくなり、介護サービスが受けられない、地場産業が減る、消防団や警察・消防署の持続さえも厳しくなると警鐘を鳴らしています。

以前はこの3K、3Kは皆様も耳にしたことがあると思います。今は6K、3Kのきつい・汚い・危険に加え、帰れない・厳しい・給料が安い。働く側も企業側も厳しい状況を強いられ、働き手の高齢化、若い担い手不足が大きな問題となっており、昔は3Kでも建設業や船員は給料が高かったので人気の職業でしたが、今は人手不足により経済が縮小し、企業側もそれに見合う給料が出せない状況です。枕崎の飲食店でさえも、賃金を上げ求人しても来ないと伺いました。

一方、AI時代の到来により、AIができる分野の職業は人が要らなくなるのでしょうか。恐らく要らなくなってくるのでしょうか。

現在、枕崎の産業は、どうしても外国人技能実習生に頼らなければなりません、ここで必要なのが、こちら側が外国人のことをよく知る、相手を知り、また、日本の法律や道徳、文化や伝統などをしっかり教えて、日本人に害を与えることのないように実習生とよい関係を保ちながら、しばらくの間、枕崎の産業を支えてもらい、これから少しずつでも地元の若い担い手を育てていかなければならないのです。

若者が結婚をして家を建て家族を十分に養えるように、市はそのための施策を講じなければならぬと考えます。まずは、目の前の問題を一つ一つ解決する。目の前の問題として、近隣市への人口流出です。よく耳にするのが、近隣市で家を建てると100万円も200万円も出るという声です。今の枕崎では、都会や鹿児島へというのは仕方のないことだとしても、他市の補助金のほうが魅力がある、このようなことがあるとしたら、市民の皆様にも適用される補助金に関しては、分かりやすく理解していただく必要があると考えます。

そこで、人口流出を知る上で、本市の転入転出の状況を教えてください。

○田代勝義企画調整課参事 本市の転入転出の状況につきまして、令和2年から令和4年までの3か年について申し上げます。

令和2年に本市に転入した方は573人、本市から転出した方は824人で251人の転出超過となります。令和3年は転入した方が555人、転出した方が753人で198人の転出超過、令和4年は転入した方が733人、転出した方が742人で9人の転出超過となっております。

○10番平田るり子議員 ありがとうございます。

他市の補助金に魅力があり転出したのではないとしても、転入はこの枕崎にもあるということですね。

では、補助金の観点から見てみると、市独自の財源と、国・県・市で補助されている補助金とがありますが、補助金を単独財源でできる南さつま市は、過疎化対策や地元の企業が潤うように考えられています。

本市はというと、移住者住宅確保支援補助が単独財源となっております。

補助金内容は、Iターン・Uターン者が行う新築住宅また中古住宅の購入、自己所有の住宅リフォームに要する経費に対して補助を行うとなっておりますが、移住者だけでなく、定住者、枕崎に住んでいる人にもこの様々な支援を講ずることで人口流出を防ぐことはできないのでしょうか。

○日渡輝明企画調整課長 ただいま質問者からありました住宅確保等に伴う補助金につきましては、本市におきましては移住者住宅確保支援補助金となっております、Uターン者、Iターン者の住宅確保に関する助成制度となっております。

この制度につきましては、平成31年4月1日にIターン者に限定した住宅取得に関する支援

策を創設し、令和3年度からUターン者も補助対象として拡充してきているところでございます。

移住者住宅確保支援補助金について御説明申し上げますと、新築住宅取得に関しましては、住宅を新築または新築住宅を購入した場合70万円、市内建築事業者と工事請負契約した場合においては30万円が加算され、最大100万円を補助するものです。

中古住宅を購入した場合については50万円、自己所有の住宅を市内の建築事業者でリフォームを行った場合、補助率2分の1で上限20万円の補助となっており、最大70万円の補助金を交付する内容となっております。

第2期枕崎市地方創生総合戦略に掲げた、ひとと産業（仕事）をつなぐ、市外のひと・まちをつなぐ、若者とまちをつなぐ、地域と地域をつなぐの4つの分野に掲げた取組を総合的に進めているところではございますが、近隣市と同様に定住者も対象とした住宅の確保に係る経費等を支援することにつきましては、本市への定住促進や地域コミュニティの維持と活力ある地域社会の実現にもつながることが期待されるところでございます。

住宅確保等に伴う助成制度の充実については、移住・定住による本市の活性化につなげていくための施策の一つとして、空き家の利活用まで含めて総合的に研究をしていきたいと考えております。

○10番平田るり子議員 ありがとうございます。

いずれにしても、南さつま市はもともと市の財源が多いのか単独財源で補助内容がとても幅が広くて、市民、業者、まちの活性化まで有用な施策を講じて見てとれます。

本市にも、住宅補助金の観点では、新婚生活支援事業が30万円から60万円ありますが、そこにさらに補助金を増やし、南さつま市のように地元の企業との契約とし、過疎校区や地域経済の定住を促進することを目的とさせ、本市に住宅を取得し定住する方に対し、補助金を交付することで、本市の活性化まで図れるのではないのでしょうか。

住宅補助金に関しては、他市と制度名が一律ではないため、補助内容が複雑で分かりにくいです。市民の皆様にも、よりよい利用をしていただくためには分かりやすい内容にし、他市より手厚い枕崎の建設業や若者・現役世代に力をつけてもらえるような施策を講じてください。ぜひよろしくお願いいたします。

次に、むぞかベビー誕生祝金給付事業について、枕崎市は、出生時に商品券2万円、出生祝記念品、写真フレーム付き手作り置き時計が送られているようですが、私のときは、第3子に現金10万円給付されました。ありがとうございます。

本市の誕生祝金給付事業をもっと手厚く助成することは可能でしょうか。

○福永賢一福祉課長 子供の出生を祝い、健やかな成長を支援するとともに、経済的負担の軽減による子育てしやすい環境づくりに資することを目的に、令和2年度に新生児への臨時給付金として5万円分の商品券の給付を実施いたしましたが、これは同年度に実施された特別定額給付金、いわゆる国民1人当たり10万円の対象とならない令和2年4月28日以降に出生した児童を対象としたものです。

令和3年度以降も、出生児への給付金として5万円分の商品券の給付を継続し、併せて記念品の配付を実施しておりましたが、国の令和4年度第2次補正予算において、伴走型相談支援と経済的支援を一体的に実施する、出産・子育て応援交付金が計上され、本市でも令和5年度から令和4年度対象者を含む同事業を開始することになりました。

このことにより、新生児への給付金については、同様の国県補助事業が開始されることに伴い廃止することとし、令和5年度からは子供の出生を祝福し、その健やかな成長を支援することを目的とした、むぞかベビー誕生祝金を実施することといたしました。

給付額につきましては、出産・子育て応援交付金の本市負担分等を考慮し決定したところでございます。むぞかベビー誕生祝金は、少子化対策を目的とした事業ではなく、出生児をお祝いする目的

の事業であることを御理解いただきたいと思ひます。

○10番平田るり子議員 ありがとうございます。

お祝い金やこの助成金が少々あったとしても、少子化対策につながるためには、金額がよほど多くないと難しいのかなというところはありますが、ぜひ、むぞかベイビー誕生祝金、市独自の財源と、もっと力を入れて少子化対策につながるような施策を考えてください。よろしくお願ひいたします。

次に、枕崎の産院について。

大正4年、枕崎に開業し、約1世紀にわたり地域の子供たちの誕生を見守り貢献して下さった産婦人科の分娩取扱いがなくなりました。枕崎に生まれてくる赤ちゃんの人数が年々少なくなり、これから生まれてこない月もまさかあるのかなと思うと、さらに寂しく感じます。それでも、分娩取扱い以外は引き続き従事して下さいますことは、とてもありがたく思ひます。

少子化が進み、分娩取扱いも2016年以降は200件台に減少。経営的に厳しい水準まで落ち込み、加えて地方では、看護師や助産師の人員確保が厳しく、さらに昼夜を問わずお産に対応しなければならぬ産科従事者の肉体的、精神的負担の大きさ、そこにコロナ禍の出生数減少が追い打ちをかけ、社会情勢の変化で、個人病院でできることは限界がある。これは、私が冒頭で申し上げたとおり、少子化がもたらす社会や経済への影響そのものです。このことは、これからももっと加速します。

本市に分娩取扱いをできる産院がなくなりました状況をどのように考えますか。

○西村祐一健康課長 市内産科医療機関につきましては、本年6月末をもちまして分娩の取扱いを終了いたしました。産婦人科として、妊婦健診、産婦健診、産後ケアなど妊産婦に対する相談支援及び子宮頸がんワクチンの接種等を実施するなど、外来診療につきましては、現在も継続して行われているとお伺ひしております。

当該医療機関が分娩の取扱いを終了したことは、非常に残念なことではあります。分娩取扱い終了後に当該医療機関が実施いたします、産後ケア事業及び産前から産後の期間にわたりまして相談支援を行う体制を安定的に確保することを目的といたしました妊産婦相談支援体制確保事業を現在お願ひしているところでございます。

また、新たに産婦人科が設置されました県立薩南病院に、安定的に産科医師が配置されることを目的といたしました産科医療支援事業負担金の負担と併せ、これらの取組を継続していくことで、今後とも市民が安心して子供を産み育てる環境を維持していきたいと考えております。

○10番平田るり子議員 少子化に歯止めがかからない状況で、産院に分娩取扱いを続けてくださいなど無責任なことは言えません。人口が増えなければ、財源も厳しい。少子化対策にはお金もかかる。ここに大きな財源が必要なことは誰でも分かっているはず。ここを誰かが何とかしないと厳しい状況に来ているんです。

そもそも枕崎は合併をしていません。個人的には合併をしなかったことで、枕崎、この枕崎という名前が残ったことは、産業の多い枕崎にとって本当によかったと心より思っております。

ですが、本市はそのことも加わり財源が厳しく、本来なら合併しなかった時点で何らかの対策をしなければならなかったとそう思ひます。私たち枕崎はどこよりも何倍も努力をしなければならぬのです。

少子化がもたらす現状は、どの近隣市よりも枕崎に早く訪れていることに気づきませんか。皆さん気づいていますよね。今すべきは、あの時、あの時と言われぬように、これからあらゆるアイデアと努力で町を立て直し、枕崎の未来の子供たちまでつないでいかなければなりません。

そのための提案の一つとして、原子力発電環境整備機構、会社名NUMO（ニューモ）（35ページに訂正発言あり）の地層処分の提案です。

私の6月の一般質問では、分かりやすく簡単に説明いたしました。今回は、お時間をいただ

き詳しく説明させていただきます。

NUMO（ニューモ）は、特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律に基づき、2000年、平成12年に経済産業大臣の認可を受け設立された法人です。

現在、国策事業NUMO（ニューモ）の地層処分場誘致の状況は、北海道の2か所であり、これから長崎の対馬も手を挙げることになるでしょう。

枕崎より人口の多い対馬、この住民もまちを発展させ持続させるための何かを講じなければならぬと考えた末の決断だと思えます。

種子島の西之表市も馬毛島の自衛隊基地建設により、これから大きな発展を遂げるでしょう。

少子化、人口減少が進み続ける地方にとっては、国の直轄事業や国策事業など、町を支えて持続させるためには、一つの選択肢としてあってもよいと思えます。

国の少子化対策に国策事業の予算をプラスし、枕崎市を持続可能なものにする財源確保のためにも考えることも必要ではないでしょうか。この国策事業を最終誘致まで決定した場合、枕崎に大きな規模の会社が来ることで、家族も移住すれば、枕崎の人口は間違いなく増えると予測されます。

私は、この枕崎の未来を担う若者の選択肢、この選択肢を私の任期中に何とか残してあげたいと考えています。この交付金がもし入りまして、私たち現役世代も交付金が入ればそれでいいではないんです。私たち現役世代も、この文献調査、概要調査の6年間の交付金で企業、産業を大きくして、未来まで続く強い枕崎まで持っていけば、最後の選択肢は、その先の世代が決められるんです。

改めて文献調査・概要調査・精密調査・誘致までの工程、またこの交付金の流れを説明いたします。

初めに文献調査です。

枕崎の災害の歴史を文献から徹底的に調べます。この時点で枕崎が適さないと判断されれば、ここで事業が向こうのほうから断られます。調査年数の交付金が枕崎に支払われて、これは終了です。事業はもうこれで終わりです。

この問題がなかった場合、文献調査は2年で20億です。資源エネルギー庁に確認したところ、交付金の配分については、所在地市町村の配分額を5割以上とし、残額の配分については、地域の事情に応じて配分するという事です。つまり、10億以上が枕崎に交付され、あとは県、近隣市へ配分されます。

次の概要調査に進むには、地域の意見を聞き、意見に反しては先には進めません。

そして、概要調査です。

約4年間で枕崎の地下調査、ボーリングを行います。これは後に防災にとっても役立ちます。調査自体がありがたいことです。概要調査の70億も交付金配分割合は一緒です。枕崎には35億円以上が入ります。精密調査へ進むのも、地域の意見を聞き、意見に反して先へは進みません。

そして、精密調査です。

約14年間、これから北海道の精密調査が進み次第、交付金が交付されますが、ここで大きく違うのが、調査の建物が建つために、14年間の建物、土地、建設のための重機などにもこの固定資産税がかかるために、交付金以外に14年間の固定資産税が枕崎に安定的に入るようです。何度も言うように、次に進むのも地域の意見を聞き、意見に反しては、先へは進めません。そして、この時点まで放射性物質は一切持ち込まれません。風評被害が出るはずがないんです。出るのがおかしいです。現に北海道も出ていません。

ここまで事業の説明をいたしました。

誘致後は、交付金以外の様々な恩恵が見込めるとされています。日本の原子力安全基準はとて厳しく、この厳しい安全基準をクリアしても、なお安全性を高める努力を止めません。これは、

勉強会で知りました。

ここに原子力自体が危険じゃないかと、こんな感じに思うと思います。こういった人もいるかもしれませんが、私たちは現に今もこのエネルギーを使っています。私たちは、原子力や化石燃料、天然ガスなどエネルギーミックスにより絶対的な安定した電力供給を受け暮らしています。また、これまでの日本の経済発展は原子力発電が大きいものと考えます。

○永野慶一郎議長 平田議員、すみません。

質問の途中ですけれども、一般質問でございますので、御意見等を語られても結構ですが、簡潔にそういったのをまとめていただいて、速やかに質問に移っていただくようお願い申し上げます。

○10番平田るり子議員 はい、ありがとうございます。

賛成や反対などいろいろな意見はあるでしょうが、勉強会自体を反対するのではなく、まずは知り、学び、問題を解決し、それぞれの意見を同じテーブルの上に上げ、市民全体で議論することが大切だと思います。自分たちの未来を人任せにははいけません。少子化を解決し、枕崎を発展させるための大きな事業と考えます。

まずは、地層処分の文献調査を受け入れてはどうでしょうか。ここで最大10億円以上が枕崎に動く。

市長、賛成反対の議論はまず置いて、文献調査を受け入れることで、枕崎にどれだけの経済効果が見込めるとお思いますか。

○前田祝成市長 賛成反対は置いてということですが、本市において、NUMO（ニューモ）の事業について導入、誘致する考えはございませんので、想定の問題に対する答えは差し控えたいと思います。

そして、本市の場合、農林水産業や水産加工業をはじめとした製造業、それらの産業競争力を背景にした税収等によって財源確保を図ることで市政運営を進めております。

これは、将来におきましても本市の強みとして磨いていく必要があると考えています。

今、お話をお聞きすると、とにかく誘致に手を挙げて調査による補助金を現役世代で得た後、最終的な事業を導入する、しないは将来世代にというようなお考えを持たれているようですが、そのような重い判断を将来世代にさせるということにつきましては、私の考えの中にございませ

○10番平田るり子議員 今、御説明したとおり、この選択肢というのは、今つかまないと将来の世代は選択できません。この選択肢として、将来に残してあげようという提案でございます。

人の気持ちや感想、意見というのは、100人いれば100人それぞれが違うものです。反対する意見も賛成する意見もあるようですが、初めから感情だけで反対し、耳を傾けることもしないで、枕崎の未来に対してあまりにも無責任です。

本市の昨今の頃は、人口が1万9,803人でしたが、今年の8月1日現在は1万9,398人ですよ。405人も少ない。はっきりした数字は聞いていないので定かではないですが、450人ほどがこの外国人籍の方でしょうから、実際は1万9,000人を割り込んでいるんです。目の前に1万8,000人台がもう見えているんです。

一番の経済対策は、人口を増やすことです。施策、予算がないのなら、探してくるのも政治家の役目です。この提案の目的は、枕崎の未来を担っていく若者たちに、今、私たちができることは何か、何をすべきかを市民一体で考えるところにあります。こういったものを提案することで、興味がなかった方も枕崎に興味を持ってくれるんです。私の公約の中に、それも一つ入っていました。

みんなで枕崎の未来を考える。自分だけがいい、それでは駄目です。

まず、文献調査に手を挙げて、今誘致する、しないの判断をするのではなく、しっかり勉強を重ねて理解をして、考えを出すべきだと考えます。

次に、防災行政無線戸別受信機等の普及について質問いたします。

本市の防災行政無線戸別受信機の普及状況、助成金について教えてください。

○平田寿一総務課参事 本市では、緊急情報等を迅速かつ的確に市民に伝達できるよう、令和2年4月の防災行政無線設備のデジタル化に併せ、補助制度を設けて戸別受信機の普及に取り組んでおります。

補助制度の周知につきましては、毎年、年度初めに全ての公民館長に文書で紹介し、補助制度を活用した戸別受信機の設置を呼びかけるとともに、広報紙やホームページへの掲載などでも周知を行っているところです。

なお、戸別受信機1台当たりの価格は3万3,550円から3万5,200円となっており、設置に対する補助率については、公民館で取りまとめて申請する場合、自主防災組織を結成している公民館は2分の1補助、未結成の公民館は3分の1補助、個人で申請する場合は、高齢者または障害者等の世帯は2分の1補助、それ以外の一般世帯は3分の1補助となっています。

戸別受信機の設置状況については、令和5年8月末現在、市内全域の設置台数は2,412台で、全世帯数の約23%となっております。

設置状況を地区ごとに見てみますと、金山地区が44.7%、桜山地区が49.9%、立神地区が6.0%、枕崎地区が2.1%、別府地区が77.6%となっております。

補助制度も令和6年度までとなっていますが、市内全域で戸別受信機の設置が進むよう、今後も啓発に努めてまいりたいと思います。

○10番平田るり子議員 ありがとうございます。

防災行政無線戸別受信機以外で、この情報を得る方法というものがあれば教えてください。

○平田寿一総務課参事 防災行政無線放送は、災害時の防災情報を市民に伝達する重要な手段となっていますが、戸や窓を締め切った状態では放送が聞き取れないといった声もあることから、それを補完するために戸別受信機の設置を推進しているところです。

戸別受信機のほかに、防災行政無線からの放送内容を確認する方法として、防災・一般情報登録メールがあります。スマートフォン等のメールアドレスを登録することで、防災行政無線の放送内容がメールで送信され、文字で確認することができ、市外にいてもメールで放送内容を確認できるほか、後から読み返すこともできます。

登録にも費用もかかりませんので、防災情報の取得方法の多重化という観点から、戸別受信機を設置している方に対しても、防災・一般情報登録メールの登録をお願いしているところです。

また、専用ダイヤルに電話することで防災行政無線から放送された内容を聞くことができるテレホンサービスや、ホームページでも放送内容を確認することができます。

○10番平田るり子議員 外出、風向きなどで放送を聞き逃したことがよくあります。最近の住宅は二重、三重窓のため、外の騒音はほとんど聞こえないそうです。

補助金も来年度までとのことなので、もう一度、受信機助成とこの設置案内、また、設置はこれからも考えていないとかいう方に、後から確認できるQRコード、そして、この電話ダイヤルがついたこのQRコードに関しては、今度のこの9月の広報紙でとてもよく分かりやすく掲載されておりました。このQRコードと後から聞ける電話番号、この2つが載ったシールなど、配布できたらいいのかなと思います。

日本の歴史は災害との闘いです。加えて、今、世界情勢の緊張、私たちこの日本には、中国、北朝鮮、ロシアの脅威が常にあり、その脅威は日に日に高まっています。台湾有事の戦場は日本の可能性もと言われていきます。災害も有事もなければそれが一番です。一番大切なのは、備え、これからももっとこの公民館単位の備え、こういったことは物すごく重要になってくると思います。

防災行政無線戸別受信機を備える重要性、この啓発についてお示しください。

○平田寿一総務課参事 災害はいつどこで発生するか分かりませんので、いつ何どきでも対応できるよう日頃から備えていくことが重要です。

特に、防災情報の取得については、災害時の安全確保や行動を決定するための判断材料になるため、確実に情報を取得できるよう、複数の取得方法を確保していくことが大切です。

市では、総合防災訓練や防災研修会の開催、防災出前講座の実施、広報紙やホームページ等を通じての防災に関する知識や情報の提供を行っておりますが、今後とも市民の一人一人が防災に対する意識を高め、災害に対する備えがさらに浸透し、それを行動に移してもらえよう、今後も啓発に努めてまいりたいと考えております。

○10番平田るり子議員 ありがとうございます。

議員になりましてから4か月が過ぎようとしています。私は何一つできていません。この人口減少、何かほかに対策があれば知りたいです、教えてほしいぐらいです。これからも少子化、少子化と言いつづけますか、いつまで言いつづけますか。

市長として、前向きに検討しますと口にされた一つ一つの問題、あのコロナが邪魔をしてしまったJA淡路島の案件も、市長の次の任期のために、今、残りの任期中に一つ一つ答えを出していただきたく思います。

私も市長に倣い、関わった問題は責任を持って答えを出さなくてはならないと、改めて思いました。

以上で、私の一般質問を終わります。ありがとうございます。

○永野慶一郎議長 以上で、平田るり子議員の一般質問を終わります。

ここで10分間休憩いたします。

午前10時14分 休憩

午前10時24分 再開

○永野慶一郎議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、眞茅弘美議員。

[眞茅弘美議員 登壇]

○8番眞茅弘美議員 本市では、主に菊、茶、果樹、カンショなどの栽培農家が多く、基幹作物として栄えてきました。しかし、近年課題も多く、特に農業人口の減少や高齢化は喫緊の課題であります。

本市においても、農業センサスでは平成17年の総農家戸数は1,230戸あったが、平成27年では856戸数、令和2年では605戸数となり、平成17年と比較すると半数以下となっており、大変危惧しているところでございます。

そこで本日は、農作業の効率化・安全性を高めるための道路補修について聞いてまいります。

南薩地区では、これまで畑かん施設の整備として農道整備、区画整理、農地保全事業などを実施してきております。そのため、道路もほとんどが舗装されていますが、一部では舗装されていない道路や砂利道が点在しています。

そこでお聞きいたします。本市の農家から、道路整備の要望などは年間どのくらいありますか。また、畑かん区域の舗装されていない道路の舗装ができないでしょうか。

[前田祝成市長 登壇]

○前田祝成市長 南薩畑地かんがい地区は、畑地帯総合土地改良事業において、別府地区の不良土壌改良や水不足を解消することを目的として、昭和48年度から平成6年度にかけて、基盤整備、道路整備、かんがい施設整備を実施しました。

その後、受益者からの要望により地区内の未舗装道路で、利用の多い道路や路面流出が懸念される道路を中心に、畑地帯農道網整備事業などで舗装工事がなされたところです。

現在の状況など詳細につきましては、担当課長が答弁いたします。

○松田誠建設課長 南薩畑地かんがい地区の道路は、畑地帯農道網整備事業を中心に様々な事業を取り入れて舗装工事などを実施してきましたが、御指摘のとおり、東西に通じる道路や外周道路を中心に未舗装路線の市道及び農道が存在しております。

現在、建設課の道路舗装事業では、交付金の対象となる通学路や生活道路の道路・歩道の改良と、単独事業では過疎対策事業債の対象となる集落と集落を結ぶ幹線道路などの舗装改良工事を中心に実施しています。

そのほかの道路については、表層が劣化し交通に支障がある路線について、道路橋りょう維持費により計画的に舗装補修工事を行っています。

なお、未舗装路線の舗装新設工事は、多額の経費が必要であることから、豪雨のたびに路面の碎石が流出し維持管理に苦慮している道路で、集落からの要望があり、かつ比較的に通量の多い路線について取り組んでいるところです。

畑地かんがい地区などの農業振興地域の道路においては、特定の受益者が利用する道路であることから、道路整備の優先度が低い路線であると考えていますが、集落からの要望があった場合は、路面碎石の流出状況などの現況を確認した上で、必要であれば舗装新設工事を年次的に取り組むこととなります。

次に、舗装の要望についてですが、畑地かんがい地区の市道に関する要望や情報提供では、農地から流出した雨水の侵食による路面凹凸の補修の要望が多く、舗装に関しては年に1件程度となっています。

なお、路面凹凸の補修要望箇所では、雨水で路面が侵食されないように、側溝へ雨水を導水するための部分的な舗装を実施する場合があります。

○中村俊彦農政課参事 畑かん地区の農道整備要望につきましては、現在、俵積田公民館より、永留地区の3路線について農道舗装要望が来ております。

また、畑かん地区の周辺では、茅野地区及び中原地区の公民館より、各地区の農道において、路面の凹凸や水たまり等ができる箇所に原材料支給の要望が来ているところです。

畑かん地区の農道整備につきましては、地元負担の軽減を考慮し、事業化に向けて県へ要望中であります。また、各公民館への原材料支給については、年次的な計画を立てて実施しているところです。

○8番眞茅弘美議員 近年、異常気象や台風、また雨量の多さにより自然災害も増加傾向にあると思います。砂利道などを繰り返し補修するのではなく、舗装すれば永続的に安心して利用できます。恐らくそういう補修箇所などを繰り返ししてくださっていると思うんですけども、補修箇所が多い線からですね、要望もしておられるということですけども、何か事業などを見つけてきて、少しずつでも舗装していただけないでしょうか、お願いします。

○中村俊彦農政課参事 今年度から、地域の話合いで将来の農地利用の姿を明確にする地域計画の策定についての地元説明会を実施しております。

また、市長と語る会においても、農道整備等について要望等がありましたので、農政課としましては、そのような場も利用しまして、地域の意見をお聞きし、検討していきたいと考えております。

○8番眞茅弘美議員 よろしくお願いたします。

次に、畑かん地区の道路脇の側溝についてですが、蓋のない側溝はあちこちにございます。その中でも、道幅が狭く交通量が多い、また側溝の幅が広く高さもあり、要するに危険性を伴う側溝、市民の方から蓋の設置をしてほしいという要望等があるような箇所の側溝ですね、こういうところの蓋の設置はしていただけないでしょうか。

○松田誠建設課長 6月定例会の一般質問でも答弁しましたが、農業振興地域にある市道側溝においては、畑地から流出した土砂の除去などの維持管理の軽減や、伐採した草木や農業用資材な

どの側溝詰まりを原因とする農地や道路の災害を未然に防げることから、極力、市道側溝には蓋板を設置しないこととしています。

また、転落などで大きな事故が予測される危険な箇所については、転落防止柵や視認性のある誘導ポールなどを設置して、事故防止対策を講じているところです。

危険を伴う市道側溝の考え方について答弁いたしますが、建設課としましては、危険な側溝の判断基準としましては、通学路や子供の移動経路の路線では幅40センチ以上、それ以外の路線では幅60センチ以上とし、蓋板設置や転落防止柵などの対策を行うこととしています。

また、生活道路においては60センチ未満の側溝であっても、危険性があると判断された箇所には、安全対策を実施する方針といたしております。

○8番眞茅弘美議員 通学路とかですね、そういうところは本当に大事でございます。そちらを優先するっていうことが大事かと思うのですが、側溝の蓋も全て設置してほしいと言っているのではございません。冒頭申し上げましたが、農家戸数も減少しております。農業の永続的な発展を図るためにも、危険度が高く、農家が困っている場合、そういうところの検討をどうかよろしく願います。

古くからの踏襲ですね、決め事などをそのまま継続していくのではなく、ケース・バイ・ケースで考えていただきたい。今後、予算も含めてよろしく願います。

次の質問に移ります。不登校児童生徒の支援についてでございます。

文科省では、不登校児童生徒とは、年間30日以上欠席したものと定義しており、全国の小中学校での不登校児童生徒は、令和4年度で24万5,000人、これは10年前と比べますと約2倍と急増しております。

そこで、まず、本市の過去3年間の不登校児童生徒の数、それから不登校児童に対してどのような取組、支援を行っているか、願います。

○森健一郎学校教育課長 本市における不登校児童生徒の数ですが、令和3年度から本年7月までの不登校の児童生徒数を申し上げます。

令和3年度が小学校5人、中学校が17人の計22人、令和4年度が小学校12人、中学校12人の計24人、令和5年度については7月までの時点で小学校が4人、中学校が10人の計14人となっております。

不登校児童生徒への支援でございますが、各学校において、不登校の未然防止のために、子供たちが安心して楽しく通うことができる魅力ある学校づくりに取り組んでいるところです。しかしながら、何らかの要因・背景により不登校の状態が継続している児童生徒もおります。

そのような児童生徒に対しては、学級担任をはじめ、養護教諭や生徒指導担当者が教育相談や家庭訪問を行ったりしながら、子供たちやその保護者の思いに寄り添った支援を行っております。

また、個々の不登校児童生徒の状況に応じて、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、福祉関係部局などの外部機関との連携を密に図り、不登校の解消に向け、組織的に対応しているところでございます。

○8番眞茅弘美議員 学校でも様々な支援をさせていただいておりますが、課長もおっしゃられたとおり、不登校になった理由や背景も一人一人様々だと存じます。

学校に行かなくなると、親も子供も将来が不安になり、親が子供を心配してあれこれ口出ししてしまうことに反発し、親子共々常にいらいらし、そのいらいらをぶつけ合う日々が続きます。

不登校の児童生徒、またその家族だけで悩まず、安心して登校できる適応指導教室、これは令和4年から教育支援センターと名義変更があったようですが、この適応指導教室を設置していただきたいと思っております。

この適応指導教室は、国が市町村に対し社会参加を目指すためにも、学校以外の場での学習等に対する支援ということで推進しております。

私もお恥ずかしながら、数か月前までこの教育支援センターのことは知らなかったのが正直なところでございます。

それでなぜこのことを知ったかと申しますと、実は、南さつま市に同じような不安を抱えている親、保護者の方が気軽に話ができる場として、学校に行きづらい子どもがいる保護者の会を立ち上げ、運営しているそうですが、これは個人の方が運営されております。

そこに枕崎市在住の不登校の子供をお持ちの保護者の方が数回通う中で、南さつま市には適応指導教室があり、そこに通えば出席扱いになるということを知り、枕崎にも設置してほしいという相談がございました。

南さつま市の学校に行きづらい子どもがいる保護者の会には、枕崎から3名の保護者の方が数回ほどらしいんですけども通われていたようです。

それから、先日、本市のサン・フレッシュ枕崎で、あなたのそばで県議会が開催されました。南薩地区から約150名の方が参加されたと聞いております。

その中で、一般の方からの質問コーナーでは、不登校の子供がいる保護者の方ですね、その方も子供が不登校でフリースクールに通っていらっしゃる。フリースクールは手出しが月三、四万かかるそうです。そのフリースクールの補助金ですね、経費やフリースクールの経営支援、こちらに国に要望してほしいというお願いを県議の方々にされておりました。

そして、その話の中で南薩地区にも不登校で困っている家庭は結構ありますと、そして、この枕崎には適応指導教室すらありませんというちょっと残念なお話がありました。

これまで本市にこの適応指導教室、教育支援センターがなかったのは、私も一議員として問題意識が足りなかったなと反省することでもございました。

そこでですね、どうでしょうか、本市にもこの教育支援センターを設置していただけないでしょうか。

○森健一郎学校教育課長 学校としては、全ての児童生徒にとって、学校・学級が自己存在感や充実感を感じられる居場所となることを目指しておりますが、様々な理由で学校へ行きづらさを感じている児童生徒もおります。

本年3月に文部科学省から、誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策についての通知文が発出され、個々の状況に応じた多様な教育機会を確保することが求められております。

本市としても、不登校児童生徒が主体的に社会的自立や学校復帰に向かう適切な支援や働きかけが必要であると考えております。

本市において、教室に入りづらい児童生徒については、保健室等の別室登校や相談機関へのつなぎなど個に応じた対応を行ってきたため、適応指導教室は設置してはおりませんが、本市におけるニーズや、近隣市の設置状況等を参考に調査・研究してまいります。

○8番眞茅弘美議員 子供の成長に待たはありません。学校に通う子供だけでなく、全ての子供たちに平等に居場所を設けて安心して通える場所を提供していただきたい。学校に行きづらい子供たちが、一歩でも出てみようと、行ってみようと思う場所ができると希望や自信にもつながります。

これですね、本当に急いで取り組んでいただきたいと存じます。その辺いかがでしょうか。教育長、よろしく申し上げます。

○木之下浩一教育長 ただいまの御質問ですけれども、適応指導教室を設置するための課題として挙げれば、教育相談体制の整備や指導者の確保、学習支援の在り方や支援内容の調査研究、それから活動場所の確保などを整備していく必要がありますので、時間がかかりますので、しばらく調査研究の時間をいただきたいと思いますと思っております。

○8番眞茅弘美議員 はい、そのとおりであると思っておりますが、他市の状況をちょっと調査しますと、大体ですね、指導者というのは1人置かれているようなんです。

場所に関しても、他市は文化センターのようなところの一部とか、ちょっと図書館併設しているところの一部と、今ある施設を活用しているようですので、そこら辺を鑑みて、どうか早く設置のほうをよろしく願いいたします。

それから次に移りますが、いじめについてです。

学校でいじめではないかと認知した場合、どのような対応をしているのでしょうか。

人間はまっさらな心で誕生します。いじめをしてしまう子、その子にも何か背景があると存じます。例えば情緒不安定、家庭の問題、発達など、他人には分からないものがあり、他者への攻撃という形で現れると存じます。

いじめをした子、された子、それぞれの対応はどのようにしているかお願いします。

○森健一郎学校教育課長 学校において、いじめを認知した場合は、まず、いじめ被害者の児童生徒の心情を理解し、傷ついた心のケアを行うとともに、一緒に解決に向けて取り組みます。

その後、安全な居場所づくりを行った上で、いじめ加害者の子供への指導や学級への指導について、いじめ被害者の子供とその保護者の気持ちを酌み取った上で、具体的な案を示し、本人や保護者のニーズに合った指導を行ってまいります。

いじめ加害者と被害者の関係修復については、いじめは絶対に認められないという毅然とした態度を取りながらも、いじめる児童生徒が内面に抱える不安や不満、ストレスなどに配慮しながら、指導・援助を行い、再発防止につなげていきます。

○8番眞茅弘美議員 いじめをされている子供、なかなかですね、声に出せないこともあるかと思いますが、今学校では、タブレットを1人1台所持していると思いますが、そのタブレットで先生方にお知らせするっていう方法は取れないのでしょうか。

○森健一郎学校教育課長 現在、学校で行っている認知方法としましては、日常の観察で子供たちの様子を取る方法とアンケートがあります。

タブレットを活用したいじめの認知についてですが、これはタブレットを使ったアンケートを実施しております。

毎日の健康観察という中では、子供たちに特にタブレットを使って行っているという、そこまではちょっとまだいってはおりませんが、それについてもちょっとまたいろいろ調査とか研究はしていきたいと思っております。

○8番眞茅弘美議員 よろしく願いいたします。

そしてまた近年ですね、インターネット上のいじめ、つまりSNS上に何か書き込んで相手に送る、また知らないところで友達同士で書き込んで楽しむとか、そういうインターネット上のいじめがあるようです。

まず、本市の中学生の携帯電話の所持率ですね、何割ぐらいの子供が持っていらっしゃいますか。それから、本市でもインターネット上のいじめがあるのか。あるとしたら対応はどのようにしているのか、この3点お願いします。

○森健一郎学校教育課長 本市における携帯電話等の保有率でございますが、令和3年度のインターネット利用等実態調査の結果では、保有率について、小学校においては23%、中学校においては90.7%でございます。

また、家庭において、携帯電話・スマートフォン以外のインターネットに接続することのできる機器を利用できる小学生は95.9%、中学生は99.5%という結果が得られており、このことから、ほぼ100%に近い児童生徒が家庭においてインターネットにアクセスできる環境にあると考えております。

あと、本市のインターネットにおけるいじめの認知でございますが、本市でも、インターネットにおけるいじめを認知しております。

令和3年度が1件、令和4年度が3件、令和5年度が2件認知しております。

○8番眞茅弘美議員 インターネット上のいじめがあった場合の対応をお願いします。

あと、すみませんちょっと聞き取りにくかったんですけども、インターネット上のいじめは、令和3年度1件、令和4年度3件、令和5年度2件でしょうか。（「はい」と言う者あり）

○森健一郎学校教育課長 インターネットによるいじめを認知した場合の対応ですが、インターネットを利用したSNS等によるいじめについては、外部から見えにくく、その匿名性から、誹謗中傷の書き込みを容易に行ってしまうことが考えられます。

このような事態を防止するために、学校においては、子供たちの発達段階に応じて、学級活動や特別の教科、道徳等の中で情報モラルやネットトラブルへの対応を学ばせたり、外部専門機関による指導を計画的に行ったりしております。

また、児童生徒のネットトラブルは、ほとんどの場合、学校外で利用している際に発生していることから、保護者が子供のインターネットの長時間利用や利用実態を把握し、不安があれば学校や相談機関に相談したり、PTA等で、インターネット問題について積極的に情報交換をしたりするなど、学校と家庭が連携した取組を推進してまいります。

○8番眞茅弘美議員 ネット上のことは、特に気づきにくく、陰湿になり、いじめをされた本人は相当つらい思いををすると思います。先生方はアンテナを張って、子供たちの変化に気づいてほしいです。

それからですね、本市の教育行政要覧の中の重点項目、生徒指導の充実の中のいじめ・不登校問題の項目にインターネット上のいじめについてが入っておりません。

本市も、携帯電話の所持率が高いですし、日頃ですね、先生方も一生懸命取り組んでくださっているとは存じますが、家庭で持たせる携帯電話を介しての問題だと安易に扱われることのないように、推進策の一つとして、このインターネット上のいじめ、これも中に入れていただけないでしょうか。

○森健一郎学校教育課長 いじめの定義の中に、インターネット上を含むというものがありますので、インターネットを含んだいじめもいじめとして捉えて記載しているところがございますが、今あったようなことでインターネットに関わるいじめが非常に見えにくいということもありますので、そういったことも重要課題として、今後、教育行政に生かしていきたいと考えております。

○8番眞茅弘美議員 よろしく願いいたします。

次の質問に移ります。ふるさと納税についてでございます。

ふるさと納税の運営状況について、8月の全員協議会でも報告はございましたが、再度改めてお願いします。

○日渡輝明企画調整課長 本市のふるさと納税返礼事業の中間管理業務について、大手ポータルサイトの運営会社が提供するプランを利用することとし、8月7日の全員協議会において、まず議員の皆様へ御報告を申し上げたところです。

改めてこれまでの経過も含めて御説明申しますと、これまで事業者に委託していた各種ポータルサイトの運用について、本年6月1日以降、担当部署である企画調整課で管理及び運営を行っております。寄附の受付につきましては、5月25日から6月2日まで受付を停止していましたが、寄附の受付額が多いポータルサイトから順次受付を再開し、現在6つのポータルサイトで寄附の受付を行っているところです。

また、国は、本年10月1日からのふるさと納税の次期指定に向けた見直しとして、6月27日にふるさと納税の指定制度に係る平成31年総務省告示第179号を改正し、ワンストップ特例事務や寄附金受領証の発行などの付随費用も含めて寄附金額の5割以内とする募集適正基準の改正等を行ったところです。

そのような中、本市で最も利用額の多い大手ポータルサイトの運営会社から、寄附額の9割以上を占める4つの主要ポータルサイトを対象に、現状の経費の範囲内で追加の費用が発生するこ

となく、寄附情報の管理、返礼品の配送管理、返礼品協力事業者への対応、精算対応といった中間管理業務を一括して代行する新たなプランの提供を開始することが発表され、検討を行った結果、本市としましては当該プランに契約を移行し、当該運営会社に中間管理業務を委託することとしたところでございます。

○8番眞茅弘美議員 寄附額の多いポータルサイトの運営会社が運営するというので安堵した部分もございますが、ポータルサイトの一つである運営会社が、ほかのポータルサイト会社、残りの3つそれぞれの売上げを同じように上げる努力、これはきちんとといたしますか、していただけるのか。

また、事業者に対してのサポート、相談窓口や写真撮影などもあると思います。その辺の対応はどのようにになりますか、お願いします。

○日渡輝明企画調整課長 先ほども述べましたように、本市ふるさと納税の中間管理業務については、大手ポータルサイトが提供するプランとなります。他のポータルサイトの寄附額を上げる努力をしていただけるのかとお尋ねでございますが、各種ポータルサイトにおける寄附状況は、共通システムで一元管理されておりまして、自治体側でリアルタイムに情報確認ができるシステム構成となっております。

市としましても、共通システムの情報確認に努め、寄附額増加につながるようPR広告などの施策も講じながら、適正にポータルサイトが運用されるよう、中間管理業務を行う事業者へ指導をしております。

今回、一括プラン利用による中間管理業務について、返礼品協力事業者に対するサポート体制や窓口対応につきましては、地域の魅力発信や寄附額の増加を目指し、ポータルサイト運営やオペレーションを一括で行っている知見を生かした視点で、魅力ある返礼品の発掘や改善につなげていくことが示されております。

最新の寄附者ニーズを分析、考察した上で、新規返礼品協力事業者の発掘や、新たな返礼品の提案も期待されるところでございます。

返礼品協力事業者への個別訪問や相談対応などのサポートについても、中間管理事業者が対応することについて、返礼品協力事業者へも説明がされておりますので、各関係者の協力体制が構築されていくものと考えております。

○8番眞茅弘美議員 このふるさと納税は、市の財政に大きな影響を与える事業だと存じますが、当初、委託事業者が決まらず緊急的に担当課の職員が兼務作業で取り組んでおりました。

私もこれはちょっと無理があり長続きはしないのではないかなと思っておりましたが、ポータルサイトの運営会社で取り組んでいただけたということになったわけでございます。

そこまで、つないでいただいた担当課の皆様は、ひとまずはお疲れさまでしたと申し上げたいです。

今後ですね、現在そのような形ができたわけでございますが、今後、庁舎内に専門部署、ふるさと納税課を設置するべきではないでしょうか。

もしくは私個人としては、以前からお魚センターで運営できないかと申しておりますが、ふるさと納税は市にとって、こんないい財源はありません。力を入れれば伸びる可能性はいくらでもあると存じます。市民の中からは、なぜ市独自で運営しないのかという声もございます。いつまで続くか分からない事業です。存続する限りは、できる限りの努力をするべきですし、大いにこれに重きを置くべきだと存じます。

今後、庁舎内にふるさと納税課を設置するお考えはありますか、お願いします。

○日渡輝明企画調整課長 まず、運営事業者に求められる要件としましては、高いセキュリティ能力、ポータルサイトの更新や各種データのやり取りなどに関する技術的な知識、返礼品協力事業者や寄附者への細かな対応を行うためのシステム構築や機器の導入、そのための人材・人員

体制の確保が必要であると考えております。

本市の魅力を理解していただくための施策に努め、地場産業へ広く安定した経済効果が波及し、また本市の安定した財源となるよう、市としましても、ふるさと納税の推進体制については整えていく必要があると考えております。

ふるさと納税推進体制につきましては、今後庁内において検討をしていくこととしているところでございます。

○8番眞茅弘美議員 はい、ありがとうございました。安心いたしました、よろしく願いいたします。

財政にとってもいいですし、返礼事業者の売上げも上がり、枕崎の宣伝にもつながります。今、安心したお答えをいただきましたので、よろしく願いいたします。

それからですね、ちょっと情報提供なのですが、これはお隣の南九州市のふるさと納税通信という資料でございます。

[パネルを掲げる]

○8番眞茅弘美議員 事業者に対して毎月発行しているようです。

内容といたしましては、月間注文数、カテゴリー別注文数、あとこれは6月号なのですが、4月、5月のそれぞれの寄附件数や注文件数、そういうものの数字を出しております。

それから、シーズンごとに何か特別なことをしたときの御案内、事業者の皆様へのお知らせなど、毎月出して分かりやすく記載されているようです。

それから裏のほうですけども、裏には寄附者からの応援メッセージというものが書かれておまして、このような資料でございます。

このような情報誌もですね、発行すれば事業者も機運が高まると思いますので、今後、検討をよろしく願いいたします。これは私の提案とさせていただきます。

次に、ワンストップ特例の手続についてですが、全国的にも約4割の自治体がオンライン申請を行っているようです。本市も携帯電話とマイナンバーカードさえあれば、手軽にできるオンライン申請にすべきだと思いますが、いかがでしょうか。

○日渡輝明企画調整課長 ふるさと納税ワンストップ特例制度は、確定申告が不要な給与所得者等で、ふるさと納税の寄附先が5つの自治体以内の場合において、ワンストップ特例申請書及びマイナンバーカードの写し等の必要書類を準備し、寄附を行った自治体に対し、特例の申請をすることにより、ふるさと納税に係る寄附金控除がワンストップで受けられる仕組みとなっております。

これまでは、寄附された方が紙媒体の申請書等を寄附先の自治体へ郵送する形式となっていました。各ポータルサイトにおいて、オンラインでのワンストップ特例申請受付のサービスが始められており、寄附者においても利便性が向上することから、オンラインサービスの利用者も増加していくものと思われま。

質問者からも紹介がありましたように、オンラインサービスを利用するには、マイナンバーカード及びカードリーダーまたはその機能を持つスマートフォンが必要となりますが、自宅等でワンストップ特例申請が完結し、今まで提出していた紙媒体のワンストップ特例申請書、確認書類の提出は不要となります。

市の業務としましても、特に寄附件数の増加する年末年始は書類の発送、受付、処理に時間を要することになりますが、オンラインワンストップの利用が進んでいくことにより、事務の軽減につながっていくこととなります。

本市のオンラインワンストップ特例申請については、各ポータルサイトと連動し、枕崎市へ寄附された方が、ふるさと納税に関する情報を一元管理できるシステムと連携を行っており、既に対応を行っております。

このシステムにつきましては、寄附情報の一元管理、オンラインでのワンストップ特例申請、ワンストップ受付済書類など各種書類の取得が可能な寄附者個人の専用ページとなります。

オンラインワンストップ特例申請など、寄附者の利便性につながる環境整備については、順次施策を進めてまいりたいと考えております。

○8番眞茅弘美議員 よろしくお願ひいたします。

次にですね、納税額が去年7月末と比べて5割以上減少しているようですが、今後、寄附額を上げる努力、対策を急いで取り組むべきではないかと存じます。

ネット販売に取り組んでいる事業者から、レビューや購入歴などが出てこない状況となっていると聞いております。これまで多くのお客様に愛された信頼と実績の積み重ねで、これまで30億円を超える納税額が達成されてきたと存じます。

また、楽天サーチでは、直近の売上げ実績が高い商品ほど検索結果で有利になるので、売上げ実績が減ると検索順位も落ち、さらに売上げも落ちるようです。これを挽回するためにも、とにかく一刻も早く、できる限りの努力を尽くすことが大事です。

例えば、ネット上で枕崎の返礼品に目が行くような取組といたしまして、Instagramの活用やメールマガジン、またサイト上で上のほうに来るようにRPP広告、これは単価25円と少ない予算で手軽に利用できるようです。

そして紙媒体で、これまで寄附して下さった方々に宣伝広告・お知らせ等を送るなど、とにかく経費をかけてでも取り組むべきではないかと思いますが、いかがでしょうか。

○日渡輝明企画調整課長 まず、本年度のふるさと納税の寄附の状況につきましては、8月末現在のデータとなりますが、9,766件、2億2,998万8,000円となっており、昨年度の8月末では1万8,006件、4億1,712万1,000円の寄附がありましたので、件数で54.2%、寄附額で55.1%となっている状況であります。

質問者からありましたように、7月末時点では前年度比50%を下回っておりましたが、8月は今年度の最高となる月当たりの寄附をいただき、一月当たりで見ますと、昨年8月と比較し、件数では77.2%、金額では96.0%と、寄附件数、寄附単価も上がってきております。

今年度、本市が目指している寄附件数、寄附額につきましては、令和5年度当初予算に計上した6万6,700件、20億円を目指して取組を進めているところであり、質問者から提案のありました広報・啓発、情報発信は有効施策であると考えております。

先ほどの答弁の中で触れましたが、今回、中間管理業務を大手ポータルサイトの運営会社にお願ひしていくわけですが、ポータルサイト運営やオペレーションを一括で行っている知見を生かした視点で、寄附していただける方に選んでいただくための魅せ方の提案や、ふるさと納税ポータルサイト上での特集企画、各種SNSやメールマガジンでの特集など、大手ポータルサイトの強みを生かしたPRなどが広く発信されていくと考えており、寄附を待つ姿勢ではなく、提供される手段を有効活用しながら、あらゆる視点からアプローチする体制で臨んでいきたいと思っております。

○8番眞茅弘美議員 8月の納税額が挽回といいますか、たくさんあったということで、安堵まではいきませんが、これはうれしい情報だと思います。これをですね、まだまだ2倍、3倍、5倍と売上げがたくさん増えるようにですね、今お話しされたような努力をよろしくお願ひいたします。

それからですね、これから年末にかけて特に10月から12月、一番納税額も増える時期となります。昨年、委託事業者のほうもイベントの販促を行っていたようですが、今年もイベントはもちろん、バナー広告などを利用して大々的にやるべきだと存じます。

ほかの自治体も増やすためにしのぎを削って頑張っておりますので、同じ努力で売り上げるのは大変難しいと存じます。

このバナー広告ですが、30万円から数百万円までであると聞いております。少ない金額でやっても、お金を捨てるだけになるのではと思いますので、大きく予算をかけてやるべきだと存じますが、こちらについていかがでしょうか。

○日渡輝明企画調整課長 令和5年6月27日に施行された平成31年総務省告示第179号の一部改正につきましては、令和5年10月1日以後に開始する期間に係る指定について適用されることとなりますが、今回の主な改正内容としましては、募集適正基準、地場産品基準の改正であり、特に募集に要する費用については、これまで対象とされていなかったワンストップ特例事務や寄附金受領証の発行などの付随費用も含めて、寄附金額の5割以内とする改正内容となっているところです。

この基準を遵守することが大前提となりますが、質問者からもありましたように、有用な手段として広告機能を活用することで閲覧していただく回数も大幅に増加し、寄附につながっていく効果も一層高まってまいります。

各ポータルサイトの管理画面においては、広告の効果を検証できるシステムが構築されておりますので、詳細にデータを分析しながら、時期等も踏まえ有効な施策を講じていきたいと考えております。

○8番眞茅弘美議員 できる限りの努力をよろしくお願いいたします。

それからですね、事業者の方々が事業者の会で集まってですね、今後何とかふるさと納税を盛り上げて、売上げを上げようという機運が高まっているようです。その中で、売上げの1%を集めて宣伝広告費に充てようという動きもあるそうです。

このように事業者もですね、前を向いて頑張ろうと一生懸命取り組んでおりますので、市と一緒に頑張って、今後もさらにですね、力を入れていただきたいと思っております。

このふるさと納税、枕崎の発展、そして商工業の発展にもつながりますので、どうかよろしくよろしくお願いいたします。

以上で、私の質問を終わります。

○永野慶一郎議長 以上で、眞茅弘美議員の一般質問終わります。

ここで午後1時10分まで休憩いたします。

午前11時20分 休憩

午後1時10分 再開

○永野慶一郎議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

ここで平田議員から、発言の訂正の申出がありますので、これを許可いたします。

○10番平田るり子議員 先ほどの私の一般質問中、原子力発電環境整備機構、会社名NUMO（ニューモ）と発言いたしましたが、会社名と発言した部分を削除させていただき、原子力発電環境整備機構、NUMO（ニューモ）と訂正をさせていただきます。申し訳ありませんでした。

○永野慶一郎議長 発言の訂正につきましては、議長の許可となっておりますので、申出のとおり許可いたします。

次に、立石幸徳議員。

[立石幸徳議員 登壇]

○6番立石幸徳議員 通告に従い、一般質問をいたします。

本市の公共下水道事業は、生活水準の向上及び環境整備を図ることを目的として、昭和59年、1984年3月に終末処理場の供用開始を行っております。来年2024年には、運用開始40年目に入ることになります。

本市下水道事業は、施設整備から維持管理の時代へと入ってきております。利用者人口の減少、施設老朽化対策など、事業開始のときよりもさらに大きな課題を抱えていると言っても過言ではありません。特に、事業経営に当たって、令和5年度は、一般会計より1億9,937万円の基準外

繰入れを行って予算編成をしている現状となっております。

つまり、下水道を利用する方々の下水道使用料で賄うべき汚水処理に係る費用などが約2億円の財源不足となり、一般会計から補助金として補填しているのであります。

このような現状について、当局は、昨年2022年9月号の広報まくらざき紙上において、隔月で「下水道の今」という記事を掲載しております。

今月23年広報まくらざき9月号は、第7回目の「下水道の今」という記事を掲載しているわけであります。令和4年度決算を基に現状を市民に伝えております。

本市の公共下水道事業の現状をまずどのように分析し、今後の在り方について、特に他会計、一般会計補助金に対する見解を含め、市長にお尋ねをいたします。

[前田祝成市長 登壇]

○前田祝成市長 下水道事業は、今、質問者からございましたように、昭和59年3月に供用開始してから39年が経過しています。そのため、施設は老朽化し、設備の更新・改築を進めていく必要があります。現在、ストックマネジメント計画に基づいて行っているところです。

下水道事業経営においては、収益となる下水道使用料が、人口減少により年々減少しており、今後も使用料の減少が続いていくのは明らかであります。

一方で、汚水処理に係る費用がエネルギー価格をはじめとした物価の高騰により急激に増加しています。

そのような状況の中、下水道使用料だけでは汚水処理費用や企業債償還金を賄えず、一般会計からの運営補助で補った経営の状況となっております。

経営の基本方針として、施設の維持管理と効率的な施設管理、費用の抑制、収入の確保を枕崎市下水道事業経営戦略に掲げて、汚水処理費用の軽減に向けて、汚泥濃縮・脱臭・脱水施設改築工事や汚泥処理最適化などの取組を行っており、経費の削減を図ってまいります。その上で、物価高騰や維持管理費等の上昇に伴い、さらに厳しくなる経営状況に対応するため、景気動向を注視しながら、的確な経営判断の下、来年度からの使用料改定に向けた検討を現在進めているところです。

下水道事業は、令和2年度から公営企業会計に移行し、経営状況が明確になっており、事業に係る経費は企業の経営に伴う収入をもって充てなければならないことから、計画的に収支改善に向けて取り組んでまいります。

下水道経営の現在の状況や今後の見込みなどの詳細については、担当参事が答弁いたします。

○今給黎仁水道課参事 最初に、下水道使用料の状況について説明をします。

令和4年度の有収水量は141万8,058立方メートルで、前年度より1万3,490立方メートル減少しています。

うち、公衆浴場を含めた一般の水量は、前年度より1万2,724立方メートル減少の122万9,117立方メートル、工場は766立方メートル減少の18万8,941立方メートルとなっております。

ピークでありました平成28年度の149万1,869立方メートル以降は減少に転じているところです。

そのため、下水道使用料も昨年より税抜で95万円、平成28年度より税抜で870万円減少の2億4,260万円程度となっております。

この状況は、今後も続き毎年0.6%程度の減少を見越しているところです。

一方、汚水処理に要する経費は、物価高騰に伴い大幅に増加しております。

汚水処理費用に係る労務費、動力費及び材料費の価格が値上がりし、終末処理場ほか施設の包括的運転・維持管理の委託費は、労務費や電気代、薬品購入費などが大幅に上昇しており、令和5年度は前年度と比べると24%程度、約2,900万円上昇しております。

また、汚泥処分・運搬費用についても、労務費やガソリン等の燃料費の影響により上昇してい

るところです。

これまでも下水道経営については、料金で下水処理に要する経費や企業債償還金を賄っていない状況の中で、一般会計からの補助金で補っておりました。現料金での収益では、今後も多額の不足額を一般会計からの補助金で賄うことにならざるを得ないと予測しているところです。

これらの下水道事業の状況を市民の皆様にご覧いただくために、昨年の9月から広報まぐらぎきにおいて、「下水道の今」のタイトルで2か月に1回、現状の情報を提供しているところです。

今後、市民の理解を得ながら的確な経営判断の下、使用料改定に向けた検討とともに、現経営戦略の見直しを行い、健全な経営状況に向けた取組を行ってまいります。

○籠原正二財政課長 私から、一般会計から下水道事業において赤字補填を行っていることについての考え方、そして見解を申し上げたいと思います。

一般会計といたしましては、これまで下水道事業会計に対しまして、総務省が毎年度示します繰出基準に基づいた基準内繰出としての負担金と、繰出基準によらない基準外繰出としての補助金を支出しているところでございます。

基準内の負担金につきましては、主に繰出基準であります、公共下水道施設に要する資本費のうち、その経営に伴う収入をもって充てることができないと認められるものに相当する額として、通常、資本的支出に対して不足いたします資本的収入への補填財源として、収益的収支の資金増加に充てられているところでございます。

しかしながら、本市下水道事業会計におきましては、質問者からもございましたとおり、収益的収支において、本来、下水道を利用する方々の使用料で賄われるべき汚水処理経費などの維持管理経費を使用料では賄い切れず、結果、財源不足が拡大し、基準内繰出だけでは収益を資本的収支に充てることができない状況となっているということでございます。

その結果、財源不足を基準外繰出である補助金によりまして補っているということになります。その額が令和4年度決算で8,247万2,000円、令和5年度予算額では1億9,937万円となり、本市財政にとりまして大きな負担となっているところでございます。

本来、下水道処理に係る下水道事業の経営につきましては、自立性を持って事業を継続していく独立採算制の原則が適用されていることから、持続可能な事業運営、ひいては市全体の財政運営とするためにも、この原則に向けた取組を進めていかなければならないと考えております。

同時に、これまで毎年度、独自に行っております特別交付税の要望に当たりまして、本市下水道事業によって多額の財政負担が生じていることを国に訴えまして、特別交付税の増額を要望し、一般財源の確保につながるよう努めているところであり、今後も継続して要望活動を行っていきたいと考えているところでございます。

○6番立石幸徳議員 ぜひですね、6月議会でもあったんですけど、お尋ねのことを直接お答えいただければ結構です。これまでの従前の議会でも、基準内の明細そういったものはもう十分に教えていただいておりますのでね。市長に端的に聞きたいんですよ、端的に。

今の本市の下水道事業運営、このことは健全な経営だと思っているのか、健全ではないと思っているのか、端的にお答えいただきたいと思います。

○前田祝成市長 当然、財源不足が生じている現状についてはですね、経営として正しい経営とはなかなか言えないと思います。

ただ、現状は今説明したとおり、様々な要因があってこのような状況になっていることを鑑みて、今後、そのあたりの解決策というのは、今、下水道のほうで取り組んでいっているというような状況だと認識してございます。

○6番立石幸徳議員 先ほど下水道参事のほうからですね、適正な形にするために努力していきたいという、答弁の中でそのような答弁があったんですね。

そこで、ここに私5年度の公共下水道の当初予算を持ってきていますが、先ほど言ったように基準外の一般会計からの補助金は約2億円です。財政課長が説明した一般会計からの基準どおりの負担金、これが2億2,400万円ぐらいなんです、合わせて4億2,000万円。営業収益で800万円はですね、雨水管理の収入もごさいます。4億3,000万円ぐらいは一般会計から出しているんですよ、下水道事業に。下水道事業収益8億7,000万ぐらいですからね。半分は一般会計が出しているわけですよ、はっきり申し上げて。基準であろうが、基準外であろうがですね。こういった在り方を健全ではないというものの、なぜこれまで健全な形になるように努力をされなかったのか、原因がありますからね。このことを掘り下げていきたいと思うんですね。

市長の最初の答弁にもありましたように、本市は令和2年度から、3年前と言ってよろしいでしょうか、下水道の会計を、それまでは、例えば今の国民健康保険、あるいは介護保険同様、特別会計でずっと運営をしていたのが本市の下水道会計。令和2年度から公営企業の会計に移行したんですね。私はこのことは本当に高く評価しております。

なぜ高く評価するかというのは後もって触れますけれども、令和2年度から公営企業会計になったにかかわらずですよ、本市の下水道事業そのものは、かえっておかしな方向に進んでいるわけですよ。その最たるものがですよ、汚水処理原価と使用料単価の比較なんですけどね。

私がなぜこの公営企業会計に移行したことを評価するかというと、人口が3万人以上の市は、これ義務的に公営企業会計をするように改正されたんですね。しかし本市は、人口3万人未満、3万人いないけれども、自主的に下水道会計を公営企業に会計を移行した。

そして、数か年、下水道資産のいろんな資産評価、いろんな準備を数か年やって、そして、やっと令和2年度から公営企業会計ですよ。令和2年度からですね、公営企業会計になって、これは監査委員の報告にも何が出てくるかということ、いわゆる汚水処理原価と使用料単価が監査報告に記載されているんですよ。

今度の、先ほど言った広報まぐらぎ9月号、まだ出て1週間もありませんのでね、手持ちの方は「下水道の今」をもう一回見直していただきたいんですけどね。

まず令和2年度ですよ、省きまして分かりやすく言います。原価と使用料の比較、令和2年度がですね、原価191.21円、これは1立方当たりですよ、単価ですから。もらっている料金は169.91円、差引き21円の赤字ですよ。それは原価よりも安い使用料をもらっているから赤字になるは当然です。

令和3年度の決算。原価200円に対してですよ、料金は170円なんです。これ30円、単価ですからね、3年度で赤字。

今度の令和4年度決算、汚水処理の原価は208.98円、下水道使用料単価171円。実に37.90円の赤字。

2年度以降ずっとこの使用料と原価の差はどんどんどんどん大きくなってきているんですよ。にもかかわらずですね、いろいろな事情を言われますが、公営企業会計に移行した1番のメリットは、原価がはっきりと示されて、そのことを市民の皆さんに、あるいは受益者にですよ、ちゃんと示して、今下水道事業はこのようになっていきますと、そういうことで御協力くださいという、そのための公営企業会計への移行じゃないですか。

この下水処理の原価と使用量の対比について、どのようなことを考えておられるのか、この辺を端的にお答えください。

○今給黎仁水道課参事 下水道事業は、令和2年度に特別会計から公営企業に移行しました。

公営企業会計の効果として、経営状況の明確化が図られ、下水道使用料の対象原価となる汚水処理費用が明確になっています。

汚水処理費用は、事業費用から公費負担分と長期前受金戻入の額を差し引いた額となります。その汚水処理費用を有収水量で除した額が汚水処理原価となります。

先ほど質問者が言われましたとおり、汚水処理原価は、特別会計から企業会計へ移行した令和2年度が1立方メートル当たり191.21円、令和3年度が200.01円、令和4年度が208.98円で、令和4年度がマイナス37.90円となっております。令和5年度は、さらにマイナス幅が広がる見通しです。損失割合が年々増加しており、厳しい経営状況となっております。

このように公営企業会計移行後、料金で汚水処理費用を賄えない状況が続いている中で、事業の経営上、使用料改定は避けて通ることはできないと考えております。

そのため、令和2年度に策定した経営戦略では、令和5年度からの料金改定実施での計画を立てておりましたが、コロナ禍や世界情勢の影響による景気状況により改定を見送ってきたところ です。

現在、経営戦略の見直しを行うとともに、来年度の料金改定実施に向け、改定率及び実施時期などを関係団体や庁内の経営対策委員会で協議しており、その結果を踏まえ公共下水道事業審議会へ諮問を行い、経営健全化に向けて進めていくこととしております。

○6番立石幸徳議員 今、方向性は示されましたけどね、私はもうちょっとスピード感を持って対応していただきたい。

こういった決算報告書、あるいは監査意見書が出るにかかわらずですよ、繰り返しますけどね、原価より安い使用料を取っていったって赤字になるのはもう小学生でも分かりますよ。ぜひこの辺は改善をしていただきたいと思います。

それから下水道の最後にですね、冒頭申し上げましたように、下水道事業の目的っていうのは、生活水準の向上、そしてよりよい生活環境をつくるために下水道事業というはあるわけですね。

ところが逆にですね、下水道事業が生活環境に悪影響を及ぼしている。これが前々から議会でも出ている終末処理場の悪臭対策ですよ。この点も決算、予算の審査のたびにどのように進んでいるのかお尋ねしますが、なかなか進捗状況がはかばかしくないような感じ。この終末処理場の悪臭対策、現時点でどのように進んでいるのか、お尋ねをいたします。

○上園秀人水道課長 令和2年3月に下水道終末処理場周辺の悪臭解消についての陳情がありました。

抜本的な解決策を講じ、一刻も早い悪臭解消がなされること、臭気の測定回数を増やし、測定結果を周辺住民や事業所に公表し悪臭が発生したとき、その原因について報告、説明を求める要望が採択をされたところです。

陳情採択後、陳情者や周辺商店に対しましては、これからの取り組む施策についての説明を行い、臭気の測定回数は、年4回から月1回とし、測定結果をホームページと処理場内掲示板で公表をしているところでございます。また、悪臭が発生したときの対応としましては、適時に調査を行い通報者のもとへ説明を行う体制としているところです。

さらに、周辺住民に対しましては、公民館を通じて同様の内容の文書を配布し一定の御理解はいただいているところです。

具体的な今後のそれ以降の臭気対策につきましては、令和2年度に場内の悪臭物質調査を行い、特定悪臭物質濃度のうち、硫黄系の臭気4成分について臭気対策が必要なことが分かりました。その臭気分析を基に、令和3年度は汚泥棟の脱臭設備の活性炭の交換を行っているところです。交換に当たっては、酸性ガス用、塩基性ガス用、中性ガス用の数量をこれまでと変更し、より効果が出るように工夫し実施をいたしました。

交換後の臭気成分については、前年度の排気口での臭気成分で検出された硫黄系の臭気が改善をされております。

また、令和4年度には沈砂池棟についても活性炭の交換を実施したところでございます。

さらに、抜本的な対策として、臭気が一番強く感じられる汚泥処理棟の中で、臭気拡散の原因の一つとなっている加圧浮上濃縮機と加圧脱水機の改築工事をストックマネジメントにより実施

することを決定して事業を進めております。コロナ禍において詳細設計の完了が令和4年度まで遅延したものの、濃縮設備の改築に併せて脱臭設備の改築についても実施をすることとし、令和4年4月の九州地方整備局へ一括設計審査申請を経て、令和4年8月に日本下水道事業団と枕崎市公共下水道根幹的施設（脱臭設備）の建設工事委託に関する協定を2億5,900万円で締結し、現在に至っております。

この工事では、抜本的な臭気対策として、現状の活性炭による脱臭方式が非常に高価であるために、経済的・効果的な脱臭方式について検討を行いました。その結果、汚泥処理系の臭気の脱臭方式は、高濃度臭気にも対応可能な充填塔式生物脱臭に活性炭吸着方式を組み合わせた脱臭装置とすることになっているところです。

工事は、土木・建築工事と機械及び電気工事の3工事を予定しており、現在の進捗状況は、令和4年10月から、日本下水道事業団において、順次入札から契約・工事の手続を行っております。機械と電気工事につきましては、本年1月に受注者が決定していると伺っておりますけれども、土木・建築工事において技術者不足の要因等により、受注者確保に至っていないという状況とのことであります。そのため、当初完了予定の令和5年度末から令和6年度末に完成が遅れる見通しとなっているところでございます。

○6番立石幸徳議員 今、詳細な詳しい説明をいただきましたけど、時間の関係もあります。

また、この点についてはですね、決算特別委員会です、掘り下げたいと思います。

次の質問に入ります。

人手不足対策なんですね。

これからの社会はAIの社会ということで、人間のやる仕事はどんどんなくなっていくんじゃないかとそういった話もありますけど、現在の日本は大変な人手不足。もう例を挙げたら切りがありませんので省略しますけど。統計によりますとね、本年1月から6月の6か月間の中で、我が国の人手不足による企業倒産ですね、110件ということで報道されております。

これは昨年1月から6月の昨年同期とすると約1.8倍、過去最多ペースということでございます。

この人手不足を考えるとですね、私が今回、この問題を取り上げた動機になったんですが、今後の日本は、今よりも一段と深刻な担い手減少、人手不足に突入すると、働き盛りの25歳から44歳の就業者が減少すると統計上出ているわけです。

ですから、いずれにしましても、我が国のこの人手不足問題が深刻だというのは、現在が深刻なんだという捉え方では私は過ちを起こすと思いますね。現在の厳しい状況が始まり、入り口なんだと、こういう認識に立って、この人手不足対策を取り組まなければならない。

そこで、大きく日本全体の話以上にですね、我が市の地場産業分野に関してですよ、特に枕崎の地場産業に特化して、現在、人手不足の状況がどうなっているのか。農業面、あるいは漁業、水産といった地場産業における本市の人手不足の実態、これについてまず担当課のほうではですね、どのように把握、整理されているのか、お尋ねをいたします。

○鮫島寿文水産商工課長 高齢化社会におきまして、需要拡大が見込まれる看護や介護、保育分野といった社会保障関係の分野や、入職者が減少傾向にある建設分野をはじめ、本市基幹産業の水産業や農業など、各産業分野において人材不足が深刻化していることは承知しております。少子化や人口減少が進む社会環境におきまして、人材不足は必然的な課題となっているところです。

まず、ハローワーク加世田管内の雇用情勢を申し上げますと、令和5年6月の有効求人倍率は1.08倍と、31か月連続で1倍を上回っており、職業別有効求人倍率では、介護関係の職種で2.71倍、建設関係で1.89倍、農林漁業では1.36倍となっております。

お尋ねの水産業、遠洋カツオ一本釣り漁船につきましては、全国的な船員不足、高齢化が顕著になっている中におきましても、本市船籍の漁船につきましては、必要な乗組員はしっかりと確

保され、年6回ほどの航海、操業は達成されていると伺っております。

高齢の経験豊富な漁労長が引退するなどして、世代交代が進んでいるものの、若手乗組員については、人材確保、定着が課題となっております。

これらの課題に対し、船主側の取組としまして、漁業ガイダンスへの参加や、全国の水産高校や海洋高校を訪問するなど、生徒へのリクルート活動を積極に行っており、ここ二、三年、水産高校や海洋高校などの卒業生の入社、乗船があったと伺っております。

外国人乗組員を含めた全乗組員の定着率の向上に向けて、労務環境や居住環境の整備が進められるとともに、海洋上で家族や知人とSNS、LINEやフェイスブックなどでつながることができる環境、Wi-Fiなどの通信環境の整備も進められています。

水産加工業につきましては、慢性的な人材不足の中で、ハローワークに求人を出すことに加えて、ヘッドカッターを導入し、省力化、省人化を図るなどの機械化を進めることで、作業の効率化、生産性向上によって人材不足を克服する動きも見られ、また、給与の引上げや職場環境の改善など、魅力向上に取り組むことで人材確保しようとする動きも見られます。

どの業界でも言えることですが、水産業におきましても、魅力ある職場づくり、働きやすい、働きがいのある職場を目指して取り組んでおられるところです。

○沖園信也農政課長 現在、農業分野で人手不足として捉えているのは、とりわけ茶でございます。特に、小規模な茶工場におきましては、一番、二番茶の時期に、摘採前の茶園管理、摘採作業、荒茶製造の茶工場の操業が重なる関係で顕著な人手不足が生じているようです。

人材派遣会社や1日農業バイトアプリなどを活用し、人材を確保していると聞いております。

花卉、花につきましては、周年栽培であり、年間を通じた雇用ができるため、現在雇用されている方の紹介やハローワークでの確保に加えて、外国人技能実習制度も活用しておりますので、現状では人手は足りている農家が多いようです。

カンショにつきましては、ここ数年のサツマイモ基腐病の関係もあり、防除作業や収穫後の残渣処理作業など人手を要するようではありますが、高性能農業機械の導入や各農家の努力による人材の確保がなされていると聞いております。

畜産業におきましては、動物の飼育ということでもいつときも目が離せない環境にあるため、同畜種の農家間の協力体制の構築、外国人技能実習制度を活用しまして人手の確保はしておりますが、経営農家の家族の方々が休む時間がないのが問題となっております。

農業全般を通しまして、一部では人手不足が生じているものと思いますが、今後も農業従事者や人口の減、病虫害、有害鳥獣対策に伴う作業の増など、ますます人手不足が問題になると考えております。

このような人手不足対策といたしまして、国ではロボットやAI、IoT等の先端技術を活用したスマート農業に力を入れており、生産から出荷までの省力化、精密化や高品質生産を実現する取組が進められておりますので、本市でも認定農業者等担い手育成対策事業や高性能茶機械施設等導入支援事業により、支援を行っているところでございます。

さらに、今後地域の話合いにより、農地の畦畔除去等による区画の拡大に取り組み、農業機械の大型化、高性能化による人手不足対策につなげていきたいと考えております。

○6番立石幸徳議員 担当課のほうでもですね、常にその現場、いろんなその辺の労働力の状況というのはですね、やっぱりキャッチボールをして、しっかり把握をさせていただきたいと思いますが、人材不足の件も、たくさんの課題、問題ありますけれどもね。

私は農政課長のほうからちょっと触れられた技能実習生の関係で、具体的に掘り下げたいと思うんですけど。

まず、技能実習生の関係ではですね、労働力確保という形で思うと、大変な間違いを起こすわけですね。なぜかという、現在の技能実習法、これ略称ですけど、法律では第3条第2項で

すよ、技能実習は、労働力の需給の調整の手段として行われてはならない。つまり、技能実習生の皆さんは、労働力じゃないんですよ。あくまでも研修、実習が法律上はですね、そういう位置づけになっています。

そこで現在、国のほうでもこういった法制度では立ち行かないということで、去る5月11日にこの新しく技能実習制度を見直すですね、有識者会議がもう5月11日に中間報告を出しました。やがて1か月足らずで最終報告が出るようになってきているわけです。

そこには、今言った現在の法律上は、技能実習は労働力ではないという部分を変更しないことには、これからの我が国のこの外国人の人材の確保っていうのは、やりづらいということで、その点もメスを入れるようになってきているわけです。

そして、今の報告で、有識者会議の報告からいきますとね、技能実習生を管理する監理団体、この監理団体は残すと、次の新しい制度でもですね、そういう方向性がもう示されているんですね。

ところが、残念ながら本市でも、先般、監理団体において、運用規定どおりの実行がされていないということで地元新聞の社会面に大きく取り上げられましたよ。

これもまた県内のいろんな方々から反応をいただきましたけど、枕崎はそういった形で本当に外国人の方をしっかりと対応しているのかと、おしかりを受けました。

そこで監理団体とですね、行政、これは直接的には市の行政が法律上も監理団体に言及するような立場ではございませんが、国に準じて、県であろう、市町村であろう、やはり協力をすることが法律上も位置づけられているんですね。

そこで1点だけ、具体的に本市の技能実習生の監理団体と我が市はどういう形で協力体制、そういうものが実施されているのか、お尋ねをしておきます。

○鮫島寿文水産商工課長 監理団体との連携につきましては、技能実習法の第4条で、国と地方公共団体の責務ということであつておられます。

その観点からも、やはり議員がおっしゃるとおり、監理団体等におきましては、技能実習の機構のほうがありますが、指導・監督する立場のですね、その指導等もありますけれども、本市においてもしっかりと連携を図っていかなければならないと思っております。

昨年ですが、コロナ禍での入国制限等があったときにつきましても、監理団体と市としても情報共有をするとともに、当団体や関係事業者と協議して、外国人技能実習生受入支援事業として、入国時の待機費用等を支援する施策も実施したところです。

また、昨年度に引き続き、技能実習生の日本語講座受講、こういったことでも現在調整を進めており、お互いに協力・連携を図りながら、来月10月15日には1回目の日本語講座を受講するなどの準備を進めているところです。

枕崎におきましても、外国人技能実習生の日本語への理解が進んで、コミュニケーション能力が向上することにより、文化、生活習慣の相互理解が促進され、多文化共生の素地が育まれていくものと考えております。

監理団体におかれましては、外国人技能実習生をしっかりと支えていただきながら、受入企業及び事業者には、よりよい労働環境、生活環境の向上に努めていただくようお願いしますとともに、行政としましても引き続き、監理団体や事業者とも連携を図りながら、技能実習生に対する必要な施策の実施に努めてまいりたいと考えております。

○6番立石幸徳議員 日本側のほうはちょっと誤解しているんじゃないかな、特に本市も含めてですね、外国人は黙っとってもどんどん来るんじゃないかというような認識を持たれていたら、大変なことになると思うんですね。

海外で、特にベトナムもそうですけど、塩田知事が2か月ぐらい前、7月の第2週、わざわざ知事自身がベトナムに飛びましてね、ベトナムのほうからどんどん実習生の方も鹿児島県に出し

てほしい。そして航空路も新しく開設しましょうと努力されています。

今、外国側の国を選ぶ場合の一番人気は韓国ですよ。それから台湾、日本は円安もあって敬遠されているんですね。

だから今、水産商工課長が言われたように、せっかく来られた外国人の皆さんによりよい労働環境を提供し、また帰った後にリピーターになるようにその辺も含めてですね、この問題、大変大きな問題ですのですね、取り組んでいただきたいと思います。

それから教育関係の質問に入ります。

7月31日、本年度の小学6年生、中学3年生の4月1日の全国学力テストの結果が発表されて、翌日8月1日の新聞各紙でいろいろとその結果が出ております。特に、この英語の話すテストちゅうのが非常に、今回は異常といいたまいますか、何と6割の生徒が零点だったというようなテストだったみたいですけどね。

そのほかではいろんな課題もあるんですけども、何よりですね、鹿児島県内の公立中学校、8月1日の発表は、全国平均と都道府県の平均正答率でしたのですね、県の結果が出ているんですけど、鹿児島県は公立中学校平均正答率、数学と英語が全国平均を下回って、国語は同程度であったと。小学校のほうは、算数が全国平均を下回って、国語は全国並みと。

ただ、私この全国平均と都道府県のこの鹿児島県の比較をずーっと資料は持ち合わせておりませんがね、鹿児島県は、全国平均を上回ったという記事を見た経験がないんですよ。

鹿児島県全体の話もなんですけど、まずこの本年度の学力テスト、枕崎市の正答率は、いわゆる結果ですね、どうだったのか、この点をお尋ねをいたします。

○森健一郎学校教育課長 今年度の学力調査における本市の正答率については、小学校の国語、算数ともに全国平均を下回っております。また、中学校については、調査のあった国語、数学、英語ともにこれも全国平均を下回る結果となりました。

以上でございます。

○6番立石幸徳議員 全国平均は下回っているんですけど、県平均とするとどうなっているんですか。

○森健一郎学校教育課長 県の平均につきましても、全て平均を下回る結果となっております。

○6番立石幸徳議員 この学力テスト、令和2年度でしたかね、コロナの関係で実施されなかったときもあったかと思うんですけど、これまでは枕崎市の場合、全国平均以上にはならなくても、県平均は上回ると、こういった状況にあったかと思うんですけども、今回は県平均も下回っていると。

ただ先日、我々市議会総務文教委員会で予定しておりました市内4中の学校訪問の資料、これを見ると、全国平均を上回ったのが桜山中学校がですね、国語において73点と、これが全国平均を上回っているんですね。

こういった結果、一つ一つ指摘すると時間がありませんけれどもね。私は少なくとも本市は県平均は上回っていただきたい、まず。

こういった形で頑張っていたいただきたいんですが、これまでも枕崎の学力向上の面では、本市の特徴として、この小中連携、小学校・中学校が連携する、このことが非常に効果を上げるっていうことで、今年も6月27日に立神中学校ですか、立神中で地区研究公開をやられております。この立中の公開の成果はどうだったのかですね。

それから、もう一つ本市の教育行政要覧で、枕崎の授業づくりスリーポイントというのがありますが、このスリーポイントというのはどのような事業をされるのか。

もう一点ですね、私は先月、夏休みの一番末に、南九州市知覧町であった鹿児島県学力向上フォーラムというのにオブザーバーで参加しました。これは小学校、中学校の先生だけが対象ですけども、ちょっと情報が入りまして、門外漢の私、オブザーバーで参加できないのかというこ

とで申込みをしたら、何も意見を言わなければ結構ですということで、オブザーバーで席に座っていたんですけど、このとき感じたのは、どの学校の先生方も本当に一生懸命、必死で子供たちの学力向上に頑張っているというのは本当に感じました。

そこですとね、学校でやっていることは、ありていに言えば、大差はないんじゃないかと。どの学校も頑張っていると。要はこの家庭でのですね、学力向上の対策、学校から帰ってきて、あるいは休みのときに我が家でどのような勉強、学習をしているのか、これが非常にキーポイントになると思うんですが、本市の場合、家庭学習についてはですね、こういった取組をしているのか、時間が短いですが、学力向上対策についてお尋ねをしておきます。

○森健一郎学校教育課長 本市で取り組んでおります学力向上の中で、今、特にありました学校と家庭が連携した家庭学習の取組ということでございますが、教育委員会では、家庭学習の具体例を載せた、まくらざき家庭教育手帳を各家庭に配布するとともに、家庭学習40・60・90・120運動、メディア午後9時オフを共通実践事項として設定しておりますので、各学校がPTAと連携してこれらの取組を推進していけるように支援してまいりたいと考えております。

小中連携につきましては、枕崎市では一小一中の特色を生かして、小学校と中学校の教科間の連携を図りながら、学びのつながりを行うとともに、子供たちのつまづきを解消しているところでございます。

枕崎市の授業づくりスリーポイントにつきましては、児童生徒に課題意識を持たせる目的の明確化、学習課題の自力解決やペア・グループ活動を取り入れた子供が主役となる学び、授業の終末におけるまとめを生かしたラスト10分の充実について取り組んでおります。

以上です。

○6番立石幸徳議員 小中連携もですね、本市ならではの非常に大事な向上対策だと思いますが、常に見直しといたしましょうか、やっぱり、随時これでいいのかというような検討をやっていただきたいと思えます。

そして、先ほど答弁のあった家庭学習の40・60・90・120ですか、これも私どもも詳細に存じ上げていませんので、この点も決算委員会等でまた詳しくですね、お尋ねをさせていただきます。

最後の項目、行政全般についてですね。法律改正等に伴う本市規制規定などの整備の在り方ということで出しております。

これは去る8月7日、議会の全協ですとね、協議項目の一つに固定資産評価審査決定に対して取消の訴えが出されたと。裁判になったんですね。

今、訴訟が続行中ですが、その中で、固定資産評価審査委員会の決定に対し不服のある場合は、この決定のあったことを知った日から3か月以内に地方裁判所に行政事件訴訟法に基づいて取消の訴えを提起することができると、本市例規集に3か月以内って書いているんですよ。

ところが、なぜ3か月かということで確認しましたら、実はこれは法律はもう変わってまして、6か月になっておりますと。法律が変わったのは平成17年、もう20年近くたっているんですよ。こんなことをほったらかして例規集でいまだに変更してない。これはどこに原因があるのか、そして今後こういった点の整備の在り方についてどのように思っているのか、お尋ねします。

○山口太総務課長 ただいま質問者からございましたとおり、本市固定資産評価審査委員会規程の改正漏れが生じていたことにつきましては、御紹介があったとおりでございます。

その原因ということでございますけれども、この固定資産評価審査委員会規程の改正が行われてこなかったことについては、これは恐らくですね、改正行政事件訴訟法の施行があった平成17年当時ですとね、本市においては、それまで固定資産の価格に関する審査の申出がなされた実績もございませんでした。

ですので、この規定に定められている審査決定通知書を発する機会もない状況にありましたこ

とから、その改正がなされてこなかったものと考えられますけれども、その後、その改正が行われないままに今日まで至ってしまったということは、ただいま申し上げましたような理由が考えられるとはいえ、不適切であったと考えておりますので、このことについては真摯に反省をいたしまして、当該規程の改正を速やかに行っていくことはもちろんのこと、今後このような事態が生じないように努めてまいりますとともに、法改正等が行われた際は、可能な限り速やかに例規整備を行うことに努めることによりまして、最新の例規の情報をできるだけ早く市民の皆さんや議員の皆さんに公表して活用していただけるように今後とも対応してまいりたいと、そのように考えております。

○永野慶一郎議長 以上で、立石幸徳議員の一般質問を終わります。

ここで10分間休憩いたします。

午後2時12分 休憩

午後2時21分 再開

○永野慶一郎議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、橋口洋一議員。

[橋口洋一議員 登壇]

○11番橋口洋一議員 本日最後の質問になります。通告に従い一般質問を行います。

前回に引き続き、ふるさと納税について質問をさせていただきます。

去る6月議会においては、私は、本市のふるさと納税返礼事業については、寄附額の半減となった今でも、納税者の潜在的需要は非常に高いと考えていることから、中間管理事業者の選定が不調に終わった後の危機的な状況を打破するために、庁内一丸となり、スピード感を持った対応をお願いしたところです。

6月議会の後には、現状の把握のためにふるさと納税に関係する各所に出向いて直接話を伺ってまいりました。その中で分かったことは、関係する事業者におかれましては、それぞれの事業運営の中で最善の策を考えながら、ふるさと納税返礼事業に関わっているということでした。

それぞれがあふれんばかりの知恵を絞り、人員を配置し、魅力的な返礼品を作り上げ、返礼品事業者においては未確定な要素が多い中で在庫管理にも神経をとがらせながら、返礼品事業を進めていたということは非常に頼もしく思えました。

一方、1つ残念であったことは、それぞれの事業に対する取組はすばらしいものであっても、お互いの事業運営への理解が不十分な状況であったにもかかわらず、返礼品事業が急拡大してしまったため、寄附金額の大幅な減少という事態が引き起こされたと思われたことでした。

関係する各事業者がお互いを十分に理解して1つの事業をつくり上げることができれば、ふるさと納税事業はさらに充実することができると確信しております。その中心をなす市当局には調整能力を遺憾なく発揮してもらい、この事業を、そして枕崎の産業を活性化させていただきたいと期待しているところです。

後ほど返礼品事業者との協力体制の状況についても質問させていただきますが、今回の一般質問の趣旨といたしましては、地場産業の発展のため力を結集し、相互理解を深め、さらなるふるさと納税の発展につなげていただきたいというものであります。

まず、1番目の質問になります。今年度のふるさと納税の申込み状況についてお伺いしたいと思っております。よろしく申し上げます。

[前田祝成市長 登壇]

○前田祝成市長 ふるさと納税につきましては、本市が寄附促進と地元特産品等のPR・販売促進及び地元産業の活性化などの相乗効果を図るため、参加することを承諾いただいた返礼品協力事業者の皆様への御協力をいただきながら行っているものであり、その取組に対する事業者の皆様への熱意に感謝しているところでございます。

これまで、本市にとって大変貴重なまちづくりの財源の確保につながっているところでありますが、産業競争力の向上、地場産業の振興という本市にとって優先度の高い目標を達成していくための有効な手段の一つであるふるさと納税事業の効果をさらに高めていくためには、ただいま議員からもありましたように、私自身も返礼品協力事業者、委託事業者、行政が良好な関係を保ち、相互理解を深めていくことは重要なことであると考えております。

本年度のふるさと納税の申込み状況につきましては、企画調整課長が答弁いたします。

○日渡輝明企画調整課長 午前中の答弁と重複することになりますが、改めて本年度のふるさと納税の寄附の状況についてお答えをいたします。

8月末現在のデータとなりますが、9,766件、2億2,998万8,000円の寄附が寄せられており、昨年度の8月末と比較しますと、件数で54.2%、寄附額で55.1%となっている状況であります。8月は今年度の最高となる月当たりの寄附をいただき、一月当たりで見ますと、前年度比、件数で77.2%、金額では96%と寄附単価、寄附件数とも上がってきており、前年度並みの数値となっていました。本市最高の寄附をいただいた令和3年度の実績と比較しますと、施策を進める上で厳しい状況であることは、市としても認識をしております。

今年度、本市が目指している寄附件数、寄附額につきましては、令和5年度当初予算に計上した6万6,700件、20億円を目指して取組を進めているところであり、これから年末にかけて寄附が大きく動き出す時期でもありますので、目標達成に向けて施策を講じていきたいと考えております。

○11番橋口洋一議員 本年度当初は危機的状況であったところが、企画調整課の皆様はじめポータルサイトの運用再開により、サイト数も増え、寄附額も右肩上がりになっているということだと思います。非常によい傾向であると思っております。

続きまして、現在、企画調整課で行っておりますふるさと納税に関する業務内容、体制についてお伺いしたいと思います。

さきの定例会におきまして、市長から組織横断的に助けられる部分はしっかりやっていきたいという答弁がありました。その後、企画調整課において受注管理を行っていくことは伺いましたが、その後の企画調整課でどのような業務を取り扱っていたのか、現在の市における対応状況、業務内容、体制についてお伺いします。

○日渡輝明企画調整課長 現在、市において対応している業務内容・体制については、まずこれまで事業者へ委託していたポータルサイトの運用について、6月1日以降については、ふるさと納税の担当部署である企画調整課で管理及び運営を行っていることにつきましては、これまで御報告してきたとおりであり、また、寄附の受付につきましても、5月25日から6月2日まで受付を停止していましたが、寄附の受付額が多いポータルサイトから順次受付を再開し、現在6つのポータルサイトで寄附の受付を行っているところです。

各種ポータルサイトの構築に関しましては、企画調整課の3つの係に対応してまいりましたので、慣れない作業の中、900品目にも及ぶ返礼品内容、在庫情報の確認や寄附情報を管理するシステムとの連携作業など、多くの時間を費やしたこともありまして、返礼品協力事業者へは大変御迷惑をおかけし、厳しい意見やふるさと納税に期待する多くの言葉をいただきました。そのような状況もありましたので、スピード感を持ってポータルサイトの充実のため、作業を進めてまいりました。

6月以降、市で行ってきた業務に関しましては、ふるさと納税の担当職員が作業の進捗を把握できる職員体制で作業を進めてまいりました。職員の健康面には十分に配慮を行いながらも、返礼品協力事業者の声にも応える必要がありますので、短期の会計年度任用職員の雇用も検討を行い人員確保に努めてまいりまして、8月から新たに1名を雇用し、9月から2人目の雇用を行っており体制を整えているところであります。

10月1日以降は寄附情報の管理、返礼品の配送管理、返礼品協力事業者への対応、精算対応などの中間管理業務については、大手ポータルサイトの運営会社をお願いすることになり、市で行う業務としましては、ワンストップ特例申請や寄附金受領証明書の発行に関する業務を行うこととしております。

○11番橋口洋一議員 慣れない中、企画調整課内では大変な御苦勞があったものと推察します。

この大変な作業をされているところではあるとは思いますが、従前の中間管理業者が行っていたそういう作業の中で、現在、企画調整課でこれはまだ十分に行えていないと、そういうようなことは何かありますでしょうか。

○日渡輝明企画調整課長 個別に訪問し、返礼品協力事業者の皆様のお声を聞く機会を設けることができている状況もありまして、新たな返礼品の提案や、最新トレンド情報の展開、事業者ごとの寄附状況の年度比較などのデータ展開ができていないところでありまして、返礼品協力事業者との連携を深める上での施策取組ができていないところでございます。

○11番橋口洋一議員 非常にポータルサイトの運営を頑張っているところでもありまして、なかなかそういう個別訪問的などところについては、現在進めていけなかったというのはよく分かるところであります。それを踏まえた上で10月1日以降については、大手ポータルサイトへの中間管理業務を委託するというふうになったことかとは思いますが。

先般の全員協議会において、市当局よりポータルサイト運営会社である大手ポータルサイトの一つに対し、従前のポータルサイト決済手数料の範囲内で、大手ポータルサイトほか主要4社を含む中間管理業務を委託すること。それにより、従前のポータルサイト取扱高の9割程度の中間管理業務をカバーできるようになるという話がありました。

大手ポータルサイトほか主要4サイトの中間管理業務は、大手ポータルサイト以外へ十分な働きかけができるのかというのを、今、疑問に思っているところでございます。

独立した中間管理業者であれば、ふるさとチョイスほかの閲覧数が多いサイトに対してですね、厚めに返礼品をアップしようと、そういうような展開ができるかとは思いますが、そのようなほかのシステムを利するような動きができるのかというのが、いま一つ疑問であります。

午前中の答弁で共通システムにより、市当局におきましても、リアルタイムに監視することは可能であるというような答弁がありましたが、それを踏まえると、大手ポータルサイトの意向にかかわらずとも、市側で増減できるようなそういった仕様になっているところでございましょうか。

○日渡輝明企画調整課長 午前中の答弁と重複するところもございしますが、ふるさと納税返礼事業の中間管理業務につきましては、大手ポータルサイトの運営会社が提供する寄附情報の管理、返礼品の配送管理、返礼品協力事業者への対応、精算対応といった中間管理業務を一括して代行するプランとなっているところでございます。このことにつきましては、午前中の一般質問の中でも答弁をしましており、市で寄附の状況を一括できる管理システムで確認ができるような体制となっているところでございます。

その管理の部分につきましては、効果を確認しながら中間管理事業者への指導等も含めて行っていきたいと考えているところでございます。

○11番橋口洋一議員 そうすると、市でも十分に管理ができると、恣意的なことは防げるというふうを考えていいものかと思えます。あわせて、先ほども市の企画調整課でちょっとできていなかったよというところが、大手ポータルサイトの業者が、どれほど地方の産業のよさを把握して、魅力的な返礼品をサイトにアップできるのか、これは先ほどできていなかったという部分にも共通するところでありますが、そういったことができるんだろうかと心配しておりましたが、これも先ほどの答弁にありました中に、返礼品事業者側へ出向いて訪問も行うという答弁がありました。

なかなかには信じがたい丁寧な対応ですけれども、こちら南薩方面等に担当を置くなどした対応的なものが取られるということでしょうか。

○日渡輝明企画調整課長 今回、大手ポータルサイトの運営会社の担当者と話をしましたところ、鹿児島県の担当職員としまして5名、うち行政関係の対応をする担当が2名、返礼品協力事業者へ対応する職員が3名ということで、職員体制のほうも確認をしているところでございます。

○11番橋口洋一議員 ありがとうございます。そういった担当がこちらのほうにも貼りつくということで、枕崎に在住する返礼品協力事業者も安心することかと思えます。

続きまして、今後の中間管理業務の方向性についてお伺いしたいと思います。

大手ポータルサイトへの委託につきましては、一見すると、追加費用もかからず、中間管理業者が不在となっている本市にとっては、渡りに船というようにも見えるような提案ではございません。しかし別の捉え方をすれば、ちょっとただより高いものはないんじゃないかなということも考えているところではございます。

現在の状況は、大手ポータルサイトとしては、企業としての規模の拡大を推し進めるに当たり、追加手数料無料で囲い込みを行っているようなものと考えております。現時点では、決済手数料の範囲内となっておりますが、そのうちにこれらは追加手数料がかかりますと通知される時期が来るのではないかと、そういった心配もしているところです。

当局といたしましては、このような中間管理業務の取扱いにつきまして、今後どのようなと推測されているところでございましょうか。

○日渡輝明企画調整課長 まず、この大手ポータルサイトの運営会社が提供する中間管理業務移行につきましては、9月5日に開催しました返礼品協力事業者への説明会において、市の役割、返礼品協力事業者の役割、中間管理事業者の役割、今後の推進体制などについて説明をさせていただき、御理解をいただけたものと考えております。

この中間管理業務である内容について、具体的には、ウェブ、決済、寄附情報管理、返礼品事業者管理、各種問合せ、プロモーションPRのサービス提供であり、他社サイトの返礼品登録、各ポータルサイト間の在庫調整、支払い・請求の一本化など運営業務を集約したものであります。

費用負担につきましては、これまでポータルサイト利用料、決済手数料として支払っている経費の範囲で、追加料金なしに利用することができる内容となっており、募集に要する経費を軽減させる効果とふるさと納税返礼品事業の充実が図られると考えております。

返礼品協力事業者に対するサポート体制や窓口対応につきましては、地域の魅力発信や寄附額の増加を目指し、ポータルサイト運営やオペレーションを一括で行っている知見を生かした視点で、魅力ある返礼品の発掘や改善につなげていくことが示されております。最新の寄附者ニーズを分析、考察した上で、新規返礼品協力事業者の発掘や、新たな返礼品の提案も期待されます。

返礼品協力事業者へのアプローチ、寄附していただける方に選んでいただくための魅せ方の提案や、ポータルサイト上での特集企画、返礼品協力事業者への在庫交渉、各種SNSやメールマガジンでの特集など、大手ポータルサイトの強みを生かしたPRなどが行われると考えております。

返礼品協力事業者への個別訪問や相談対応などのサポートについても、中間管理事業者が対応することについて、返礼品協力事業者へも説明がされておりますので、各関係者の協力体制が構築されていくものと考えておりますが、市としましては、定期的に業務が適正に執行されているのか、効果を検証していく必要があると考えております。

中間管理業務の委託の方向性につきましては、毎年度効果を検証しながら判断をしていく必要があると考えておまして、庁内における関係課との協議や返礼品協力事業者の意見も参考にしながら、ふるさと納税のさらなる推進が図れるよう取組を進めてまいります。

○11番橋口洋一議員 比較検討しながらこれからも進めていかれるという話なんですけれども、

例えば寄附額が振るわないので契約を解除するというようなこともあるかもしれません。そういったときに、今回の公募型プロポーザルにおいて発生したような、引き渡せるもの、引き渡せないもの、サイトを削除するとかしないとか、そういった問題が再び発生するのではないかとということも心配しているところです。

今回加入するとしているところに、脱退するときの話をするのも申し訳ないところなんですけれども、今回の画像財産権の問題、サイトに関わるレビュー、そういったものの削除の問題などに、今回の場合も事前に詰めていけば、起こらなかつたであろうということかとは思っています。大手ポータルサイトに中間管理業務を委託するに当たり、そのようなことがないようにというような確認等はされておるところでしょうか。

○日渡輝明企画調整課長 知的財産権の取扱いについては、中間管理事業者が著作物等の制作物を作成する場合は、合意のない限り、中間管理事業者の制作物に生じる著作権、特許権、その他の知的財産権は、全て中間管理事業者が保有することになります。今回におきまして、返礼品の画像データにつきましては、返礼品協力事業者が所有しているデータを使用することとなっております。

各ポータルサイトの連携や情報管理のシステム運用につきましては、中間管理事業者のノウハウに基づき方向性も変わってくる部分であると考えており、中間管理事業者の委託変更が生じることになりますと、ポータルサイトの構築には、一定の期間が必要となると考えているところでございます。

○11番橋口洋一議員 そうすると、知的財産権の関係につきましては分かりましたけれども、協力事業者が提供したのを使うと。こちらのほうにもし仮に返ってくる、こちらのほうでまた入札等をするという場合にですね、今回ありましたようにサイトのレビューの削除問題等ですね、そういった点については、いかが考えられているところでしょうか、確認されているところでしょうか。

○日渡輝明企画調整課長 仮に今後、中間管理事業者が変更することになった場合については、一旦ポータルサイトのほうは閉じられる形になってくるかと思えます。

先ほども申し上げましたように、委託変更が生じることになりますと、こういったポータルサイト構築に一定の期間が必要となると考えているところでございまして、今後、業務内容の効果を検証していく中で、新たな契約が発生する見込みとなった場合については、一定期間を設けながら、事業者選定というところも検討していきたいと考えているところでございます。

○11番橋口洋一議員 今の答弁でありますと、一旦、全部なしになってしまうというふうに見えるを得ない。今、非常に大きな問題となっているところが、サイトが閉鎖されてしまって、レビューが続いていないと、それまで蓄積されたものがですね。そういった問題がまた発生する可能性があるということでしょうか。

○日渡輝明企画調整課長 今回、中間管理業務をお願いする大手ポータルサイトでございますが、こちらの事業者が提供するポータルサイトを利用している1,200自治体のうち200自治体が一括プランを利用していると伺っているところでございます。

ページに関する所有権、そういったものにつきましては、他の自治体と同様の取扱いとして説明を受けているところでございます。中間事業者が変更になる場合の取扱いについては、一旦、ページ等は閉じられるということになります。

○11番橋口洋一議員 分かりました。そうすると、できるだけ長くこのサイトを活用しないと、また一からやり直しというふうになる可能性があるということですね。これから大手ポータルサイト事業者のほうで中間管理業務をしていただくということですね、大手ポータルサイトと綿密な意思疎通を図っていただいて、長く続けられるようにしていくほかないのかなというのが今のところの印象でございます。

続きまして、仮に公募型プロポーザルを実施するとした場合、今回は大手ポータルサイトのほうに手数料料金の範囲内で中間管理業務を行っていただくというふうな話でありましたが、今、直前の質問におきますと、こちらのほうでまた再度プロポーザルを実施するというのはあまり現実的でないなというところはございますが、今回の大手ポータルサイトを採用するに当たって、大手ポータルサイト、それとこちらのほうで公募プロポーザルを実施すると、そういったところの比較検討等もされたところかとは思いますが。当然、当局は費用の多寡だけで委託を決めたものではないとは思っております。

さきの定例会では、今回の公募型プロポーザルの検証と今後の方針について整理を並行しながら、スピード感を持って対応したいと、そういうような答弁がございました。つきまして、来年度も仮に入札を行うとした場合に、今回の公募型プロポーザルの検証も併せて行ったところで、どのような仕様・手続にしようと考えられていたところでしょうか。

○日渡輝明企画調整課長 令和5年度に実施しました公募型プロポーザルについては、実施時期と契約締結までの期間、募集要項の見直し及び審査基準等の配点・公表、プロポーザル選定委員会委員の選任等について検証を行いました。

そのような中で、平成31年総務省告示第179号の一部改正が行われ、募集適正基準、地場産品基準の改正が行われております。特に募集に要する費用については、これまで対象外とされていたワンストップ特例事務や寄附金受領書の発行などの付随費用も含めて、寄附金額の5割以内とする改正内容となっているところです。

公募型プロポーザルを実施しました4月と現時点においては、段階が変わってきていると考えておまして、募集に要する費用について、改正された基準の範囲内で、いかに競争力を高めていくことができるのかが求められてきます。

今回、大手ポータルサイトの運営会社が提供するプランを選択することにより、ふるさと納税返礼事業に係る業務について、委託を行いながら、より効果が期待できる施策を進められると考えており、この選択によって返礼品率をできるだけ3割に近い水準で設定することができると考えており、市としての方針としたところであります。

公募型プロポーザルを実施するに当たりましては、中間管理業務の効果を検証しながら判断しなければなりません。実施時期と契約について最優秀者及び次点者と契約に向けた協議が整わなかった今年度の経緯も踏まえ、新年度から新たに選定した事業者と契約し事業を進めていくのであれば、移行するための期間を数か月設けるなどの措置が必要と考えております。時間的余裕を設けることで、新規事業者の参加も期待され、委託する事業者が変更になる場合でも寄附の受付停止を避けられることや、ポータルサイト構築のための準備期間を確保することができると考えております。

また、募集要項の見直し及び審査基準等の配点・公表につきましても、仕様書に業務内容を詳細に記すことや、画像等の著作権についても明確に記載しておくことが必要であり、評価基準や配点を公表することにより、本市が求める水準を示すことができるため、より具体的な提案につながっていくのではないかと考えております。

なお、プロポーザル選定委員会委員の選任につきましても、枕崎市ふるさと納税返礼事業業務受託業者設置要領により、庁内委員7名、庁外委員7名の14名で審査を実施したところであります。庁外委員7名が入ることにより、公平・公正性が高まると考えているところでございます。

ふるさと納税返礼事業に係る中間管理業務につきましても、先ほどから答弁しておりますとおり、毎年度効果を検証し、方向性を決定していく必要がありますが、今後、公募型プロポーザルを実施する、そのような方針となった場合におきましては、ただいま答弁しましたように、内容を十分に精査した上で進めてまいりたいと考えているところでございます。

○11番橋口洋一議員 分かりました。現在ですね、公募型プロポーザルを行うという方向には

ないということで、これ以上この質問をしても栓なきかなというふうにも考えますので、以上にしておきます。

続きまして、返礼品協力事業者との体制の構築についてということで質問させていただきます。

さきの定例会において、返礼品協力事業者の連絡協議会は、会員相互の理解、連携の下、おのおのが得意とする分野を生かしながら、本市の魅力あふれる特産品づくりにつなげることを目的としており、そのような協議会と、ふるさと納税の制度の推進を図る上で、市としても積極的に関わりを持ち、協力体制を築き上げたいと考えているという答弁がございました。

近隣に目を向けますと、昨年度も県内2位、全国で22位の南さつま市の好例がございます。ここでは市当局と業務の委託先である観光協会、返礼品事業者による南さつまの返礼品事業者協議会が連携し、寄附金額の確保により地元経済の活性化を強力に推し進めているというふうにあります。

特に、南さつまの返礼品事業者協議会につきましては、発信されておりますブログを見ますと、情報交換など連携を強化し、地域ブランド力の向上やファン開拓、産業振興を目指すとされており、寄附者となつたり、そのいただいたつながりで事業者もつなぐと、そういう考えが好循環をもたらしているものと考えられました。

また、定期便におきましては、それぞれの事業者が月替わりで自慢の商品を贈り、また、次の月の事業者へバトンタッチするといったような、寄附を頂き返礼品を届けるだけではなく、地元の事業者がつながり、新たなステージへの第一歩を踏み出すきっかけづくりとそういったものも行っているようです。

そういった中で、枕崎の状況はいかがでしょうか。先日は、設立総会のみでその後の返礼品協力事業者との会合は行われていないというふうにお伺いしておりましたが、その後の協力事業者との打合せ等はどのような状況にありますでしょうか。

○日渡輝明企画調整課長 市長のほうからも先ほど申しましたとおり、本市特産品のブランド価値を高め、返礼品を通して、本市の魅力を広く伝える手段の一つでもあるのがふるさと納税であり、産業競争力の向上、地場産業の振興という、本市にとって優先度の高い目標を達成していくために、返礼品協力事業者、委託事業者、行政が良好な関係を保ち、相互理解を深めていくことは重要なことであります。

本市ふるさと納税の寄附額の増加、返礼品協力事業者の全体的な底上げを図るためには、返礼品協力事業者同士の相互理解、連携が必要であることは承知をしております。現在、返礼品協力事業者により自主的に組織された連絡協議会が具体的な活動を模索していると伺っております。

本市としましても、自主的な活動が早期に効果的に進んでいき、さらには持続可能な取組となるよう動機づけしていきたいと考えております。

先ほどの答弁の中でも少し触れましたが、9月5日に返礼品協力事業者の皆様にお集まりをいただき、現在のふるさと納税の状況、総務省告示の基準の改正、10月1日以降に係る中間管理事業者変更による今後の管理運営方法、事業者の皆様への受注、発送、精算等の手順等についても説明をさせていただきました。その中でも、各種情報、最新のトレンド情報や寄附の状況などのデータを定期的に展開してほしいとの要望も寄せられたところです。

各種情報の展開は必要なことであると考えておりますので、返礼品協力事業者の相互理解と連携が深まり、事業推進が図られるよう取組を進めていきたいと考えております。

○11番橋口洋一議員 そうですね、9月5日に集まりがあったというふうなところがありました。会合が行われていないというところは訂正いたします。

それで、現在、新年度が始まってもう半年が過ぎたところです。規模の大きな返礼品協力事業者は企画力、在庫管理、投資判断など独自のノウハウを持っており、厳しい状況ながらも対応余力があるのではないかとこのように考えられますが、中小規模の返礼品協力事業者は個別での対

応は難しいと考えられます。

今後は、中小規模の返礼品協力事業者がどれだけ結束して取扱量を増やすことができるか、これが今後のふるさと納税事業の成否を決めると言っても過言ではないと考えております。

先般の定例会時にもありました、市としては積極的に関わりを持ち、協力体制を築き上げたいという答弁にもありましたように、扇の要につきましては、本市のふるさと納税返礼事業を主宰する市当局であります。

様々な案件を抱え、非常に多忙を極める当局とは思いますが、早期のふるさと納税事業の復活を見据えたところをですね、地場産業の発展のために事業者に寄り添い、事業者の力を結集し、相互理解を深め、さらなる発展につなげていただきたいと思いますと考えております。

以上で、ふるさと納税に関する質問を終了しまして、次は、核のごみ受入れについてということで質問させていただきたいと思っております。

午前中の話にもありましたが、財源としても非常に有用な財源でございます。人口減少対策についてもですね、非常に有効、有用に使用できる財源でございます。このふるさと納税の質問に続くところになるのではありますが、通告の内容を説明させていただきたいと思っております。

去る令和2年でありましたが、県議会の第3回定例会において、塩田知事は、「高レベル放射性廃棄物の最終処分場について、今後の県勢発展の基盤をしっかりとつくっていくためには、鹿児島県の基幹産業である農林水産業や観光関連産業のさらなる振興に取り組む必要があると考えており、本県においては、最終処分場を受け入れる考えはない」との考えを既に表明しているところであります。

一方、本市の定例会の一般質問においては、原子力発電環境整備機構、NUMO（ニューモ）の事業を受け入れることで、あたかも本市に交付金が90億円入るとするような発言がありました。また、午前中にも同様の質問があったところです。

現在、地域産業の活性化に大きく寄与するふるさと納税を何とか再度上向かせることができるようにと皆で知恵を絞っている中でありますが、前述のような市民の分断をもたらしかねない高レベルの放射性廃棄物の最終処分場の受入れや誘致につきまして、重ねての表明となるかとは思いますが、改めまして市長としての見解を伺います。

○前田祝成市長 午前中の質問にも答弁いたしました。原子力発電環境整備機構、NUMO（ニューモ）の事業を本市で取り組む考えはございません。

午前中も申し上げましたが、本市の場合は、農林水産業、水産加工業をはじめとした製造業など産業競争力を背景にした税収等による、まさに税収等によると申し上げましたが、今、橋口議員から御質問がございましたふるさと納税もその一つであると認識してございます。財源確保を図ることで、市政運営を進めていっているところでございます。

これは将来においても、本市の本当に強みであると認識してございます。その強みを磨いていくことが、まず優先されるものだと思いますので、繰り返しになります。大事なことは二度言うというのはプレゼンテーションの原則とも言われておりますので、原子力発電環境整備機構、NUMO（ニューモ）の事業を本市で取り組む考えは全くございません。

○11番橋口洋一議員 市長の明確な意思表示、非常に頼もしく思います。本市に必要なのは、分断をもたらすおそれのある多額の一時金ではなく、持続的な発展につながる地域産業の振興であることは火を見るよりも明らかでございます。

この状況を市長、一緒に私たちと、そして市民と一緒に進めていただきたいと思います。

ふるさと納税、これまで何回も質問しているところでございますが、産業の振興を図ることによってですね、枕崎を皆で盛り上げていきたいと、そして、後世へつなげるようにしていきたいというふうに考えておるところです。

これで私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございます。

○永野慶一郎議長 以上で、橋口洋一議員の一般質問を終わります。
以上で、本日の日程は終了いたしました。
本日は、これをもって散会いたします。

午後 3 時 11 分 散会

本 会 議 第 3 日

(令和5年9月12日)

令和5年枕崎市議会第4回定例会

議事日程（第3号）

令和5年9月12日 午前9時30分開議

日程 番号	件 名
1	一般質問 豊留 榮子 議員（56ページ～61ページ） 禰占 通男 議員（61ページ～71ページ）

1 本日の出席議員次のとおり

1 番 永 野 慶一郎 議員
3 番 辻 本 貴 志 議員
6 番 立 石 幸 徳 議員
8 番 眞 茅 弘 美 議員
10 番 平 田 るり子 議員
12 番 吉 嶺 周 作 議員

2 番 下 竹 芳 郎 議員
4 番 上 迫 正 幸 議員
7 番 豊 留 榮 子 議員
9 番 禰 占 通 男 議員
11 番 橋 口 洋 一 議員

1 本日の欠席議員次のとおり

5 番 水 野 正 子 議員

1 本日の書記次のとおり

新屋敷 増 事務局長
宮 下 和 也 書記
山 口 美津哉 書記

鷲 山 美津代 書記
川 瀬 裕 也 書記

1 地方自治法第121条第1項の規定による出席者次のとおり

前 田 祝 成 市長
山 口 太 総務課長
鮫 島 寿 文 水産商工課長
籠 原 正 二 財政課長
中 嶋 章 浩 スポーツ・文化振興課長
沖 園 信 也 農政課長
鮫 島 眞 一 税務課長
上 園 秀 人 水道課長
平 塚 孝 三 市立病院事務長
水 流 敏 幸 監査委員
森 智 賀 健康課参事
桑 原 英 樹 水産商工課参事
板 敷 勝 利 会計管理者兼会計課長
田 代 勝 義 企画調整課参事
高 山 京 彦 教育総務課長兼給食センター所長
木 浦 勝 美 生涯学習課長
木口屋 和 彦 選管事務局長
中 原 広 次 警防課長兼消防署長

本 田 親 行 副市長
日 渡 輝 明 企画調整課長
松 田 勇 一 市民生活課長
福 永 賢 一 福祉課長
松 田 誠 建設課長
西 村 祐 一 健康課長
川 野 優 治 地域包括ケア推進課長
今給黎 仁 水道課参事
橋 口 和 洋 監査委員事務局長
天 達 純 子 地域包括ケア推進課参事
中 村 俊 彦 農政課参事
立 石 秀 和 市民生活課参事
大工園 昭 則 建設課参事
木之下 浩 一 教育長
森 健一郎 学校教育課長
永 江 靖 博 農委事務局長兼農業振興係長
官 原 司 消防長
中 山 俊 吾 総務課行政係長

午前9時30分 開議

○永野慶一郎議長 定刻になりましたので、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、配付のとおりであります。

昨日に引続き、一般質問を行います。

まず、豊留榮子議員。

[豊留榮子議員 登壇]

○7番豊留榮子議員 皆さんおはようございます。連日30度を超える猛暑日が続いているところですが、先日の日曜日は、市内中学校の運動会が開催され、私も別府中学校の元気な生徒たちの運動会を楽しむことができました。暑い中、一人一人が大きな声を張り上げ、声援を送り、運動場を走り回り、よくぞここまで体力を鍛え上げてきたという生徒たちに感激でした。

さて、東京電力が8月24日、東電福島第1原発事故で発生した、たまり続ける処理水の海洋放出を始めました。この処理水は、原発からの排水と大きく違うのは、核燃料が溶け落ちたデブリに接触して汚染された水であるということで、ALPS（アルプス）で処理しても放射性物質のリチウムは除去されることはできないと言われていています。この処理水の増加を食い止めるための真剣な対応もせず、漁業者など関係者の理解が全く得られていない。さらに、漁業者との約束もほごにした海洋放出には全く道理がありません。岸田首相と面会した全国漁業協同組合連合会の坂本会長は、海洋放出については依然として反対するという立場を堅持すると明言しているのです。ところが岸田首相は坂本会長との会談で、廃炉と処理水排出の完遂まで漁業者の生業が継続できるよう、国が全責任を持って必要な対策を講じ続けると言いながら、約束をほごに処理水の放出を強行していることに国民も納得できず何の説得力もありません。

これまでも、海洋放出への結論先にありきで暴走する政府の姿勢を強力に後押ししてきたのは、財界です。岸田政権は昨年末、財界の要求に合わせて、新規の原発建設推進や老朽原発の運転を認めるなど大転換する方針を決定しながら、国民的議論は避け、結論先にありきの暴走を加速させています。

しかし、説明を尽くさずに強行した政府を財界が後押しをしていることなどからも、あらゆるところから抗議の声が、行動が、わき起こっています。

これまでも、福島原発事故では、多くの方が避難を強いられ、今なお苦しんでいるという現実もあります。こうした事故の反省も教訓も投げ捨て、財界の儲け優先に国民の命と財産を危機にさらすことは到底許されるべきことではありません。

また、この原発に関しては他人事ではありません。この鹿児島においても、九州電力川内原発の1、2号機が設計寿命の40年を超えます。これを九州電力はさらに20年間運転する方針です。20年延長は例外です。これは命と暮らしに直結する鹿児島の将来を左右する重大な問題でもあります。鹿児島の未来は私たちの手で決めるという民主主義の基本原則を体現すべく、地方自治法にのっとり、川内原発の運転延長の是非を問う県民投票を実施するために、川内原発20年延長を問う県民投票の会を発足させました。

九州電力は2022年10月12日に、20年延長を求める申請書を原子力規制委員会に提出し、現在規制委員会が審査中ですが、申請から1年程度で審査を終えることが考えられます。塩田知事は必要に応じて県民の意向を把握するため、県民投票を実施しますと公約しています。運転延長について民意を問う県民投票の実施を求めることが必要です。

地方自治法は、主権者が直接意思を示すことのできる直接請求を保証しています。これは地方自治法の第74条。今回の県民投票のように、特別な投票の場合、投票に関するルールを県条例として定めなければなりません。条例案を作り、その条例制定を知事に請求するために、みんなで署名を集めました。

県内で5万0,290筆が集まりましたが、無効があり4万9,000筆ほどが有効数になります。

有効署名数は有権者の50分の1で2万7,300筆を超えれば知事に条例制定を請求することができます。大きく超えることができました。枕崎市でも506筆が集まりましたが、無効数があり474人となりました。そして、県議会が条例案を可決した場合、県民投票が実現します。この先は、県議会議員の皆さんに頑張ってくださいと思っています。

長くなりましたが、質問に入ります。まず、介護保険についてです。

介護保険制度は高齢化や核家族化が進む中で、介護職場からの離職問題などを含みながら、介護を社会全体で支えることを目指して2000年に創設されてから、早いもので23年になります。現在では約674万人の方が要介護、要支援の認定がされ、介護を必要とする高齢者を支える制度として定着しているところです。また、介護保険制度は3年に1度改正されてきましたが、必要なサービスを利用できない実態が今広がっているといえます。

そうした中で、政府が提案した介護ケアプランの有料化や要介護1、2のサービス保険給付はしなどが反対する世論の広がりで一応先送りになったということですが、今後どのような対応をしていくのか、本市の見解をお聞かせください。

[前田祝成市長 登壇]

○前田祝成市長 おはようございます。介護保険制度は、3年に1回、制度改正がなされることとなっており、国は厚生労働省社会保障審議会介護保険部会において、令和6年度に予定されている次期制度改正に向けた議論を進めています。

質問者が言われるケアプラン作成の有料化、要介護1、2の方に係る訪問介護の生活支援サービスの地域支援事業への移行といったことも検討事項となっているところです。

なお、昨年末に取りまとめられた同部会の意見では、ケアプランの有料化、生活援助サービスの地域支援事業への移行のいずれについても、第10期計画期間の開始、2027年度、令和9年度までに結論を得るとして、結論は先送りされる見込みとなっておりますが、今後とも本市といたしましては、国の動向等に注視してまいりたいと思います。

○7番豊留榮子議員 もう介護保険にしても何にしてもそうなのですが、国の制度の場合は、国の動向を見定めてからということになるんですけども、本市独自に、この社会保障費を大幅に増やして、必要なときに必要な介護が保障されるようにすべきではないかと思うんですが、この点はどうでしょうか。

○福永賢一福祉課長 市長が答弁いたしましたとおり、ケアマネジメントに関する給付の在り方や、軽度者への生活援助サービス等に関する給付の在り方など、介護保険制度の見直しに関しましては、国の動向等に注視してまいります。

なお、これらは保険給付費に関することになりますので、国の制度を超えて本市独自の施策を実施することには、財源の問題など課題が多いかと思われれます。

しかしながら、介護保険法第1条では、法律の目的として、要介護状態となり介護が必要な者等に必要なサービス給付を行うため、介護保険制度を設け、国民の保健医療の向上及び福祉の増進を図るとしております。

今回の件に限らず、介護保険法の目的意識を常に持ちながら、本市が保険者として何ができるかというのを研究してまいりたいと考えております。

○7番豊留榮子議員 ありがとうございます。

本当、国の制度だけを当てにしていると本当に市民が置いてきぼりになってしまうというか、本当に必要と感じている方たちが介護を受けられないとなってきますので、今、課長がおっしゃられたようにぜひよろしく願いいたします。

次に、政府は今年度中に、利用料2割負担の対象者を拡大して一定の所得以上の高齢者への保険料を引き上げると言っていますが、現在どのようになっているのでしょうか。

○福永賢一福祉課長 平成12年4月に介護保険法が施行されてから、介護サービス利用時の自

己負担につきましては、介護報酬総額の1割負担とされてきましたが、平成26年の法改正により、一定以上の所得のある利用者の自己負担が平成27年8月以降2割に引き上げられ、さらに、平成29年の法改正により、特に所得の高い層の利用者負担割合が平成30年4月以降2割から3割に引き上げられました。

一方、所得状況等により9段階に分かれている介護保険料について、現在、第1段階から第3段階の方を対象に公費を投入して保険料を軽減しているところです。

これらの介護保険の給付と負担の制度についても、厚生労働省社会保障審議会介護保険部会において議論がなされ、昨年末に取りまとめられた同部会の意見では、次期計画に向けた保険者の準備期間等を確保するため、早急に結論を得るとしておりましたが、報道によりますと、厚生労働省は今年の夏までに結論を出すことを目指していましたが、物価高騰などの影響を検討する必要があるとして、年末まで取りまとめを見送る方針を固めたようです。

本市としましては、国の動向を注視しながら、今年度第9期の介護保険事業計画を策定いたしますが、介護保険料に関しましては、過度な負担増とならないよう、介護給付費準備基金を充てるなどして、本市の介護保険財政が安定して持続可能なものになるように努めてまいりたいと考えております。

○7番豊留榮子議員 はい、分かりました。

本市における現在の対象者の方たちの数と利用料を段階別にあるかと思うんですけれども、対象者と利用料などはどのように変わっていくのか、その点をお示してください。

○福永賢一福祉課長 本年8月1日現在、要介護認定を受けている65歳以上の第1号被保険者1,354人のうち、介護サービス利用時の自己負担割合が1割負担の方は1,313人で全体の96.97%。2割負担の方は28人で2.07%。3割負担の方は13人で0.96%となっております。

また、本年3月末現在、65歳以上の第1号被保険者が8,256人おられ、介護保険料の負担をお願いしていますが、9段階ある介護保険料のうち、負担軽減を受けている第1段階の方は1,477人で全体の17.89%、第2段階の方は1,252人で15.16%、第3段階の方は965人で11.69%。第1段階から第3段階の方は合計3,694人で全体の44.74%となっております。利用料などがどのように変わっていくのかについては、国の動向を注視してまいります。

○7番豊留榮子議員 そうですね。なかなか、もう本当にこれから介護保険というのは、今特に、後期高齢者が多くなっている時期でもあります。これからもずっと続いていくと思うんですね。これを本当にみんなが気兼ねなく利用できるような利用料とかそういうのを、ぜひ国に対しても要望していただきたいと思います。

もう一つ、本市における介護施設や介護従事者の現状など把握されているのでしょうか、お聞きいたします。

○福永賢一福祉課長 近年の本市における介護保険事業所の状況につきましては、令和3年に訪問介護事業所1か所と認知症対応型共同生活介護、いわゆるグループホーム1か所が廃止されております。いずれの事業所も、従事者の確保ができないことが大きな理由であると聞いております。

また、同様の理由で、今年度通所介護、いわゆるデイサービス事業所2か所が定員規模を縮小する見込みとなっております。

一方、増えた事業所といたしましては、令和3年に介護老人福祉施設、いわゆる特別養護老人ホーム1か所が開設し、今年3月には、認知症対応型共同生活介護グループホーム1か所が、今年8月には看護小規模多機能型居宅介護事業所がそれぞれ開所いたしました。

介護保険事業所に限らず、あらゆる分野で人材不足が課題となっており、市内の介護保険事業所もそれぞれ対応に苦慮しているものと思われませんが、介護従事者の処遇については、介護報酬が大きく影響されるものと思われま

今後、年末までに取りまとめるとされている次期の介護報酬改定について、国がどれだけの改定を行うか注視しながら、先ほどの答弁と重複いたしますが、介護保険料の負担増を抑えていくことにも努めていきたいと考えております。

○7番豊留榮子議員 そうですね。本当に今、介護施設は人手不足ということで、もうすごい負担が働く皆さんにかかっている、負担が多くなっていく、辞めていく人も増えてきているということで、本当どうしたらいいんでしょうかと思うんですけれども、これだけ介護が必要な方たちがたくさん増えてくる中で、そして施設が減っていったり、新しい施設ができてはいるんですけれども、施設の減少とか増加とかそういうお知らせなどは市民にどのようにされているんでしょうか。

○福永賢一福祉課長 それぞれいわゆる法人でありますとか、市の施設ではございませんので、そういったものを広く、皆さんにお知らせするっていうことはしておりませんが、介護保険の申請をされる際でありますとか、そういった案内の部分につきましてはパンフレット等、こういった介護保険に関するパンフレット等をお渡しして、その中でこういった事業者がおりますというのは御案内をさせていただいているところでございます。

○7番豊留榮子議員 分かりました、ですよね。どこに行ったらいいかって私なんかも聞かれるんですけど、調べないと分からないということが多いものですから、分かりました、パンフレットありましたよね。例えば、この行き届いた介護をこれから実現させていきたいって当局は思っていると思うんです、担当課はね。

この社会保障費を大幅に増やして利用しやすい介護保険制度の改善が一番必要ではないかなと思うんですが、この点はどうでしょうか。

○福永賢一福祉課長 社会保障費を大幅に増やすことにつきましては、国の動向を注視することと、本市独自でということであれば、先ほどの答弁のとおり課題が多いと思っております。社会保障費を増やすことは給付費が増えることとなりますが、負担も増えることとなりますので一長一短があるかと思えます。

繰り返しの答弁になりますが、本市といたしましては、介護保険料負担増を抑えていくことに努めることと、介護保険制度の中で、本市として何ができるか常に研究していきたいと考えております。

○7番豊留榮子議員 これはもう先々、本当にこの介護保険を利用する方はたくさん増えてくると思うんですけれども、やっぱり利用料が高かったりしたら、我慢するっていう方も周りにはいらっしゃるんですよね。だからそういう方たちも気兼ねなく利用できるようなそういう制度をつくっていただくようお願いしておきます。

次に、ふるさと納税に移りたいと思います。広報まくらぎには、毎年、ふるさと納税の実績報告が掲載されています。1年間の寄附件数に寄附金の総額、そして、ふるさと応援寄附額の内訳やふるさと応援基金を活用した主な事業の寄附金活用額など、分かりやすく書かれています。このふるさと納税に注目を集めるためには、1年に1回出されているかと思うんですけれども、これは何らかの形でふるさと納税の詳細を知らせることが必要ではないかと思うんですがいかがでしょうか。

○日渡輝明企画調整課長 寄附していただいた方の思いを反映した、魅力的で活力あるふるさと枕崎の構築に資することを目的に、寄附金の管理運用等について、枕崎市ふるさと応援寄附条例に必要な事項を定めております。

寄附金を財源として実施する事業については、自然環境保全やまちなみ景観整備など生活環境の整備等に関する事業、快適で便利なコンパクトなまちづくりを目指した都市基盤の整備等に関する事業、農林水産業をはじめとする地場産業や観光の振興等に関する事業、出産・子育て支援をはじめとする福祉の増進や健康増進等に関する事業、教育・文化・芸術・スポーツの振興等に

関する事業、市民や地域づくり団体との協働等による市民ぐるみのまちづくり等に関する事業、その他まちづくりに関する事業の7つの事業に区分しており、寄附される方が寄附金を財源として実施するこの7つの事業をあらかじめ指定することができます。

ふるさと納税の寄附金については、返礼品の調達に係る費用を除いて一旦、枕崎市ふるさと応援基金に積み立てられ、その後、ただいま申しあげました7つの事業に活用されることとなります。

その活用内容につきましては、枕崎市ふるさと応援寄附条例第11条により、毎年度運用状況を広報紙等により、公表を行っているところでございます。

公表された内容につきまして、一般市民が見ても分かりづらく、もう少し細かく興味を持つような記事にしてほしいとのことでありますが、ふるさと納税を活用した事業を公表することに加えて、市民、事業者、寄附者の多様な視点から、ふるさと納税への取組をお知らせしていく必要があると考えております。

枕崎市にはどのような返礼品が用意されているのか。また、返礼品協力事業者はどのような思いを持って取組をされているのかなど、広報紙等で定期的に取り上げて紹介していく。そのことが事業者の皆様との活力につながり、さらには、地場産業の振興への一助となる大切なことであると考えております。

昨日の一般質問の中の答弁でもお答えをいたしました。現在、返礼品協力事業者により自主的に組織された連絡協議会が、具体的な活動を模索していると伺っております。返礼品協力事業者の自主的活動が活性化し、継続的な活動となるようサポートし、枕崎市を知っていただき、応援していただける方の裾野を広げるための取組は前向きに進めていきたいと考えております。

○7番豊留榮子議員 ふるさと納税は本当に大変な時期だと思います。担当課も本当に苦慮していることと思いますが、その7つの事業を中心に皆さんにお知らせをしていますよと言われていました。そういうことを知らない方が本当たくさんいらっしゃるんですね。先ほど言われたように何回か、そういうお知らせをしていくということが必要かなと思うんです。

このふるさと納税に関するこれまでの経験を生かして、寄附をしてくださる方、返礼品を準備する地元の業者、発注をサポートする人、宣伝マン等々、皆さんの知恵と力を結集させて、壁を突き破り新たな取組に全力を尽くしていただきたいと多くの方は思っているところです。

その中で、これは皆さんの意見を聞きながら私が考えたんですが、返礼品についてなんですけれども、参考にさせていただけたらと思うんですが、1つ目は一番多かったのが枕崎市の絶景を眺めながらスポットめぐりの観光案内をするこの1点。そして、次が南浜館、これ枕崎の芸術祭典をよくやってらっしゃるので、南浜館に案内するという返礼品というのがいいんじゃないか。また、釣り竿を準備して釣り体験をしてもらおうという経験。それと枕崎の名物を使い料理体験、これをしてもらおう、そういうのもいいんじゃないという声もありました。そして、温泉や宿泊の案内もしたらいいんじゃないかという声が上がっております。こんな返礼品、どうでしょうか。

○日渡輝明企画調整課長 ふるさと納税につきましては、本市が目指している方向性や施策に対し、寄附していただける方に共感していただき、毎年度順調に寄附件数、寄附額が増加してまいりましたが、令和4年度につきましては、6万4,733件、15億9,948万1,000円で、前年度と比較しますと、寄附件数で61.69%、寄附額で46.95%と大きく下回る結果となったところでございます。

本市ふるさと納税に関する中間管理業務である寄附情報の管理や返礼品の配送管理、返礼品協力事業者への対応、精算対応などの業務を10月1日より大手ポータルサイトの運営会社に業務をお願いすることになりますが、地域の魅力発信や寄附額の増加を目指し、ポータルサイト運営やオペレーションを一括で行っている知見を生かした視点から、魅力あふれる返礼品の発掘や改善につなげていくための取組も進められると考えており、最新の寄附者ニーズを分析、考察した

上で、新規返礼品協力事業者の発掘や新たな返礼品の提案につなげていければと思っております。

ふるさと納税返礼品として選ばれる現在の傾向としまして、ただいま質問者から提案のありましたような寄附者が選んだ地域を訪れて、様々なイベントに参加する体験型の返礼品にも注目が集まっており、各自治体も知恵を凝らした返礼品を揃えているようです。

本市の魅力あふれる地域資源を活用し、枕崎市を訪れて地域に触れていただくことで、もっと枕崎市を知っていただく取組も考えられるのではないかと考えております。

これまでの答弁と重複することになりますが、ふるさと納税につきましては本市地場産業へ広く安定した経済効果が波及し、安定した財源となるよう取組を強化していく必要があります。

また、質問者から御紹介や御提案のあった枕崎市をもっと知っていただくための施策に努めていく必要もあろうかと考えております。多くの可能性を引き出していく、実効性につなげていくために取組を前進してまいります。

○7番豊留榮子議員 本真に考えることがたくさんあり過ぎて、どこに集中していいかわからないぐらいになっているんじゃないかと思うんですけども、地元の皆さんはこのふるさと納税にすごい期待をかけているんですね、それが私にも伝わってきました。皆さん、こうして意見を言うてくださるってことは、おおと思ひまして、私もいろいろ協力したいと思ひますので、いろいろなことをやり始めるとボランティアも必要じゃないかなと思うんですけど、ボランティアの方を集めるといふそういうあれはないんでしょうか、突然ですけど。

○日渡輝明企画調整課長 先ほどの答弁の中でも少し申しましたが、現在、返礼品協力事業者による自主的な取組について前向きな形で検討が進められると聞いております。そういった返礼品協力事業者のまた御意見をお聞きしながら、どのような取組ができるのか、そのあたりのことも検討しながら進めていきたいと考えております。

○7番豊留榮子議員 現在、枕崎市にとってこのふるさと納税は貴重な財産となっておりますので、これをぜひ、市外の方たちにも広げていただいて、枕崎は最高じゃないかと。皆さん、片平山から眺めると、枕崎が一望できて海がぱっと広がって、あそこに上らせただけでもみんな枕崎ってすごいところだと思ひてくださると思うんですね。だからそういう勢いで、ぜひ大変かと思ひますが、引き続き、ふるさと納税の件についてはよろしくお願ひいたしたいと思ひます。

早く終わりましたが、これで私の一般質問を終わります。

○永野慶一郎議長 以上で、豊留榮子議員の一般質問を終わります。

ここで10分間休憩いたします。

午前10時05分 休憩

午前10時15分 再開

○永野慶一郎議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、禰占通男議員。

[禰占通男議員 登壇]

○9番禰占通男議員 9月定例会の最後の質問者となりました。1時間よろしくお願ひいたします。

枕崎市の人口は、平成26年が2万2,340人、この10年後の令和5年、市報にありました8月1日で1万9,398人、2,942人の減少になっております。

中学校の生徒数は、望ましい学校づくり審議会の答申がなされた平成24年が617人、今年度が463人で154人の減となっております。立神中学校が131人です。この数より多くなっております。自治体合併もなく、唯一、生徒数減少により旧金山小学校が平成25年3月に閉校になりました。

今回は、現在行われております連携教育、4年度予算の望ましい学校づくり審議会の結果について質問いたします。

小中連携教育の現況はどのようになっているのか、よろしくお願ひいたします。

[前田祝成市長 登壇]

○前田祝成市長 本市では、教育行政基本目標を、明日の社会を担う心豊かでたくましい人づくりとし、学校・家庭・地域社会がそれぞれの教育機能を発揮して、教え育む教育、学校・家庭・地域社会がそれぞれの特徴を生かした教育を推進するとともに、三者が緊密に連携し、協力して育てる協育、枕崎のよき伝統と教育風土を活用して、故郷を学び、故郷に学び、故郷に返す、故郷で育てる郷育の充実を図っております。

その中で、枕崎ならではの教育として、一小一中のよさを生かした小中連携教育を推進し、各学校区の実態に応じた特色ある教育活動を展開しております。

具体的な取組状況につきましては、担当課長が答弁いたします。

○森健一郎学校教育課長 本市での小中連携教育の取組状況について説明いたします。

本市では、小中連携教育のねらいを、時代を担う個性豊かで自主性を備えた児童・生徒を育成すること、更なる学力向上及び中1ギャップの解消を図ること、枕崎の良き伝統と教育風土を活用して、故郷を学び、故郷に学び、故郷に返す教育を推進し、自立した人材を育成することなどとし、一小一中のよさを生かした小中連携教育の充実を図っております。

具体的には、9か年を見通した、学びのつなぎ、心のつなぎ、体のつなぎ、家庭・地域のつなぎの4つのつなぎの実践、小学6年生向け問題集「中学校への架け橋」の効果的な活用、各中学校区一小一中のよさを生かし、各学校区の実態に応じた特色ある教育活動の展開、小中合同研修会や相互乗り入れ事業の実践などの取組を進めております。

また、研究の成果については、研究公開を通し、他校へも発表しているところであります。

○9番禰占通男議員 今、課長からありました故郷に返す、これが一番重要だと思うんですけど、学習指導要領にも、よりよい学校教育を通じてよりよい社会を創るとというのが最初に出てきますけど、事実だと思います。

それで、確かめたいのは、私が議員になった23年から28年までですよ、このときは連携じゃなくて一貫教育という言葉を使って、中身はほとんど一緒なんですけど、学力や豊かな心・体力の向上等をはじめ、小中一貫教育について成果を公開・発表しようとなっているんですよ。

ところが、平成29年度になると、小中一貫、小中連携の表現はありません。

そして、平成30年、小中連携教育についての成果を公開・発表しますと、これはもう市長の施政方針演説で述べられております。そして、我々も資料ももらっております。

これは何で一貫から連携に変わったのかって、その経緯はどのようになってこうなったのかを手短かに御説明をお願いします。

○森健一郎学校教育課長 改正学校教育法が平成28年4月に施行されたことにより、義務教育学校という新たな小中一貫教育学校の形態が新設されました。

そのため、従来の小中一貫教育の定義づけが変わったことから、文言上混乱を生じることがないように変更されたものであります。

○9番禰占通男議員 もう一点ですね、平成23年度の施政方針演説なんですけど、小規模校を対象に取り組みますと明確におっしゃっているんですよ、前の首長はですね。

それで、後で質問しますが、望ましい学校づくり審議会でのこのままいくのかどうかということも結果が出るとは思いますけど、先ほど市長からも課長からもありました枕崎の特色、一小一中、私はこれは特色でも何でもない、ただ流れに任せたま、ほったらかしているんじゃないかと、この10年間ですよ。

先ほど言いましたが、金山小学校は児童数減でもう閉校になりました。それで、前の議員にも地域との確執があったと私も聞いております。

それでですね、今皆さんから小中連携について出てこないんですけど、もともと連携、一貫教

育というのは、いわゆる中1ギャップに直面することに対するその対策だと思うんですが、その辺はどうなっているんですか。

○森健一郎学校教育課長 中1ギャップというものは、小学校教育と中学校教育の違いから、中学校に入学する際に行われることになります。そのことがなくなるように、滑らかな接続ができるように、各学校の教職員が情報共有をしながら、連携をしながら、生徒指導であるとか、学力向上の問題について対応しているところです。

○9番禰占通男議員 それとですよ、研究指定を受けて、枕崎も始まりましたよね、枕崎小中。これ何で一緒に全部しなかったんですか。私はそこが腑に落ちないんだけど。私の勘違いですか。四小四中、各学校が一度にどんと連携教育ってしなかったんですか。

○森健一郎学校教育課長 小中連携については、それぞれ校区の特色があります。

本市でいえば、小学校・中学校が一小一中であることから、それぞれの地域のよさを生かした教育を取り組むために、小学校・中学校の校区で一小一中で取り組んでおります。

それぞれのよさとか成果については、全体で教育して、校区で取り入れられるところがあれば、校区の違いがありますが、共有して教育実践に生かすようにしております。

○木之下浩一教育長 今の小中連携を全ての学校でなぜ行ってないかということでしょうか。

○9番禰占通男議員 だから枕崎には、一小一中と市長も言っているし、こっちも言って、我々も分かっていますよ。

○永野慶一郎議長 禰占議員、質問をお願いします。

○9番禰占通男議員 研究指定を受けて、行わなきゃいけないわけでしょう。皆さんもまだ分かってないと思いますよ。教育事務所とかいろいろなもろもろの手續が要るわけでしょう。

それで何で、立神小学校・立神中学校の連携、それで枕崎小学校・枕崎中学校の連携、それが何でこうずれてきたの。一緒に何で小さい市なのに取り組まなかったのかってそこですよ。

○木之下浩一教育長 全ての学校について、小中ともに研究指定を行っております。

研究指定は、以前は、私がかつて勤務する頃は、枕崎市教育委員会の研究指定でしたけれども、現在は、教育事務所との合同で、教育事務所の指定、本市の教育委員会の指定という2つの指定をかけているところです。

研究公開につきましては、それぞれテーマが学校ごとに違ってきますので、一斉の研究公開ではなくて、輪番で年度を変えながらしていくと。数年に1回また研究指定が、研究公開が回ってくると。今年立神小中が研究公開の輪番であったということでもあります。

○9番禰占通男議員 そこが私はずっと引っかかっていたところなんです。何でかという、後でも聞きますけど、教育の機会均等というのがあるわけでしょう。一番にもう決められているのが。

日本全国で差があってはいけないからこそ、こういうふうに教育法で決められているわけでしょう。私はそこで何でってクエスチョンマークがついたんですよ。

それで、次の質問に移りますが、この小中連携教育の成果がどのように公開されているのかということなんですけど。学校だよりがあります。今回もお知らせ版に学校だよりが入ってありました。それを見るというのか、もう子供も巣立ってしまうと、孫がいれば興味は持っているんですけど。私だけかなあ、ほかの人もそんなに見るのかなというそういうことを考えているんですよ。どうなんでしょうか。

○森健一郎学校教育課長 小中連携教育の成果がどのように公開されているかということですが、本市では、4つの学校区で小中連携教育を推進しております。それぞれの校区のよさを生かした取組を進め、他校へ還元するための研究公開については、毎年、輪番で行っているところです。

今年度は、南薩地区と市の指定を受けた立神小学校・立神中学校が6月27日に研究を公開し、

中1ギャップの解消につなげるための取組や、小中の円滑な接続を実現するための授業におけるタブレット端末の活用法など、取組の成果を発表しております。

また、基本的な生活習慣の確立や家庭教育の充実などの課題について、今後の課題として出されましたので、小中連携した対応の検討を進めているところです。

取組や成果等については、学校だよりや教育委員会だより等で保護者、地域へ発信しております。また、今後広く発信できるよう公開の方法等を検討していきたいと考えております。

○9番 禰占通男議員 成果はいろいろ上がっていると思いますけど、結局、効果的には不登校の減少になるとか、学力も上がるだろうという昨日の質問にもありました。

それで私が一番思うのは、この小規模校で何が一番かということ、学習に対しては、教育委員会の皆さん、そして現場の教職員の方々の努力である程度改善ちゅうかレベルは上がると思います。

それで一番の問題は、集団活動による自尊感情の高まりちゅうのがあるんですよね、この連携とか一貫教育には。こういったものが、少人数の学校と学級で可能かと。

後でも申し上げると思うけれど、うちの基本計画にも、人生100年、義務教育ちゅうのはただの9年間でしょう。

それで私が取り上げるのは、この一貫教育は小中だけど、後で取り上げるのは中学校についてですよ。ここでもうお断りしておきます。

そうした場合、ただの連携をするにも、小学校の高学年、できるのであれば5・6年でしょう。私も現場に入っていないから分からんけど、それと中学校1年ぐらいの方々の交流ぐらいのもんだと思うんだけど。

ただ15歳で中学校を卒業して、残りの85年をどうするのと。それなりできるでしょうね、本人の努力で。だけどその到達度ちゅうのは物すごく時間がかかりますよね。努力したら早くそういう制度設計に対して対応できる。だけど普通は大変ですよ、この地方に住んでいると。

今情報化社会で、この文科省の部分にも成熟度が三、四年は早く成熟していると。そしたらそれに対応する、また教育も遅れをとらんように先に行かないといけないわけでしょう。

それでですね、この中学校教員の乗り入れ制度というのがあるわけでしょう。中学校から小学校へ行って、学習指導をするということ。

この中学校からの乗り入れの先生っていうのは、多忙にならないんですか。今、働き方改革もいろいろ問題になっておりますけど。

自分は中学校で教えている、小学校に行って教えるのは簡単だろうけど、やはりそのレベルを合わせんといかんとって、授業の準備とかそれに取られる時間とかそういうのは制約ちゅうか、無理にはならないんですかね。

○永野慶一郎議長 通告外の質問に該当するんじゃないかと思いますが。（「連携教育ですよ。乗り入れ制度ちゅうのはあるじゃないですか。中学校の先生が小学校に行って学習指導するっていうのが」と言う者あり）

○木之下浩一教育長 我が国の学習指導要領は、系統性を持った内容で組み立てられておりますから、例えば算数でいえば算数から数学に中学校だと変わるんですけども、ずっと小学校1年生から系統性があるって、建築でいえばブロックを積んでいくようなものなんですよ。

なので、系統性がありますので、中学校の教員は、自分の教えている単元が小学校でどう教えられてきたかというのを教材研究するいい機会でもありますし、また中学校は、空き時間が若干小学校の教員よりもありますから、教科担任制ですからね。

ですので、その空き時間を使って自分の教材研究を兼ねた内容で小学校に行って教えるということは、非常に教員の資質向上になると思いますし、子供たちにとっても、中学校の先生がこういうふうに教えてくれた、中学校ではこんな勉強をこれからしていくんだなという見通しがつくと思うんですよ。そういうよさがありますので、これ非常に大事な取組と考えております。

全てを多忙化に持っていくと何もできませんので、やはりこれは多忙化での分類にはならないと私は考えております。

○禰占通男議員 課長には、教育委員会を訪ねて行ったときに私の中学校時代のことを話しましたけど。うちの中学校の教科担当なんかはもう死んでいないからいいだろうけど、飲み過ぎて授業に出てこない日が多かったんですよ。そうすると、空いている人が授業をしてくれるんですよ。してくれるというか、話しましたが、有名な子供を持つ親ですよ。そういう人は、1時間ちゃんと見張って本当に真面目な先生でした。2度目はテストを持ってくるんですよ。普通の1時間の授業をするのにテストの資料を持って、これを1時間かかってやりなさいという先生は1人もいなかった。ただその先生だけでした。中にはそのぐらい熱血漢がいるんですよ。だけどその人は、もう教員をぱっと辞めてほかの仕事についた。そして今娘さんが一生懸命、日本全国に名前が知れわたっていますよ。そういう熱血の人だからこそ、私の心にも残っているんですよ。

だから今、学校教育課長が言いましたように、自分の教科専攻以外はできないってなっていますよね。それで、小学校の生徒にしてみれば、今日は先生違うの、何するんだろうかって、まずそっから入ると思うんですよ、小学校の児童にしたらね。だから、そこら辺の違和感が取れば、今、昨日からもありましたように連携教育で学力の成績が上がるっていうのは間違いないだろうけど、やはりその方法だと思うんですよ。

それで最後にこの問題ですよ、小中連携でお願いというか、こういうのも必要じゃないのかと思うのは、今一小一中の関係で、連携をやっているわけでしょう。そしたら、児童数が20人ぐらいしかいないわけでしょう。小学校でも中学校でも。

そしたら、枕崎市に4つの小学校、4つの中学校があるわけでしょう。その横のつながりの交流をした授業というのは無理なんですかね。だって、そこにある福祉バス、いろいろバスがありますけど、あれを利用して簡単に移動もできますよ。移動しようと思ったらですよ。30分ぐらい学習して、給食を食べて帰ってくるとそのぐらい。

どうなんですか、こういうただ一小一中の決まったそれだけじゃなくて、小学校同士の交流とか。そうすると、ある程度1学級が40人を超したり大きな集団になるわけでしょう。同じ学年というのは。

我々のときはもう、それも課長に言いましたけど、1クラス56人から五十七、八人、もうぎゅうぎゅう詰めでしたよ。どうなんですか、そういう考えというのは。

○木之下浩一教育長 通告外だと思うんですけども、お答えしたいと思います。

今、国の考えは、少人数に持っていく考えであります。大きな人数に増やすということは考えておりません。

現に、今小学校4年生まで35人学級が進んできております。この後5年、6年と年次的に、来年度は5年生、再来年度は6年生まで35人を国は考えております。

そのように少人数にしていく流れにありますので、そこをあえて大きな人数にする必要があるのかと。20人ぐらいとおっしゃいましたけれども、私はこの20人という数は、非常にある意味適正規模だと思っております。

45人学級の御経験、あるいは50人学級の御経験のある議員の皆様がおられると思いますけども、40人学級でも今非常に先生方が指導に苦慮している。これが半分の20人になったら非常に指導をしやすい、目が行き届きやすい、実態の把握がしやすい。そういうところから今少人数に移っているわけですので、学習活動とか、生徒指導とか、不登校の改善について積極的な効果が出ているのが少人数でありますので、そこは大事にしていきたいなと思うし、またそのようにお考えいただければ大変ありがたいと思っております。

○9番禰占通男議員 私は最後にも質問しますが、学習、学力、これは本人の努力でどうにでもなると思うよ。ただ、成長段階で集団的な行動、生活、社会規範ですよ。それをどういうふう

に、これ家庭では学べないことですよ。それだからこそ義務教育で、学力なんか後でついてきますよ。

先ほど言いました学習指導要領であっても、よい社会を創る、目標を掲げるって、子供たちに教えなさいってなっているわけでしょう。ちょっとこれもでかい字で書いてありますよこうして。

ただもうA4に、見逃すなっていうことなんでしょうね。小さいやつは面倒くさいからと思って引っ張ってきたらこういうのが出てきました。それで、今この連携は終わりにして、次の質問に移らせてもらいます。

この学校の今延々と教育長も話がありましたけど、学校の適正な規模はどのようになっているのかということで、これは文科省的なことでもいいです。

○森健一郎学校教育課長 学校の適正な規模については、学校教育法施行規則第41条において、小学校の学級数は12学級以上18学級以下を標準とする。ただし、地域の実情その他により特別の事情があるときはこの限りではないとなっており、同79条で中学校にも準用すると示されています。

また、文部科学省が平成27年に定めた公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引では、望ましい学級数の考え方として、小学校12学級以上、中学校9学級以上を確保することが望ましいと示してあります。

枕崎市では、平成24年の枕崎市望ましい学校づくり審議会において、小学校は複式学級の人数が10人以下となり全校児童数が30人以下となった場合は、児童の教育効果を考慮し、再編・統廃合を進めることを検討する。中学校においては、生徒の教育効果や部活動等の状況を考慮し、1学年15人以下、全校生徒45人以下となった場合は、統廃合を進めることを検討すると答申が出されており、教育委員会としてはこの答申を生かしながら、本市における地域性や一小一中のよさを生かした特色ある教育活動を展開したいと考えております。

○9番禰占通男議員 私もこれ今もう最初に手に入れた資料にもこういうふうにならなくて載っているんですけど、今課長がおっしゃったように、この特別な事情という言葉があるんですよ。この限りでないと。12学級以上。

そうすると、枕崎でこの特別な事情というのは何か当てはまるんですか。

○森健一郎学校教育課長 学校教育施行法にも記載されてあるとおり、特別な事情というのが、地域の実態、その他による特別な事情、地域の実態だと考えております。

学校は地域コミュニティの核としての性格を有しておりますので、そういったことも含めての意味だと考えております。

○9番禰占通男議員 これはたしか昭和31年頃に最初答申が出されていますよね、こういう数がですね。これを見ると、私なんかの頃は何だったのって言いたいですよね。多過ぎて教室が足りない。だけど、今は子供が少なくて合併するにはどうしたらいいかって今、課長がおっしゃったように、地域コミュニティを大事にしてください。だから相反する、そんな感じなんだけど。

中にはですよ、うちも過疎地になりましたよね、過疎債を使えるわけですから。それまでは過疎債対象でなかった。だけど、この過疎ちゅうのは特別な事情じゃないですよ。前からこの僻地っていうのがありましたよね。学校指定が僻地になると、鹿児島県の場合は島に赴任しなくていいとか。

だから、そこの山一つ隔てた清原小学校、あそこは準僻地でした。あそこに行くと、枕崎まで乗用車だったら10分しかこないところを何でそんな待遇を受けているのかって。こっち来る人はルンルン気分できた人もいましたよ、先生なんか聞くと。

そしたら、うちでこの今言った地域の実態とか地域コミュニティと言ったって、僻地であれば通学が大変だから、通学時間を考えなさい、小学校は4時間以内、中学校は6時間以内の間隔でしなさいと示されておりますよね。

そしたらうちは、白沢のちょっと遠いところで8キロぐらいかな、駒水で、この役所からですよ、7.5キロ、木口屋で7キロぐらいしかありませんよ。そしたら、もうほとんどが通学圏内に入っているわけですよ。何が特別な事情かなど。市長はどう思いますか、特別な事情というのは、**○永野慶一郎議長** 通告外の質問だと思うんですが。通告外の質問がちょっと多いのかなと感じるんですが。

[傍聴席で発言する者あり]

○永野慶一郎議長 お静かにお願いいたします。

○前田祝成市長 今、議員からございました特別な事情をどう捉えるかというところはいろいろあるかと思えます。

本市の場合は、現状をしっかりと見て、教育していくということが大前提としてあると思いますので、それを客観的に見て特別な事情なのかどうなのかというところを判断するというのはなかなか難しいのかなと思います。

ただ、本市の教育としましては、やはり先ほどから答弁をしておりますが、やっぱり四小四中という一小一中、この特徴というのを生かしていくっていうのが、ある面我々が主体に考える特別な事情という強みだと考えてございます。

ですので、そのあたりは特別な事情をどう評価するかという部分については、やはり客観的なところで見ていく必要もあるかと思えますし、我々としてはしっかりとそれを強みとして生かしていかなければいけないなと考えてございます。

○9番禰占通男議員 時間もちょっと制約をされますので、次の質問の、この学校教育法に照らして適正な規模と判断される枕崎市の学校というのはどこが当たりますか、ないですか、ありますか。

○森健一郎学校教育課長 先ほど申し上げました学校教育法施行規則第41条に照らして、本市の学校を見てみますと、12学級以上に該当する学校は、枕崎小学校と立神小学校になります。

○9番禰占通男議員 ここで国の基準をですね、先ほどから私も言っております。私の気持ちじゃないです。ただ国がこういうふう文科省の資料に出ている資料です。

この義務教育の機会均等の維持向上の観点から、この小規模校に伴う諸問題への対応は、将来にわたる重要事項と捉えていると。もう国もこう言っているんですよ。

だから、要は行政であれ、教育委員会である方々が、これを十分心に留めて私は学校教育に取り組んでもらいたい。

この点はもう置いて、それとあと一つですよ。今、クラスの数とかいろいろ教わりました。この学級編制と教職員の定数の算定はどのようになっているのかということで、一番の問題は中学校の問題ですから、生徒数が少なくなる、クラスも少なくなる、そしたら教員も少なくなりますよね、ある程度。

そうした場合、学校で学習、授業をする上で、7教科か9教科ありましたけど、それで不便とか何かそういうのは生じないんですか。この教員の算定について、お伺いいたします。

○森健一郎学校教育課長 学級編制と教職員の定数の算定ということでございますが、学級編制と教職員の定数の算定については、公立義務教育学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律を基に、義務教育水準の維持向上に資することを目的として、各都道府県で定められております。

具体的には、県の学級編制の基準に従い、学級数に一定の指数を乗じて教員数は定められております。この教員定数には教頭と一般の教諭が含まれますが、校長、養護教諭、事務職員等は含まれておりません。

○9番禰占通男議員 ちょうど所管事務調査も台風で中止になりました。それで資料だけはもらいました。その資料によると、桜山中学校が事務職員までで13人、別府中が14人、枕崎中が21

人、立中が16人、あまりこれ遜色ないんですよ。ただ、20名を超したところは枕中だけということで。だから、課長にも教育委員会を訪ねて行ったときに、教職員の不足、確保に問題はないのかと。そのときいろいろお伺いしました。

一番の問題は、6月議会の一般質問にもありました部活動の顧問問題。病休、産休で生じた欠員を埋めるためのこの講師が見つからないと。そして今、日本全国で教職員を目指す試験に人が集まらないと。競争率も下がっていると。21年当初に全国で2,500人が不足したと。これはもう文科省が発表していることですよ。うちの学校としては、学校運営に対して教職員の数というのはいまうまく回っているんですか。

○森健一郎学校教育課長 枕崎市の学校における現在の状況ですが、現在欠員になっておる状況はありません。

○9番禰占通男議員 一番の問題は、この免許外指導をなくすということでしょう、中学校だったら。だったら、9学級以上が望ましいとなると、枕崎も足りるのかなと。もう1学級ずつ足りないよねって。

であれば、1学年3学級以上がいいということ、これももう答申もいっているわけでしょう。今後、皆さんの努力を見ていきたいと思えます。

それで一番今日の質問の、私がずっと思ってきたことです。昨年度の3月議会から、令和4年度の望ましい学校づくり審議会答申の結果はどうなったのかについて質問いたします。

○高山京彦教育総務課長 まずは、令和4年度に枕崎市望ましい学校づくり審議会を開催することに至った経緯を説明しますと、平成24年度の同審議会におきまして、小学校においては複式学級の人数が10人以下、または全校児童数が30人以下となった場合、中学校においては、1学年15人以下、または全校生徒数が45人以下となった場合は、再編・統廃合を検討するとの答申がなされております。

そして、令和4年度に別府中学校の全校生徒は52人で、平成24年度の答申に示された45人以下ではないものの、1学年の生徒数が15人以下になる学年があったことから、このような状況にある別府中学校について、今後の再編・統廃合については、どのように考えていけばよいかということで、審議会へ諮問したところであります。

年4回の審議会開催を経まして、答申内容としましては、別府中学校の生徒数は、1・3学年が15人であるものの全校生徒数は52人で、令和9年度には74人と増加傾向にある。また、別府中学校では生徒一人一人に寄り添ったきめ細かな対応を行いながら、地域と共に一小一中の特色ある教育活動の推進に努めており、学力向上や地域貢献においても成果を上げている。このようなことから、現段階では、これまでどおり、幼保・小・中の連携を生かした別府校区のよりよい教育環境の下で継続していくことが望ましいと考える。

ただし、今後の生徒数を鑑みると令和9年度に生徒数のピークを迎え、その後減少傾向になることから、令和9年度に再度、枕崎市望ましい学校づくり審議会を開催する方向で進めることが望ましいと考えると取りまとめられました。

教育委員会としましては、同審議会からの答申を真摯に受け止め、着実な教育行政をさらに推進してまいりたいと考えております。

○9番禰占通男議員 今、課長から説明がありました生徒数に重きを置いていると、私今の答弁で思いました。

それでですね、私が何でこの今、教育委員会のプロを前にですよ、こういう質問ができるかということですよ、私は先ほど言いましたように、引っ張り出した資料が公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引って、これにほとんど書いてありますよ。

これ平成27年度だから、もう7年、8年前のことですけど、この審議に当たりですよ、ずっと疑問に思っていることは、検討対象になるのは、今、課長からありましたように、ただ、生徒

数、生徒数。そしたら、ほかの先ほどから言った義務教育は何たるやをそういうのもひっくるめて審議しているのかということなので疑問を感じるんですよ。

検討対象になる資料とか何かは、この審議会では配付なり、委員の方々に提示したりされているんですか。学校関係者も審議会には参加するでしょうし、この庁舎の課長級の方々も参加すると思うんですよ。

その方々はある程度分かっているでしょう。だけど、普通の民間の人なんか、学校教育が何たるやということも分からないと思うんですよ。どうなんですか、この審議会を開催するに当たり、こういう資料がありますけど、この資料も含めて検討をお願いしますとかそういうのはないんですか。

○高山京彦教育総務課長 第1回目の審議会の協議内容の中では、今後の児童生徒数の動向については他市の状況、情報について、または望ましい学校づくりの視点について、また市民アンケートの実施などについての観点からそういった答申がなされております。

今回につきましても、今のは平成24年度の審議会でございますけれども、令和4年度の審議会の協議内容につきましても、別府小中の児童生徒数の推移をお伝えしまして、諮問内容の意見交換、協議内容、協議を行っております。

また、諮問内容の協議の中でアンケートの調査内容の検討も行って、実際アンケートも実施しているところではございます。

○9番禰占通男議員 私が先ほど説明したこの手引ですよ、これは文科省が周知先っていうので例を挙げているんですよ。教育長はもうこれを御覧になっていると思うけどね。

あえて言いますと、域内の小中学校、そして統合検討のための委員会、協議会、そしてPTA、保護者が構成員となる団体、地域の自治会、町内会、早い話が自分の子供なんかを持っている人は、これを1冊ずつ持っていていいんじゃないですか。そしたらうちの学校が全国と比べてどういうふうなのかと。私もこういう手引きがあるとは分かりませんでした、今の今までね。私は重要だと思うんですけど。

だって、お隣さんなんかもう20年前から統合、もう30年になりますよね、統合して。その頃は子供たちの部活動やら大会に行っても絶対かなわない。なんでかという生徒数が多いから、もう同じレベルで行ったら勝てるわけがないんですよ。

ただ1回だけ知覧町を負かせることがあります。それだけが唯一残っていますよ。それ以外はほとんどそこに負けて、もう2位に甘んじるしかないわけですよ。

そうした場合、今、課長からありましたように、令和9年度、別府のほうが減少傾向に入る。そのときに改めて開こうと。それまでにこの資料とかほかにまだ、別にこれを1冊渡す必要はないですよ。前の3分の1も普通の人には関係ないことです。後は学校関係者が行政関係者が知ってればいいことであって、そういうのをまとめたのを、今私が言いましたそこら辺に配付してはどうですか、なるべく経費がかからないように。

○森健一郎学校教育課長 今、質問者からございました学校の適正規模・適正配置等に関する手引でございますが、教育委員会でもこういったものを参考にしながら、学校の在り方検討委員会を進めております。

現在ですね、その手引きの中にも書いてあるんですが、学校の統廃合を行う際は、地域コミュニティの核としての性格を有する小中学校の統合の判断は、行政主導ではなく、関係者の理解と協力を得て行わなければならないと考えており、保護者や地域住民と危機意識や課題意識、将来ビジョンを共有するプロセスが重要であると、そういったことが書かれてあります。

そのために、丁寧に学校の在り方検討委員会で取り組んで議論をしているところですので、そういったところについては、資料等を提供とかそういったことをしております。

あとこれはですね、文科省のホームページにも出されているものでありますので、必要に応じ

てどなたでもそこで見られるということになっております。

○9番 禰占通男議員 今、課長がおっしゃられた地域のコミュニティーですよ、大事にしなさいと、もうこれは最初からもう3分の1もいかないうちに何回も出てきますよ、コミュニティーにのっかって。

だから、特別な事情は何ですかって先ほど聞いたんですよ。そこですよ。行政と教育委員会は特別な事情と思ってないかもしれんけど、地域の人なんかは特別な事情と思っていると思いますよ。

今、市民との意見交換会でも私は2回聞きましたよ。本当はこの学校に通わせたいけど、部活動とかそういうのがないから通わせられないと。枕崎に住むのに、そっちに住みたいけど、こっちに来ると。今2回ですよ、私が今、市民との意見交換会の中で聞いたのは。

ですから、中にはそうと思って、枕崎から出ていく若い人なんかもそれも原因だと思いますよ、1つは。

その話を置いておいて、1つだけですね、それだったら平成9年までですよ、うちには通学区域っちゅうのがありますよ。本市の枕崎市立学校の通学区域の指定及び学校の指定変更に関する規則第2条に定められております。この校区を撤廃してですよ、どこへでも通学できるようにするっちゅうのはどうなんですか、市長。そしたら問題も解決するんじゃないですか。どうなんですか。教育長でもいいですよ。

○前田祝成市長 今、御質問は枕崎市内の4中学校を校区外にということですね。

そこについては、当然学区がございますので、それが基準になると思います。

○9番 禰占通男議員 だけど、ちまたではですよ、平田潟のあそこら辺、木場のあそこら辺は立神中に通おうが、桜山中に通おうが御自由、平田潟のあそこも私の頃から枕崎中でもいい、桜山中でもいいちなっているでしょう。

そして、学年が始まる前には、教育委員会の方だと思うんですけど、どうですかねっていうお誘いも来るって聞いていますよ。そういうのを自由にしたらどうですかちゅうことですよ。

そしたら、学校の個性があると言っているじゃないですか。そしたら、もう本人に選ばせたらどうですか。

○前田祝成市長 今、自由ではないです。学区がちゃんとあります。そこを自由にさせるっていうことについては基本的には考えてございません。

○木之下浩一教育長 今、部活動のことを言われましたけれども、部活については、地域移行で今後、人数を増やせる形で幾つかの部活を地域の中につくっていくので、部活動を理由にというのはもうこれから先は理論としてはどうかなというふうに考えるところです。

それから、校区を決めてあるのは、しっかりとその校区内の学校に通って、地元の学校に通って行く。先ほどから出ていますように、学校は地域の核ですので、地域コミュニティーを紡ぎ出したりもするわけですよ。なので、生徒にしても、教職員にしても、この地域文化の担い手なんですよ。

ですので、そこを自由にさせてしまうと、一言で言えば無用の混乱が起こるというふうに考えますので、やはり校区というのは、しっかりと決めてあるのがよりよいかと思うところです。

○9番 禰占通男議員 この問題は後でじっくり私なりに考えておきます。

最後の質問になりますが、全国学力・学習調査の結果分析から見える課題は何かということをお聞きしますが、昨日もありました。それで、鹿児島県はもう平均正答率なるものも公表していません。市町村が承諾すれば、これももう10月には発表されるでしょう。

それでですね、あんまり時間もないので、私は県の結果分析ですね、4年度までのね、これを見ていてですよ、うちは成果は教職員の授業改善や意欲の高まりにつながったとあります。そのほかの課題の改善策ということはどうなっているのかと、それについてお伺いいたします。

○森健一郎学校教育課長 全国学力・学習状況調査の課題、それに対する対策ということでございますが、各学校では、夏季休業期間中に調査結果の分析や今後の授業改善、学力向上の取組に関する研修を行い、その分析結果を基に小中学校の管理職研修会において、今後の学力向上対策について協議を行いました。

学力調査の結果から、これまで学んで身につけた知識や技能について理解を問う問題、それらを目的に応じて活用するなど、思考力や表現力を問う問題を中心に課題が見られる状況です。

学習状況調査の結果からは、質問項目の、自分で計画的に学習に取り組む、地域の行事に参加する、学習の場面で効果的にICTを活用するなど、全国の割合を上回りましたが、児童生徒一人一人の自己肯定感を高めること、学習者である児童生徒自らが主体となるような授業への転換を図ること、授業で学んだことをほかの学習で生かすこと等に課題が見られております。

対策につきましては、昨日と重なりますが、小中連携を通した子供たちのつまずきについて、小中共有して取り組むことや、学校と家庭が連携した学習を進めていくこと、枕崎市が設定しております授業づくりのスリーポイント、そういったところを丁寧に行っていきたいと考えております。

○9番禰占通男議員 私は学力調査ですね、学力の平均点、正答率っちゅうのはあまり気にしてないんですよ。教職員の方は一生懸命でしょう。ほかのところは公表されるんですから。

そうするとですよ、この質問紙調査の対象というのがありますよ。児童生徒への調査と、学校全体としての取組、人的・物的な整備の状況を問う調査を基本としているという文科省の学習調査に書いてあるんですよ。

ということは、教職員は一生懸命やっている、それなら行政と教育委員会はどうやっているのっちゅうことを学校施設もあるでしょう、今私が申し上げてきたこともあるでしょう。それを書きなさいってなっているんですよ。

だから、私は今県の4年度分の報告書を見て、枕崎の報告書は、ほかの市町村と違うと実感しました。

それは、この取組というのとはほかの市町村と違うなって、その辺については考えたことはなかったんですか。調査について学校側が答える分。

○森健一郎学校教育課長 教育委員会としましては、調査結果に基づいて、それをどういうふうにして子供の学力向上に生かすかと考えております。

教育委員会といたしましては、学校任せにするのではなく、市の学力向上の取組策として、市で教科等部会を設置したり、枕崎独自に授業力ブラッシュアップ事業というのを行いまして、小学校・中学校の教員が県外の先進地に向かって、出向いて、いろんな新しいものを取り入れることや、子供たちの自己肯定感を高めるための「輝け！夢・命」推進事業とかそういったものも行っているところでございます。

○永野慶一郎議長 以上で、禰占通男議員の一般質問を終わります。

これをもって一般質問を終結いたします。

以上で、本日の日程は終了いたしました。

本日は、これをもって散会いたします。

午前11時16分 散会

本 会 議 第 4 日

(令和5年9月27日)

令和5年枕崎市議会第4回定例会

議事日程（第4号）

令和5年9月27日 午前9時30分開議

日程 番号	議案 番号	件 名	付 託 委員会
1	58	枕崎市学校教育施設整備基金条例の制定について	総 文
2	60	鹿児島県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の名称の変更及び同組合規約の変更について	〃
3	59	南薩地区衛生管理組合規約の変更について	産 厚
4	53	令和5年度枕崎市一般会計補正予算（第4号）	予 特
5	54	令和5年度枕崎市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）	〃
6	55	令和5年度枕崎市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）	〃
7	56	令和5年度枕崎市介護保険特別会計補正予算（第1号）	〃
8	57	令和5年度枕崎市立病院事業会計補正予算（第1号）	〃

1 本日の出席議員次のとおり

1 番 永 野 慶一郎 議員	2 番 下 竹 芳 郎 議員
3 番 辻 本 貴 志 議員	4 番 上 迫 正 幸 議員
5 番 水 野 正 子 議員	6 番 立 石 幸 徳 議員
7 番 豊 留 榮 子 議員	8 番 眞 茅 弘 美 議員
9 番 禰 占 通 男 議員	10 番 平 田 るり子 議員
11 番 橋 口 洋 一 議員	12 番 吉 嶺 周 作 議員

1 本日の書記次のとおり

新屋敷 増 事務局長	鷲 山 美津代 書記
宮 下 和 也 書記	川 瀬 裕 也 書記
山 口 美津哉 書記	

1 地方自治法第121条第1項の規定による出席者次のとおり

前 田 祝 成 市長	本 田 親 行 副市長
山 口 太 総務課長	鮫 島 寿 文 水産商工課長
松 田 勇 一 市民生活課長	籠 原 正 二 財政課長
福 永 賢 一 福祉課長	中 嶋 章 浩 スポーツ・文化振興課長
松 田 誠 建設課長	沖 園 信 也 農政課長
西 村 祐 一 健康課長	鮫 島 眞 一 税務課長
川 野 優 治 地域包括ケア推進課長	上 園 秀 人 水道課長
今給黎 仁 水道課参事	平 塚 孝 三 市立病院事務長
橋 口 和 洋 監査委員事務局長	水 流 敏 幸 監査委員
天 達 純 子 地域包括ケア推進課参事	森 智 賀 健康課参事
中 村 俊 彦 農政課参事	桑 原 英 樹 水産商工課参事
立 石 秀 和 市民生活課参事	板 敷 勝 利 会計管理者兼会計課長
大工園 昭 則 建設課参事	田 代 勝 義 企画調整課参事
平 田 寿 一 総務課参事	木之下 浩 一 教育長
高 山 京 彦 教育総務課長兼給食センター所長	森 健 一 郎 学校教育課長
木 浦 勝 美 生涯学習課長	永 江 靖 博 農委事務局長兼農業振興係長
木口屋 和 彦 選管事務局長	宮 原 司 消防長
中 原 広 次 警防課長兼消防署長	
中 山 俊 吾 総務課行政係長	

午前9時30分 開議

○永野慶一郎議長 定刻になりましたので、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、配付のとおりであります。

日程第1号及び第2号を一括議題といたします。

総務文教委員長に報告を求めます。

[上迫正幸総務文教委員長 登壇]

○上迫正幸総務文教委員長 ただいま議題となりました日程第1号及び第2号の2件について、総務文教委員会の審査の経過並びに結果について、主な点のみ御報告いたします。

まず、日程第1号枕崎市学校教育施設整備基金条例の制定について申し上げます。

本件は、平成26年3月に閉校した旧金山小学校の一部を令和5年度から民間事業者へ有償で貸与するに当たり、財産処分の手続後、文部科学省から通知される公立学校施設整備費補助金等に係る財産処分の承認書に基づき、国庫に納付することとなる補助金相当額以上を基金として積み立てる必要があることから、本市の学校教育施設の整備に要する経費の財源に充てるため、枕崎市学校教育施設整備基金を設置しようとするものです。

委員から、旧金山小学校校舎の財産処分手続きにかかる文部科学省への申請は令和5年2月17日付で行われ、同年6月9日付で承認されているが、旧金山小学校を利用する企業との市有財産賃貸借契約は文部科学省からの承認を得る前の令和5年4月1日から契約が締結されていることについて、日程的なずれがあるが支障はないのかとの質疑があり、文部科学省への手続については、申請から承認を受けるまでに3か月かかると聞いており、企業への貸付開始に間に合わず形での申請を予定していたが、申請に必要な書類については、貸付額など工事の完了を待たなければ確定できないものもあることから、申請の遅れにより承認を受ける前に貸付契約を行うことについて県に相談したところ、申請に遅延が生じた理由を付加して申請することで、貸付には問題ないという確認が取れたことから、そのような申請手続きとなったとのことです。

また、委員からは今回整備された基金については、本市の教育振興上においていろいろな面で有意義に活用していくよう要望がありました。

本件は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、日程第2号鹿児島県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の名称の変更及び同組合規約の変更について申し上げます。

本件は、鹿児島県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の伊佐北始良環境管理組合が令和5年4月1日付で伊佐湧水環境管理組合に名称変更したことに伴い、同組合規約を変更することについて協議をしたいので、地方自治法第286条第1項及び第290条の規定により議会の議決を求めるものです。

本件は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で、報告を終わります。

○永野慶一郎議長 ただいまの報告に対し、質疑はありますか。――質疑なしと認めます。

ただいま上程中の案件については、討論の通告もありませんので、直ちに採決いたします。

お諮りいたします。

日程第1号及び第2号は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○永野慶一郎議長 御異議なしと認めます。

よって、議案第58号及び第60号は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第3号を議題といたします。

産業厚生委員長に報告を求めます。

[眞茅弘美産業厚生委員長 登壇]

○眞茅弘美産業厚生委員長 ただいま議題となりました日程第3号南薩地区衛生管理組合規約の変更について、産業厚生委員会の審査の経過並びに結果について、主な点のみ御報告いたします。

本件は、南薩地区衛生管理組合が、共同処理するごみ処理施設の設置及び管理運営に関する事務に係る市の区域を変更することに伴い、同組合規約を変更することについて、関係地方公共団体と協議するために、地方自治法第286条第1項及び第290条の規定により議会の議決を求めるものです。

これは、現在、南薩地区衛生管理組合が、枕崎市、日置市、南さつま市、南九州市の4市で建設中の（仮称）南薩地区新クリーンセンターが令和6年9月1日に供用開始することに伴い、日置市が共同処理する事務の「ごみ処理施設の設置及び管理運営に関すること。」に加入することにより、規約の一部変更を行うものです。

委員から、今まで本市議会でも指摘している新クリーンセンターの運営費負担金割合の公平性について、どのように考えているのかとの質疑があり、現在、新クリーンセンターの負担金割合は均等割3、実績割7と決まっております、実績割については、前々年度の搬入実績で負担金を計算するようになっているが、供用開始後の2年間は搬入実績がないため、直近の国勢調査の人口で割って計算するようになっているとのことです。

また、本市としての広域で事業を展開するメリットは、事業の許容人数を増やして、一人一人のコストを削減することであると考えるので、均等割の部分、地域全体の人口合計数で応分に割る人口割を採用すべきであるとこれまでも協議会等で主張しており、負担金の見直しについて申入れを行っているが、協議までに至っていないとのことです。

本件は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で、報告を終わります。

○永野慶一郎議長 ただいまの報告に対し、質疑はありますか。――質疑なしと認めます。ただいま上程中の案件については、討論の通告もありませんので、直ちに採決いたします。これから採決いたします。

お諮りいたします。

日程第3号は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○永野慶一郎議長 御異議なしと認めます。

よって、議案第59号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第4号から第8号までの5件を一括議題といたします。

予算特別委員長に報告を求めます。

[吉嶺周作予算特別委員長 登壇]

○吉嶺周作予算特別委員長 ただいま議題となりました日程第4号から第8号までの5件について、予算特別委員会の審査の経過並びに結果について御報告いたします。

委員会は、去る9月15日に開催し、委員長に吉嶺周作、副委員長に下竹芳郎委員を選出いたしました。

付託された補正予算5件は、議長を除く全議員で構成された特別委員会を設置し、慎重に審査を行いました。

委員会における詳細な審査経過につきましては、配付のとおりでありますので、審査の結果について御報告いたします。

審査の結果といたしましては、日程第4号令和5年度枕崎市一般会計補正予算（第4号）、日程第5号令和5年度枕崎市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）、日程第6号令和5年度枕崎市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）、日程第7号令和5年度枕崎市介護保険特別会計補正予算（第1号）、日程第8号令和5年度枕崎市立病院事業会計補正予算（第1号）の5件

は、いずれも全会一致で、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で、報告を終わります。

○永野慶一郎議長 ただいまの報告に対し、質疑はありませんか。——質疑なしと認めます。ただいま上程中の案件については、討論の通告もありませんので、直ちに採決いたします。お諮りいたします。

日程第4号から第8号までの5件は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○永野慶一郎議長 御異議なしと認めます。

よって、議案第53号から第57号までの5件は、原案のとおり可決されました。

以上で、本日の日程は終了いたしました。

本日は、これをもって散会いたします。

午前9時44分 散会

本 会 議 第 5 日

(令和5年10月5日)

令和5年枕崎市議会第4回定例会

議事日程（第5号）

令和5年10月5日 午前9時30分開議

日程 番号	議案 番号	件 名	付託 委員会
1	認1	令和4年度枕崎市一般会計歳入歳出決算	決 特
2	認2	令和4年度枕崎市国民健康保険特別会計歳入歳出決算	〃
3	認3	令和4年度枕崎市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算	〃
4	認4	令和4年度枕崎市介護保険特別会計歳入歳出決算	〃
5	認5	令和4年度枕崎市立病院事業決算	〃
6	認6	令和4年度枕崎市水道事業決算	〃
7	認7	令和4年度枕崎市公共下水道事業決算	〃
8	63	令和5年度枕崎市一般会計補正予算（第5号）	
9		継続調査申し出について	
10		議員派遣について	

1 本日の出席議員次のとおり

1 番 永 野 慶一郎 議員	2 番 下 竹 芳 郎 議員
3 番 辻 本 貴 志 議員	4 番 上 迫 正 幸 議員
5 番 水 野 正 子 議員	6 番 立 石 幸 徳 議員
7 番 豊 留 榮 子 議員	8 番 眞 茅 弘 美 議員
9 番 禰 占 通 男 議員	10 番 平 田 るり子 議員
11 番 橋 口 洋 一 議員	12 番 吉 嶺 周 作 議員

1 本日の書記次のとおり

新屋敷 増 事務局長	鷲 山 美津代 書記
宮 下 和 也 書記	川 瀬 裕 也 書記
山 口 美津哉 書記	

1 地方自治法第121条第1項の規定による出席者次のとおり

前 田 祝 成 市長	本 田 親 行 副市長
山 口 太 総務課長	日 渡 輝 明 企画調整課長
鮫 島 寿 文 水産商工課長	松 田 勇 一 市民生活課長
籠 原 正 二 財政課長	福 永 賢 一 福祉課長
中 嶋 章 浩 スポーツ・文化振興課長	松 田 誠 建設課長
沖 園 信 也 農政課長	西 村 祐 一 健康課長
鮫 島 眞 一 税務課長	川 野 優 治 地域包括ケア推進課長
上 園 秀 人 水道課長	今給黎 仁 水道課参事
平 塚 孝 三 市立病院事務長	橋 口 和 洋 監査委員事務局長
水 流 敏 幸 監査委員	天 達 純 子 地域包括ケア推進課参事
森 智 賀 健康課参事	中 村 俊 彦 農政課参事
桑 原 英 樹 水産商工課参事	立 石 秀 和 市民生活課参事
田 中 克 己 主幹兼会計係長	田 代 勝 義 企画調整課参事
平 田 寿 一 総務課参事	木之下 浩 一 教育長
高 山 京 彦 教育総務課長兼給食センター所長	森 健一郎 学校教育課長
木 浦 勝 美 生涯学習課長	永 江 靖 博 農委事務局長兼農業振興係長
木口屋 和 彦 選管事務局長	宮 原 司 消防長
中 原 広 次 警防課長兼消防署長	中 山 俊 吾 総務課行政係長

午前9時30分 開議

○永野慶一郎議長 定刻になりましたので、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、配付のとおりであります。

日程第1号から第7号までの7件を一括議題といたします。

決算特別委員長に報告を求めます。

[立石幸徳決算特別委員長 登壇]

○立石幸徳決算特別委員長 ただいま議題となりました、日程第1号から第7号までの7件について、決算特別委員会の審査の経過並びに結果について御報告いたします。

委員会は、去る9月19日から21日までの3日間にわたり開催し、委員長に立石幸徳、副委員長に辻本貴志委員を選出いたしました。

付託された認定事項7件は、議長及び議選の監査委員を除く全議員で構成された特別委員会を設置し、慎重に審査を行いました。

その審査経過につきましては、配付のとおりであります。

審査の結果といたしましては、日程第1号令和4年度枕崎市一般会計歳入歳出決算については、全会一致で認定すべきものと決定いたしました。

また、日程第2号令和4年度枕崎市国民健康保険特別会計歳入歳出決算、日程第3号令和4年度枕崎市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算、日程第4号令和4年度枕崎市介護保険特別会計歳入歳出決算の3件については、いずれも賛成多数で認定すべきものと決定いたしました。

次に、日程第5号中、令和4年度枕崎市立病院事業剰余金処分計算書については、全会一致で原案のとおり可決すべきもの、日程第5号令和4年度枕崎市立病院事業決算についても、全会一致で認定すべきものと決定いたしました。

次に、日程第6号中、令和4年度枕崎市水道事業剰余金処分計算書については、全会一致で原案のとおり可決すべきもの、日程第6号令和4年度枕崎市水道事業決算についても、全会一致で認定すべきものと決定いたしました。

次に、日程第7号中、令和4年度枕崎市公共下水道事業剰余金処分計算書については、全会一致で原案のとおり可決すべきもの、日程第7号令和4年度枕崎市公共下水道事業決算についても、全会一致で認定すべきものと決定いたしました。

以上で、報告を終わります。

○永野慶一郎議長 ただいまの報告に対し、質疑はありますか。――質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。

討論の通告がありますので、これを許可いたします。

まず、豊留議員。

○7番豊留榮子議員 ただいま報告のありました、私は認定事項第2号枕崎市国民健康保険特別会計歳入歳出決算について、反対の立場から討論いたします。

この国民健康保険は、自営業者、また年金受給者や無職の方、非正規雇用の労働者などが加入できる国民皆保険です。

本市の被保険者数は、年間平均で、令和3年度は5,582人から4年度は5,328人と254人の減となっているようです。

住民の命と健康、そして公的な医療保険制度を守るため、高過ぎる国保税を引き下げ、持続可能な制度にする改革が必要ではないでしょうか。

1兆円の公費投入を増やして、国保税を引き下げ、協会けんぽの保険料並みに引き下げ、均等割や平等割を廃止するなど、国の政策の抜本的な改革が必要です。

国が国保財政の公費負担を削減したことが、国保事業の大きな要因となっていることから、公費負担の増額を求めて、全国知事会や全国市長会など、加入者の所得が低い国保が他の医療保険

よりも保険税が高く負担が限界になっていることを、国保の構造問題だとしてこれを解決するために公費の投入、国庫負担を増やし、国保税を引き下げることが国に要望し続けているところですが、引き続きこの一般会計からの繰入れも認めさせ、払える国保税にすべきだと思います。

次に、認定事項第3号枕崎市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算について、これも反対の立場から討論いたします。

昨年10月から、75歳以上で一定の所得のある高齢者の医療費の窓口負担が1割から2割負担となりました。物価高騰は続き、年金収入は減らされ、暮らしが大変苦しいという声が上がらる中で、高齢者をさらに追い詰めるものです。

また、医師や歯科医師10万人以上で構成されているという全国保険医師団体連合会が、75歳以上は2割負担は直ちに1割に戻すことを求めるという声明を出しました。

保団連が行ったアンケート調査でも、受診控えや検査や薬を減らしたなど、診療内容上での手控えも懸念されると指摘されているということです。

このように、社会保障は冷酷に切り捨てる一方で、軍事費は2倍以下にする、こんな冷たい政治で暮らしも経済も成り立ちません。

財源を国民の負担だけで補うのではなく、国庫負担を増やし、富裕層と大企業にこそ応分の負担を求めることで、財源を確保すべきではないでしょうか。

次に、認定事項第4号枕崎市介護保険特別会計歳入歳出決算について、反対討論いたします。

介護保険制度は23年前に社会で支える介護として導入されましたが、実際には、要介護度に応じてサービス内容や支給額が制限されるなど、導入直後、保険あって介護なしと言われてきました。この介護保険は、サービスの利用が増えたり、介護職の労働条件を改善したりすると、保険料や利用料の負担増に跳ね返るという矛盾を抱えています。

介護保険の原則1割負担が壊され、年金の120万円から240万円は2割負担へ。そして240万円以上は3割負担となり、利用者は同じサービスを受けながら、負担額に違いが持ち込まれました。これでは安心の老後とは言えません。

持続可能な制度とするには、公費負担の割合を大幅に増やし、高齢者が安心して暮らせるよう制度の見直しや介護保険料、利用料の引下げが必要です。

以上の理由から、日本共産党は反対をして討論といたします。

○永野慶一郎議長 次に、立石議員。

○6番立石幸徳議員 私は認定事項第5号について決算委員長報告を行いましたけれども、一議員の立場から、不認定にすべきとの討論を行います。

令和2年からの新型コロナウイルス感染症との戦いの中で、自らの身の危険を顧みず、日夜、命がけで感染症防止に献身された医療従事者の皆さんには、国民は敬意を持って感謝の気持ちをささげてまいりました。

しかしながら、本市の市立病院においては、まさにこの時期、令和2年度から令和4年度にかけて、病院職員に対し、本来支給すべき時間外手当が支給されていないことが明らかになっております。

この件については、労働基準監督署が調査に入り、事業管理者に対し、労働基準法第108条並びに労働安全衛生法第66条8の3に法律違反している指摘をいたしまして、是正勧告がなされたのであります。

法律違反の下で執行された令和4年度病院事業決算を、市議会としては認定できるものではありません。

物価高騰の中で賃上げが叫ばれておりますが、賃上げどころか、当然支給されるべき残業手当が支給されてないゆゆしき事態であると思います。

また現在、本市行政に対しては、3件の訴訟が出されていますが、そのうちの1件は市立病院

に関し、令和4年度に提起された訴訟事件であります。

法律遵守は、行政の最も基本的な事項であります。

人命を預かる病院経営においては、特に法律遵守を心がけ、事業経営されるよう要求をし、決算不認定の討論といたします。

○永野慶一郎議長 これをもって討論を終結いたします。

これから、順次、採決いたします。

まず、日程第1号は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○永野慶一郎議長 御異議なしと認めます。

よって、認定事項第1号は、認定することに決定いたしました。

次に、日程第2号から第4号までの3件について、順次、起立により採決いたします。

まず、日程第2号は、委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○永野慶一郎議長 起立多数であります。

よって、認定事項第2号は、認定することに決定いたしました。

次に、日程第3号は、委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○永野慶一郎議長 起立多数であります。

よって、認定事項第3号は、認定することに決定いたしました。

次に、日程第4号は、委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○永野慶一郎議長 起立多数であります。

よって、認定事項第4号は、認定することに決定いたしました。

お諮りいたします。

次に、日程第5号中、令和4年度枕崎市立病院事業剰余金処分計算書は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○永野慶一郎議長 御異議なしと認めます。

よって、令和4年度枕崎市立病院事業剰余金処分計算書は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第5号は、起立により採決いたします。

日程第5号は、委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○永野慶一郎議長 起立多数であります。

認定事項第5号は、認定することに決定いたしました。

お諮りいたします。

次に、日程第6号中、令和4年度枕崎市水道事業剰余金処分計算書は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○永野慶一郎議長 御異議なしと認めます。

よって、令和4年度枕崎市水道事業剰余金処分計算書は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第6号は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○永野慶一郎議長 御異議なしと認めます。

よって、認定事項第6号は、認定することに決定いたしました。

次に、日程第7号中、令和4年度枕崎市公共下水道事業剰余金処分計算書は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○永野慶一郎議長 御異議なしと認めます。

よって、令和4年度枕崎市公共下水道事業剰余金処分計算書は、原案のとおり可決されました。次に、日程第7号は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○永野慶一郎議長 御異議なしと認めます。

よって、認定事項第7号は、認定することに決定いたしました。

次に、日程第8号を議題といたします。

市長に提案理由の説明を求めます。

[前田祝成市長 登壇]

○前田祝成市長 ただいま上程されました議案第63号令和5年度枕崎市一般会計補正予算（第5号）について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ27万5,000円を追加し、予算総額を165億9,917万5,000円にしようとするものです。

補正予算の内容は、国家賠償等請求事件に係る訴訟委任に伴う着手金であります。

本件訴訟につきましては、市福祉課に原告の配偶者からDV等の被害の相談があり、市が原告の配偶者及びその子を支援対象として緊急一時保護等の措置及びDV等の加害者が被害者の住所を探索することを目的として住民票の写し等を取得することを制限する住民基本台帳事務における支援措置を実施したことについて、当該措置は要件を満たさない違法なものであり、当該措置により原告は子との交流を妨げられ、また、子の監護養育への関与ができず、精神的苦痛を被ったとして、市及び原告の配偶者に対し、連帯して、損害賠償金275万円を支払うことを求めるといった内容であります。

本件につきましては、9月16日に鹿児島地方裁判所から第1回口頭弁論期日呼出状及び答弁書催告状の送達を受けましたが、裁判所への答弁書の提出期限が10月10日であることから、市の顧問弁護士等に訴訟委任し、早急に答弁書作成等の訴訟対応に当たっていただくため、その費用をお願いするものであります。

よろしく御審議くださるようお願い申し上げます、提案理由の説明を終わります。

○永野慶一郎議長 お諮りいたします。

ただいま上程中の案件については、会議規則第36条第3項の規定を適用し、委員会付託を省略し、本会議において審議したいと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○永野慶一郎議長 御異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

これから質疑を行います。質疑については、会議規則第53条のただし書を適用し、回数制限はしないことといたします。

ただいま上程中の案件に対し、質疑はありませんか。――質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。

討論の希望のある方の挙手を求めます。――討論なしと認めます。

これから採決いたします。

お諮りいたします。

日程第8号は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○永野慶一郎議長 御異議なしと認めます。

よって、議案第63号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第9号を議題といたします。

お諮りいたします。

総務文教、産業厚生各常任委員長から、御手元に配付のとおり、所管事務調査の継続調査の申出がありましたが、それぞれ申出のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○永野慶一郎議長 御異議なしと認めます。

よって、それぞれ申出のとおり決定いたしました。

次に、日程第10号を議題といたします。

お諮りいたします。

会議規則第125条の規定を適用し、御手元に配付のとおり議員を派遣したいと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○永野慶一郎議長 御異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

お諮りいたします。

ただいま議決されました議員派遣について、変更を要するものについては、その措置を議長に一任されたいと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○永野慶一郎議長 御異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

この際、お諮りいたします。

本定例会で議決された案件について、その字句等の整理を要するものについては、その整理を議長に委任されたいと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○永野慶一郎議長 御異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

これをもって、本定例会の議事の全てが終了いたしましたので、令和5年第4回定例会を閉会いたします。

午前9時53分 閉会

一般質問の要旨

令和5年 第4回定例会一般質問及び要旨

質 問 者	質問の主題	質 問 の 要 旨	答 弁 者
①平田るり子	少子化人口減少対策について	<p>1 少子化がもたらすこれからの社会や経済について、本市にはどのような影響があるのか</p> <p>2 本市の転入転出の状況について</p> <p>3 移住者にだけでなく定住者に対し様々な支援策を講ずることで、人口流出を防げるのではないか</p> <p>4 むぞかベビー誕生祝金給付事業は、少子化対策としてもっと手厚くできないのか</p> <p>5 本市に分娩の取扱いができる産院がなくなってしまった状況をどのように考えているのか</p> <p>6 枕崎の未来を創るための国策事業・原子力発電環境整備機構（NUMO）の地層処分場はどのような事業と認識しているか 少子化を解決し、本市を発展させるための大きな事業と考えるが、賛成・反対は置いて、誘致または事業を導入した場合、本市にどれだけの経済効果が見込めると思うか</p>	市 長 副市長 課 長
	防災行政無線戸別受信機等の普及について	<p>1 戸別受信機の普及状況について</p> <p>2 戸別受信機以外での情報を得る方法について</p> <p>3 災害に備える重要性の啓発について</p>	市 長 副市長 課 長
②眞茅 弘美	農作業の効率化・安全性を高めるための道路補修について	<p>1 畑かん地域の舗装されていない道路の整備はできないか</p> <p>2 危険を伴う市道の側溝に蓋の設置はできないか</p>	市 長 副市長 課 長

質 問 者	質問の主題	質 問 の 要 旨	答 弁 者
	不登校児童・生徒の支援について	1 現在、不登校の児童・生徒にどのような取組や支援が行われているのか 2 様々な理由で学校に行きづらいつ感じている児童・生徒の多様な居場所づくりとして適応指導教室を設置してほしい 3 いじめを認知した場合、どのような対応をしているのか 4 インターネット上のいじめについて	市 長 副市長 教育長 課 長
	ふるさと納税について	1 ふるさと納税の運営状況について 2 ワンストップ特例申請の手続をオンライン申請にしてはどうか 3 納税額が今年の7月時点で昨年度と比べて5割以上減少していると思われるが、納税額を上げるための対策はどのように考えているのか 4 納税額が増える10月から12月にかけてバナー広告などを利用して、イベントを実施しないのか	市 長 副市長 課 長
③立石 幸徳	公共下水道事業の経営健全化について	1 本市公共下水道事業の現状について（他会計補助金に対する見解など） 2 汚水処理原価と下水道使用料金について 3 終末処理場の悪臭対策について	市 長 副市長 課 長
	人手不足対策	1 本市地場産業分野における人手不足の実態について	市 長

質 問 者	質問の主題	質 問 の 要 旨	答 弁 者
④橋口 洋一	について	て	副市長 課 長
	学校教育について	2 外国人材政策推進について (行政と技能実習生監理団体との協力について)	市 長 副市長 教育長 課 長
	行政全般	1 本市小中学校の全国学力テストの結果について 2 今後の学力向上対策について	市 長 副市長 課 長
	ふるさと納税について	1 本年度のふるさと納税申込み状況について 2 現在、市において対応している業務内容・体制について 3 さとふるへの中間管理業務委託の実効性について 4 今後の中間管理業務の方向性について 5 来年度に公募型プロポーザルを実施するとした場合に、今年度の状況を踏まえた仕様・手続の考え方について 6 返礼品事業者との協力体制の構築状況について	市 長 副市長 課 長
	核のごみ受入れについて	1 県議会の令和2年第3回定例会において、塩田知事は「高レベル放射性廃棄物の最終処分場について、今後の県勢発展の基盤をしっかりとつくっていくためには、鹿児島島の基幹産業である農林水産業や観	市 長 副市長 課 長

質 問 者	質問の主題	質 問 の 要 旨	答 弁 者
⑤豊留 榮子	介護保険について	<p>光関連産業のさらなる振興に取り組む必要があると考えており、本県においては、最終処分場を受け入れる考えはない」との考えを既に表明しているところである。</p> <p>一方、本市の6月定例会の一般質問においては、原子力発電環境整備機構（NUMO）の事業を受け入れることで、あたかも本市に交付金が90億円入るような発言があった。</p> <p>市民の分断をもたらしかねない高レベル放射性廃棄物の最終処分場の受入れや誘致に対する市長の見解を問う</p> <p>1 介護ケアプランの有料化や要介護1、2のサービスの保険給付外しなど反対する世論の広がりや先送りとなったが、今後どのような対応をしていくのか本市の見解を</p> <p>2 利用料2割負担の対象拡大、一定所得以上の高齢者への保険料引上げはどのようにしているのか</p> <p>3 本市における介護施設、介護従事者の現況など把握されているのか</p>	市 長 副市長 課 長
	ふるさと納税の活用について	<p>1 広報まくらざきに毎年ふるさと納税の実績報告が掲載されているが、市民にもっとふるさと納税の活用状況の詳細を知らせることが必要ではないか</p> <p>2 ふるさと納税に関するこれまでの経験を生かして、今後の取組に全力を尽くすべきではないか。 今後のふるさと納税については、どこに重点を置き取り組んでいくのか</p>	市 長 副市長 課 長
⑥禰占 通男	小中連携教育について	<p>1 小中連携教育の現況はどのようにしているのか</p> <p>2 小中連携教育の成果はどのように公開されているのか</p>	市 長 副市長 教育長 課 長

質 問 者	質問の主題	質 問 の 要 旨	答 弁 者
	本市の中学校の在り方について	1 学校の適正な規模はどのようになっているのか 2 学校教育法に照らして、適正な規模と判断される本市の学校は 3 学級編制と教職員定数の算定はどのようになっているのか 4 令和4年度の望ましい学校づくり審議会からの答申結果はどうなったのか	市 長 副市長 教育長 課 長
	全国学力・学習状況調査について	1 全国学力・学習状況調査の結果分析から見える課題は何か	市 長 副市長 教育長 課 長

地方自治法第 123 条第 2 項の規定により署名する。

枕崎市議会議長 永 野 慶一郎

枕崎市議会議員 上 迫 正 幸

枕崎市議会議員 瀬 占 通 男